

## 第3章 災害応急対策

### 第1項 町本部活動体制

#### 第1節 災害対策本部運用計画

関	係	機	関
全			課

##### 1 計画の方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の町地域内における災害応急対策に対処するため必要があるときは、本計画の定めるところにより「池田町災害警戒本部」又は「池田町災害対策本部」を設置する。

なお、町本部又は警戒本部は、災害の規模、程度によって各々の体制をとるほか、町本部又は警戒本部を設置するに至らない程度の災害時にあつては、平常時における組織をもって対処するものとする。

なお、地震災害については、地震対策編第3章第1項第1節「防災活動体制の整備計画」によるものとする。

##### 2 体制等

注意報、警報等が発表されたとき、あるいは町本部が設置されたときの体制等は、次によるものとする。

体制	配備基準	配備対応課	
準備体制	1 次の注意報、警報のうち、いずれかが発表されたとき <ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨注意報</li> <li>・洪水注意報</li> <li>・強風注意報</li> <li>・大雪警報</li> </ul> 2 市橋観測所水位が1.6m（水防団待機水位）に達したとき 3 その他、町長がこの体制を命じたとき	平日昼間 総務課 土日・祝祭日・平日夜間 宿日直職員	
警戒体制	警戒第一体制	1 次の警報のうち、いずれかが発表されたとき <ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨警報</li> <li>・洪水警報</li> <li>・暴風警報</li> <li>・暴風雪警報</li> </ul> 2 市橋観測所水位が2.05m（氾濫注意水位）に達したとき 3 その他、町長がこの体制を命じたとき	総務課 建設課 水道課
	警戒第二体制	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">池田町災害警戒本部体制</div> 1 警戒第一体制をとるべき警報が発表され、町長が被害発生の危険性等を勘案し、この体制をとるべきことを命じたとき 2 市橋観測所水位が2.3mとなり、2.55m（避難判断水位）に達すると見込まれるとき 3 避難準備・高齢者等避難開始を発令したとき 4 その他、町長がこの体制を命じたとき	責任者：副町長 副責任者：総務部長 教育長 全部長 総務課 企画課 建設課 産業課 水道課 住民課 健康福祉課 保険年金課 学校教育課 社会教育課 養基組合 消防団本部役員
非常体制	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">池田町災害対策本部体制</div> 1 特別警報の発表があったとき 2 土砂災害警戒情報が発表されたとき 3 市橋観測所水位が2.85m（氾濫危険水位）に達したとき 4 避難勧告を発令したとき 5 災害が発生し、町内の広範囲にわたって大規模な被害が予想されるとき 6 災害救助法が適用される災害が発生したとき 7 その他、町長がこの体制を命じたとき	本部長：町長 副本部長：副町長 全職員 全消防団員	
その他	町長は、災害の状況その他により上記に定める体制により難しいと認めるときは、特定の課に対してのみ体制を指示し、又は種類の異なる体制を指示するものとする。		

### 3 災害警戒本部・災害対策本部

#### (1) 設置

上記のとおり、警戒第一体制をとるべき警報が発表され、町長が被害発生危険性を勘案し、この体制をとるべきことを命じたときは災害警戒本部を設置する。災害警戒本部は、災害の状況により災害対策本部へ移行する。その際は、事務の継続性を十分に考慮する。

## (2) 所掌事務

災害警戒本部は、おおむね次の災害対策を実施する。

ア 災害対策本部設置の準備に関すること。

イ 県への報告に関すること。

ウ 県、消防、警察等防災関係機関との連携に関すること。

エ 消防団の出動準備に関すること。

オ 状況調査に関すること。

カ 町防災行政無線、広報車等による住民への警戒の呼びかけに関すること。

## 4 体制等の特例

町長は、災害の種類、状況その他により「2 体制等」に定める体制により難しいと認めるときは、特定の課に対してのみ体制を指示し、又は種類の異なる体制を指示することができる。

(1) 必要により現地災害対策本部の設置及び現地指揮者の選定又は視察、見舞等に関すること。

(2) 災害防除（拡大防止）対策に関すること。

(3) 被災者の救助、保護対策に関すること。

(4) 交通、通信その他総合的に実施を要する対策の調整、推進に関すること。

(5) その他災害対策に関連した重要な事項

## 5 職員の配備

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、各職員は、町本部の設置又は配備のいかんにかかわらずそれぞれの任務につくものとする。各部は、職員別に配備場所を定めておくものとするが、本部員は直ちに本部室に集合できるようそれぞれ所属課において待機（勤務）するものとする。

## 6 町本部の設置及び解散

### (1) 町本部の設置

町本部は原則として役場に設置する。ただし、役場庁舎が被災し、使用不能のときは、被災していない公共施設を代替場所として使用し、職員、住民及び防災関係機関に周知する。

### (2) 町本部の解散

町本部は、おおむね次の基準により町長が解散する。

ア 当該災害にかかる災害の予防及び応急対策がおおむね終了したとき。

イ 予想された災害にかかる危険がなくなったと認めるとき。

## 7 本部長の職務代理者の決定

本部長（町長）不在時の指揮命令系統の確立のため、命令権者の順位を次のとおり定めておくも

のとする。

第1順位	副町長
第2順位	総務部長
第3順位	民生部長
第4順位	建設部長
第5順位	水道部長
第6順位	総務課長

## 8 現地災害対策本部の設置

- (1) 被災地が限定された災害である場合等災害の規模、程度等により必要があると認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置し、現地における応急対策を実施する。
- (2) 現地本部には、被災地に近い町有施設を使用する。
- (3) 現地本部長及び現地本部員は、町長（又は代理者）が指名する職員をもって充てる。

## 9 町本部職員の証票等

### (1) 身分証明書

町本部職員の身分証明書は、「池田町職員証」をもって兼ねるものとし、災対法第83条第2項（強制命令の執行に伴う立入検査時の身分証票）及び災害救助法第27条第4項（物資の保管場所等への立ち入り時の身分証票）による身分を示す証票も本証をもって兼ねるものとする。

### (2) 腕章

町本部職員のうち災害応急対策の実施又はその事務に従事するものは、腕章を着用するものとする。（別表1）

### (3) 標旗

町本部を開設した場合は標旗をかかげ、町本部で災害応急対策に使用する自動車には標旗を付するものとする。（別表2）

別表 1

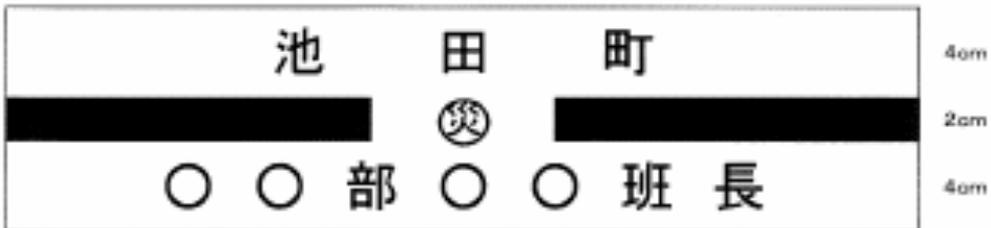
1. 本部長、副本部長腕章



2. 部長、本部員腕章



3. 班長腕章



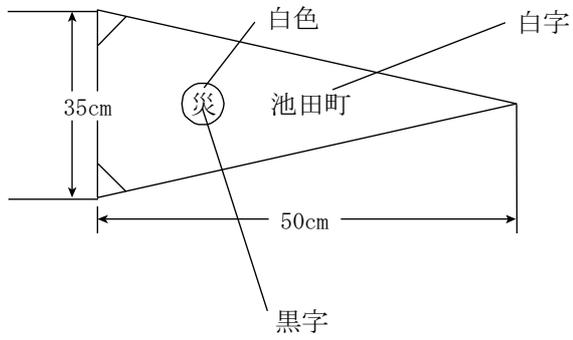
4. 職員腕章



- (注) 1 腕章の大きさは長さ38cm、幅10cmとする。  
 2 地は白色、字は黒色とし、線は赤色とする。  
 3 ホック止めとする。

別表 2

自動車標旗



地色は赤色とする。

## 第2節 職員動員計画

関	係	機	関
全			課

### 1 計画の方針

災害応急対策活動の実施に必要な災害応急対策要員を招集し、その活動を確実にするため、各部においてその実情に即した所要人員の動員を図るものとする。

### 2 動員計画

町本部における職員の動員は、次によるものとする。

#### (1) 職員の心得

町本部職員は、常に気象状況あるいは消防及び水防信号等に注意し、災害の発生を承知したとき、又は発生のおそれがあるときは、速やかにそれぞれの配備場所につき、待機するものとする。

#### (2) 動員の方法

職員の動員は、各部において定める配備計画に基づいてそれぞれに行うものとするが、退庁後に突発的な災害が発生した場合等で職員がその発生を承知することが困難なときにあっては、電話、町防災行政無線等によって動員するものとする。

#### ア 連絡責任者の任命及び責務

(ア) 各部ごとの業務連絡の責任者は、本部連絡員を各部より任命した場合は本部連絡員とし、特段指名しない場合は本部員とする。

(イ) 連絡上の責務は、災害情報、被害状況の調査、把握及び各種災害関係情報、指示等の発受に関する連絡等とする。

#### イ 動員の伝達

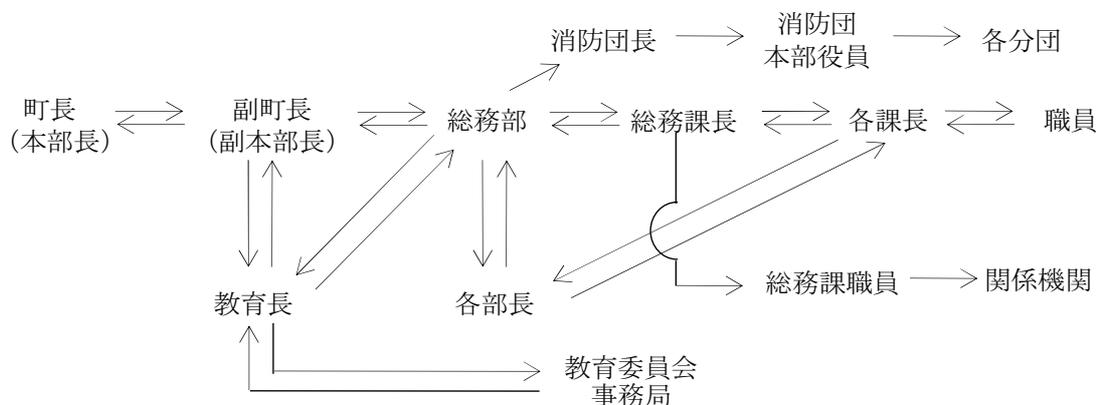
非常配備の職員等への伝達は、次により行う。

#### (ア) 勤務時間内における伝達

a 気象情報の通知を受け、災害発生が予想される場合又は災害が発生した場合、副町長は、町長の指示により非常配備を決定し、教育長、総務部長に伝達する。総務部長は各部長及び総務課長にこれを伝達するとともに庁内放送によりこれを徹底する。

b 総務課長は各課長、消防団長へ連絡し、各課長は、直ちに関係職員に連絡し、関係職員をして所定の配備による事務又は業務に従事させるものとする。

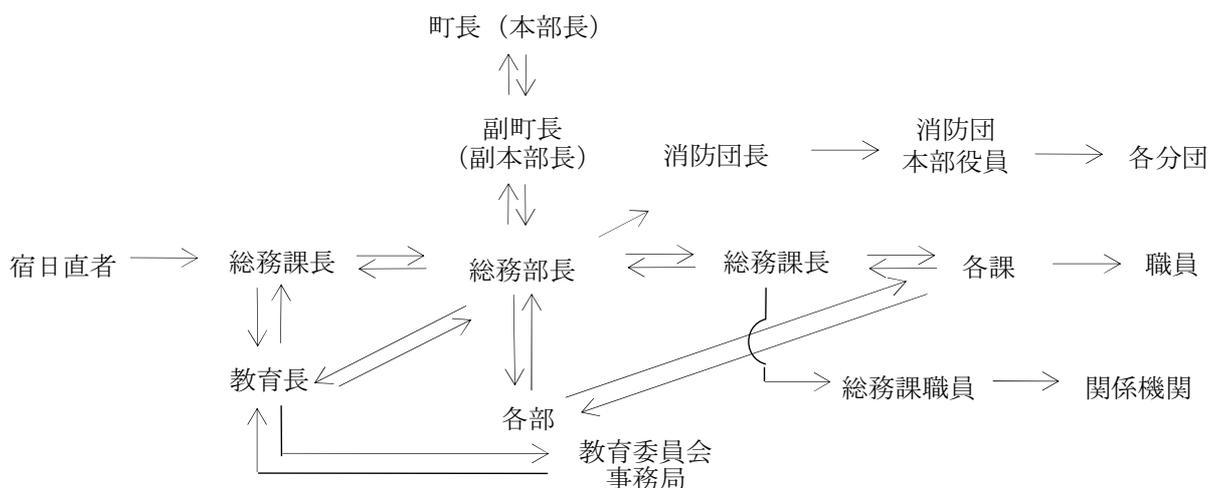
### 勤務時間内における伝達系統



#### (イ) 勤務時間外、休日における伝達及び配備

- a 宿日直者は、非常配備に該当する気象情報が防災関係機関から通知され、又は災害発生が予想される場合は、直ちに総務課長に連絡するものとする。総務課長は、宿日直者から連絡を受けた場合は、総務部長に連絡し、総務部長は、町長、副町長に報告をし、配備体制の指示を受け、教育長、各部長、総務課長及び消防団長に伝達する。
- b 総務課長は各課長へ連絡し、各課長は、直ちに関係職員に連絡する。連絡を受けた職員は以後の状況の推移に注意し、必要のある場合は登庁する。
- c 職員は、常に気象情報等に注意し、その状況に応じ連絡責任者からの連絡を待たず、積極的に登庁するよう心掛けるものとする。

### 勤務時間外、休日における伝達系統



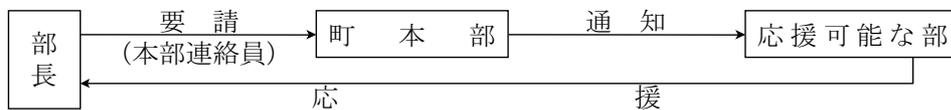
### 3 職員の応援

各部における災害応急対策の実施に当たって職員が不足するときは、本部連絡員を通じ町本部に職員の応援を要請するものとする。町本部は、本部員会議で決定された応援方針に基づき余裕のあ

る部のうちから適当な部を決定し通知するものとする。

なお、町本部内における応援でなお不足するときにあつては、県支部総務班（教職員にあつては県支部教育班）に職員の応援又は派遣を要請するものとする。

(1) 町内における応援要請系統



(2) 町内で不足する場合の県への応援要請



## 第2項 災害応援要請計画

### 第1節 防災機関協力計画

関	係	機	関
総	務	課	
大	垣	消	防
組	合		

#### 1 計画の方針

町は、自力による災害応急対策の実施が不可能又は困難なときにあつては、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき、関係のある他の機関に応援、協力あるいはあつせんを求め、円滑な実施を期するものとする。

#### 2 関係機関相互の資料交換

町本部は、災害応急対策又は災害復旧に必要な技術知識又は経験を有する職員の職種別現員数及びこれらの者の技術、知識又は経験の程度を記載した資料を関係機関と相互に交換し、常に職員派遣(応援)の可能な状況を把握しておくものとする。

#### 3 応援、協力の要請

各機関は、災害応急対策等の実施が労力、資機材の不足等によって不可能な場合又は著しく困難な場合、広域応援協定等(第2章第17節「広域応援体制の確立」)によりその対策と関係のある他の機関からの応援を得あるいは協力を求めることができるときは、県支部経由し若しくは直接にその機関に対して応援、協力あるいはあつせんの要請をするものとする。

なお、要請に当たっては、おおむね次の事項についてその条件を明示して行うものとする。

- ① 要請する対策等の内容
- ② 要請する理由
- ③ 人員、資機材等の職種別人員あるいは名称(品質規格等)、数量
- ④ 期間又は日時等
- ⑤ 場所又は地域等
- ⑥ 経費その他条件

特に人の要請に当たっては宿舎、給食、携行品等の条件を詳細に示すこと。

##### (1) 県への応援要請

町長は、町域において災害が発生した場合、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し応援を求めることができる。(災害対策基本法第68条)

##### (2) 他の市町村に対する応援要請

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に応援を求め、災害対策の万全を期する。(災害対策基本法第67条)

### (3) 消防の応援要請

- ① 大規模災害時における消防活動については、消防組織法第21条の規定に基づき締結された「岐阜県広域消防相互応援協定」により相互応援を行う。
- ② ①によってしても対処できないと判断したときは、消防組織法第24条の3の規定に基づき知事に対し消防庁長官への緊急消防援助隊の出動要請依頼を行う。
- ③ 近隣の市町、消防組合との相互応援については、本編第2章第17節「広域応援体制の確立」の定めるところによるものとする。

### (4) 自衛隊の派遣を要請するに当たっては、本項第5節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところにより要請するものとする。

### (5) 指定地方行政機関等に対する派遣要請

町長は、災害対策基本法第29条に基づき、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、指定地方行政機関の職員の派遣を要請することができる。

また、町長は、知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求めることができる。

## 4 応援の受入体制の整備

### (1) 連絡窓口の明確化

町は、県、他市町村等との連絡を速やかに行うため、連絡交渉の窓口を明確にする。

### (2) 搬送物資受入施設の整備

県、他市町村等から搬送されてくる救援物資を速やかに受け入れるため、救援物資の集積所の整備に努める。

### (3) 受入れ体制の確立

動員された者の作業が効率的に行えるよう、作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所その他作業に必要な受入れ体制を整備する。

## 5 応援、協力の義務

町本部は、他の機関から応援、協力又はあっせんを求められた場合は、自らの災害応急対策等の実施の遂行に支障のない限り応援、協力し又は便宜を供給するものとする。

## 6 経費

応援あるいは協力した場合の経費は、法令等による定めがある場合のほか要請をした機関の負担とするが、経費支払いの基準、方法あるいは要請機関における経費負担が困難なときの負担区分等については、要請のあった都度関係機関が協議して定めるものとする。

## 第2節 奉仕団の編成活動計画

関	係	機	関
全			課

### 1 計画の方針

この計画は、災害応急対策実施のため必要な人員（労力）の動員について定めるものとし、自衛隊派遣要請、広域応援要請については、別に定める。なお、町本部の職員の動員は、本章第1項第2節「職員動員計画」に定めるところによる。

### 2 動員の順序及び担当者（部）

- (1) 災害対策本部員の動員（本部長又は副本部長）
- (2) (1)以外の職員の動員（総務部）
- (3) 奉仕団員の動員（総務部）
- (4) 労務者等の雇上げ（関係主管部）

応急対策の内容によっては、この順序を異にすることができる。

### 3 奉仕団の編成

町地域における災害奉仕団は、次のとおり編成する。

- (1) 校下（町内）別に自治会、女性団体、青年団体、各団体をもって「校下奉仕団」を編成し、各奉仕団の役員は代表者（会長、団長）とする。
- (2) 中学校の生徒会をもって「中学校生徒会奉仕団」を編成する。奉仕団の本部には中学校長、副校長等が、また各班にはクラス担当教師がつき、その指導に当たるものとする。
- (3) 赤十字奉仕団は医療班を編成する。

### 4 奉仕団活動要領

奉仕団の動員及び活動は、おおむね次によるものとする。

#### (1) 動員

各団員の動員は、奉仕団長がその地域に災害が発生し、団員の動員が必要と認めたとき、又は町本部長から動員の要請があったとき、必要な人員を動員する。

団員の動員に当たっては、奉仕団長は、団の役員と協議し、被災世帯員は除くようにする等配慮するものとする。

#### (2) 連絡及び状況の通報

ア 奉仕団は常に町本部、消防、警察等と連絡を保つとともに、それらの機関から要請のあったときは、積極的に協力し、その対策の実施に奉仕するものとする。

イ 奉仕団役職者は、町本部職員不在時にあっては、状況を速やかに、町本部に通報するものと

する。

### (3) 従事作業

奉仕団が実施する作業は、おおむね次のとおりとする。

- ア 炊出しその他災害救助の実施
- イ 清掃の実施
- ウ 防疫の実施
- エ 災害対策用物資の輸送及び配分
- オ 上記作業に類した作業の実施
- カ 軽易な事務の補助

## 5 県への応援要請

町内で動員した奉仕団のみでは必要数を確保できないときは、次の区分により県支部の担当班に応援の要請をするものとする。なお、緊急を要する場合にあっては、直接隣接市町に応援の要請をする。

### (1) 要請者の種類及び要請先

医療関係者	⇒ 県支部保健班
家畜医療関係者	⇒ 県支部家畜保健衛生班
土木建築関係者	⇒ 県支部土木班
水道工事関係者	⇒ 県支部広域水道班
その他奉仕団	
・所属奉仕団	⇒ 県支部総務班
・日本赤十字奉仕団及び町内隣保互助等奉仕団	⇒ 県支部総務班
・青年及び女性奉仕団	⇒ 県支部総務班

### (2) 要請時の明示事項

動員、応援の要請に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

- ア 従事すべき作業の内容（労務の種別）
- イ 所要人員（男女の別）
- ウ 就労期間（○日○時～○日○時）
- エ 集合の場所（要員移送の方法）
- オ 携行品その他必要事項

## 6 技術者等の雇上げ

災害応急対策の実施に当たって特殊な作業のため、技術者あるいは特別な労力を必要とするときは、その作業の関係事業主管部が行うものとする。

## 7 給与の支払

賃金等の給与額は、その時における雇上げ地域の慣行料金以内によることを原則とする。ただし、

法令その他により別に基準のあるものは、この限りでない。

## 8 労務者従事記録

災害応急対策実施機関は、労務者を雇上げたときは、次の記録を作成し、整備保管しておくものとする。なお、次の会計に関連する記録で、会計規則等で特に規定されている様式等については、それらの会計記録で記録される事項は、省略して差し支えないものとする。

### (1) 「労務者出役表」(様式1号)

日々の出役の状況を確認記録する。

### (2) 「賃金台帳」(様式2号)

日々の出役状況を記録し、賃金等の計算、支払状況等を記録する。

## 9 災害救助法による基準等

災害救助法による救助実施のための賃金職員等雇上げの範囲その他の基準等は、次によるものとする。

### (1) 災者避難のための賃金職員等

原則としては認めないが、町本部の指示による避難で特に誘導賃金職員等を必要とするとき。

### (2) 医療及び助産の移送賃金職員等

医療班では処置できない重傷患者若しくは医療班が到着するまでの間に医療措置を講じなければならない患者を病院、診療所に運ぶための賃金職員等又は医療班の移動に伴う賃金職員等(医療班員を背負って急流を渡るような賃金職員等)を必要とするとき。

### (3) 災者の救出

災者を救出するための賃金職員等を必要とするとき、及び災者救出に必要な機械器具、資材の操作又は後始末に賃金職員等を必要とするとき。

### (4) 飲料水の供給

飲料水供給のための機械器具の運搬操作あるいは飲料水を浄水するための医薬品の配布等に賃金職員等を必要とするとき。

### (5) 救助用物資の支給

被服、寝具その他生活必需品、学用品、医薬品、衛生材料及び炊出し用品(食料品、調味料品、燃料)の整理(種類別、地区別の区分、整頓、保管)、輸送(積降し、上乘、運搬)又は配分に賃金職員等を必要とするとき。

### (6) 遺体の捜索

遺体の捜索に賃金職員等を必要とするとき及び捜索に要する機械器具その他資材を操作し、又は後始末に賃金職員等を必要とするとき。

### (7) 遺体の処理

遺体の洗浄、消毒等の処置又は遺体を仮安置所まで輸送するため等に賃金職員等を必要とするとき、又は前記以外の救助作業のため賃金職員等の必要が生じたときは、町本部は、県支部総務

班を經由して県本部健康福祉政策班に範囲外賃金職員等についての要請をするものとする。なお、要請に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

ア 賃金職員等の雇上げを要する目的又は救助種目

イ 賃金職員等の所要人数

ウ 雇上げを要する期間

エ 賃員等雇上げの理由

オ 賃金職員等雇上げを要する地域

(8) 賃金職員等雇上げの期間

各救助の実施期間中とする。

(9) 費用の限度

「7 給与の支払」による費用によるものとする。

(10) 報告その他事務手続

町本部は、賃金職員等を雇上げたときは、「救助日報」(様式3号)により、毎日その状況を県支部総務班を經由して県本部健康福祉政策班に報告するものとする。なお、賃金職員等雇上げに関する記録は、「労務者従事記録」によるものとするが、災害救助分については判然と区分し、整理するものとする。

### 第3節 技術者等の強制従事に関する計画

関	係	機	関
総	務	課	
大	垣	消	防
組	合	消	防
消	防	団	

#### 1 計画の方針

災害応急対策実施のための要員が一般の動員等の方法によってもなお不足し、他に供給の方法がないときは本計画の定めるところにより、強制命令を発するものとする。

#### 2 強制命令の種類と執行者

従事命令及び協力命令は、次表に掲げるところによる。

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者	従事対象者
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員又は消防団員	火災の現場附近に在る者
水防作業	従事命令	水防法第17条	町長、消防団長、消防機関の長	町の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者
災害応急対策作業（全般）	従事命令	災害対策法第65条第1項	町長	町の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
		災害対策法第65条第2項	警察官	
		災害対策法第65条第3項	自衛官	

#### 3 公用令書の交付

従事命令又は協力命令を発するとき及び発した命令を変更し、又は取消すときは、次に定める令書を交付するものとする。なお、県知事（県知事が町長に委任をした場合は町長）が発する以外の従事命令については令書の交付は必要ないものとする。

- (1) 「災害救助法による従事命令（書）」 (様式4号)
- (2) 「同上命令の取消命令（書）」 (様式5号)
- (3) 「災害対策基本法による従事、協力命令（書）」 (様式6号)
- (4) 「同上命令の変更命令（書）」 (様式7号)
- (5) 「同上命令の取消命令（書）」 (様式8号)

上記命令書を発したときは、従事者から令書の受領書を徴するものとする。

#### 4 損害補償

従事命令又は協力命令により災害応急対策に従事した者でそのことにより負傷し、疾病にかかり

又は死亡した者に対する損害補償は、池田町消防団員等公務災害補償条例（昭和42年法律第8号）等による。

## 5 その他

### (1) 従事者台帳の作成

従事命令又は協力命令を発したときは、「従事者台帳」（様式12号）を整備し総務部に提出する。

### (2) 従事できない場合の届出

公用令書の交付を受けた者がやむを得ない事故により作業に従事することができない場合には、次に掲げる書類を添付して町長に届け出るものとする。

ア 負傷又は疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書

イ 前号以外の事故により従事することができない場合においては、町長、警察官等の証明書

## 第4節 ボランティア活動支援計画

関	係	機	関
総	務	課	
健	康	福	祉
社	会	福	祉
協	議	会	

町は、災害後のボランティア活動が円滑に行われるように、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、その活動拠点の環境整備に努める必要がある。ボランティア活動に対する支援活動は、本計画に定めるところによるものとする。

### 1 町本部及び町社会福祉協議会の活動

#### (1) 災害直後の情報提供

町本部は、ボランティア活動が円滑に行われるよう県、近隣市町、報道機関の協力を得て、最優先で求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報を提供し、参加を呼び掛ける。

#### (2) ボランティアを行っている者への配慮

町本部は、ボランティアの活動状況を把握するとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。また、ボランティアの活動上の安全確保について確立するものとする。

#### (3) ボランティアからの情報・ニーズの収集

町本部は、ボランティアからの情報・ニーズ等を把握し、ボランティア活動に対する適切な支援に努めるものとする。また、被災者ニーズを把握し、情報提供方策について整備を推進するものとする。

#### (4) ボランティア活動拠点の確保等

ア 町本部は、ボランティアに対し町有施設等をボランティア活動拠点として「ボランティアセンター」を設け、県本部、日赤岐阜県支部及び町・県社会福祉協議会と連携を保ちながら生活支援、医療等の各分野毎のボランティアを所管する組織を統括し、連絡調整を行う。

イ 町は、活動拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の確認を行う。

ウ 町は、大規模災害発生時に速やかに災害ボランティア受入に係る総合調整等を担う災害ボランティア連絡調整会議を設置し、県と連携してボランティアの活動状況を把握するとともに、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等の連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。これにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

## 2 町社会福祉協議会の活動

町社会福祉協議会は、県社会福祉協議会が設置する県社会福祉協議会災害救援本部及び現地災害救援事務所に協力する。

被災現場での救援活動は、おおむね次のとおりである。

- (1) 災害救援ボランティアの受入れ及びコーディネート
- (2) 災害救援ボランティアの救援活動への支援
- (3) 町本部が設置する「ボランティアセンター」からのボランティアニーズの確認と県本部、県社会福祉協議会への伝達又は連絡調整

## 第5節 自衛隊災害派遣要請計画

関	係	機	関
総	務	課	

### 1 計画の方針

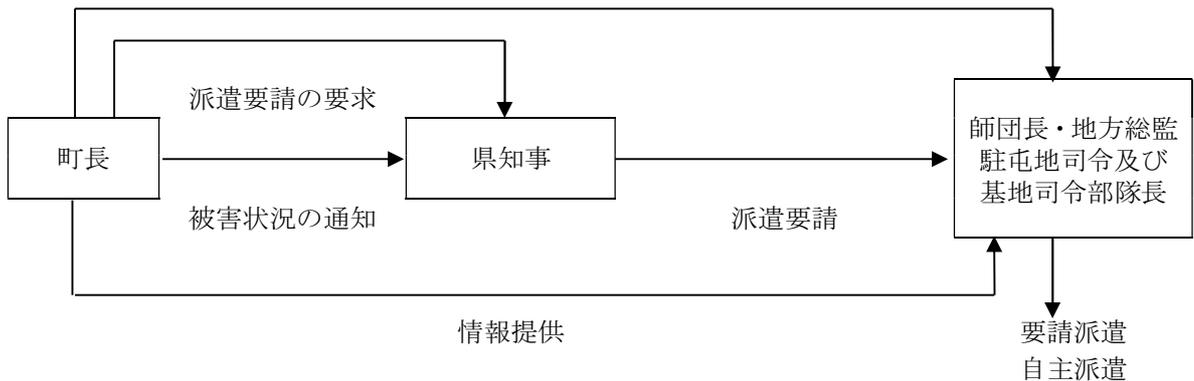
災害時に住民の人命、財産を保護するため災害応急対策上、自衛隊の支援を必要とする場合は、自衛隊法第83条第1項の規定に基づき、次により自衛隊の災害派遣を要請する。

### 2 派遣要請の方法

#### (1) 知事への要請

町長は自衛隊の派遣要請を行う必要があると認めるときには、「災害派遣要請依頼書」（様式第13号）により、県知事に要請の依頼を行うものとする。

ただし、急を要するときは、口頭又は電話で行い事後速やかに文書を提出するものとする。また、その際に、必要に応じて、その旨及び当該地域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。



#### (2) 知事と連絡不能又は緊急の場合

町長は、知事に対し、(1)に定める要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を直接陸上自衛隊第35普通科連隊に通知し、部隊の派遣を促すものとする。

また、その際は、速やかに知事にその旨通知する。

(3) 要請の窓口

- ・陸上自衛隊第10師団（守山）防衛班

NTT電話 052—791—2191（内線531）  
052—791—2191（内線301）（夜間）

- ・陸上自衛隊 第35普通科連隊（守山）第3科

NTT電話 052-791-2191（内線461）（夜間477）  
FAX 052-791-2191（内線411）  
防災行政無線 7 -651-712（事務室）  
7 -651-711（当直室）  
651-710（FAX）

### 3 自衛隊の自主派遣

災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、自衛隊は、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

#### 自主派遣の判断基準

- 1 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- 2 災害に際し、都道府県知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- 3 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。

### 4 自衛隊の活動

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者等の搜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯及び給水
- (10) 生活必需品等の無償貸付又は譲与
- (11) 危険物の保安及び除去
- (12) その他

## 5 災害派遣部隊の受入れ体制

### (1) 留意事項

ア 自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう効率的な作業分担への配慮を行う。

イ 諸作業に関係ある管理者の了解を得ることへの配慮を行う。

ウ 派遣部隊との連絡を緊密にするため連絡場所を設け、責任者を定めて常に自衛隊との連絡窓口を統一し、作業の実施についても現地指揮官と協議して行うものとする。また、必要に応じて地図、略図等を準備し、作業地区ごとに連絡員を定め、災害情報の伝達、資材の調達等が円滑に行えるよう努めるものとする。

エ 地域住民は、派遣部隊の作業を傍観することなく積極的に協力して作業を遂行すること。

### (2) 具体的措置

- |              |   |  |
|--------------|---|--|
| 連絡場所の設置      | ⇒ | 速やかに連絡場所を設け、自衛隊及び県本部に通知する。   |
| 窓口の統一        | ⇒ | 総務部に連絡責任者を定め、自衛隊と連絡窓口を統一する。  |
| 協議体制の確立      | ⇒ | 作業の実施について現地指揮官と協議を行い、必要に応じ地図、略図等を準備し、作業地区毎に連絡員を定める。                  |
| 作業計画及び資機材の準備 | ⇒ | 派遣部隊の行う作業の作業計画をたて、必要な資機材を準備し、作業に関連ある管理者等にも連絡しておくものとする。               |
| 宿泊施設等の準備     | ⇒ | 派遣部隊の宿泊施設を小中学校等の公共施設に確保、又は野営施設を準備し、あわせて駐車場等を確保する。また、必要に応じて臨時電話を架設する。 |
| 知事への報告       | ⇒ | 町長は、自衛隊の活動状況等について随時知事に報告するものとする。                                     |

## 6 経費の負担区分

(1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市町村等が負担するものとし、下記を基準とする。

ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地建物等の使用料及び借上料

イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料

ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備品以外の資材、機材等の調達、借上げ、運搬及びその修理費

エ 県・市町村が管理する有料道路の通行料

(2) その他前記負担区分に疑義が生じた場合、あるいはその他必要経費が生じた場合は、県本部に照会し、その都度決定する。

## 7 派遣部隊撤収時の手続

自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに県本部に対し、「自衛隊の撤収要請依頼につ

いて」(様式14号)により撤収を依頼するものとする。

## 8 自衛隊ヘリコプター派遣要請に関する留意事項

### (1) 派遣要請依頼

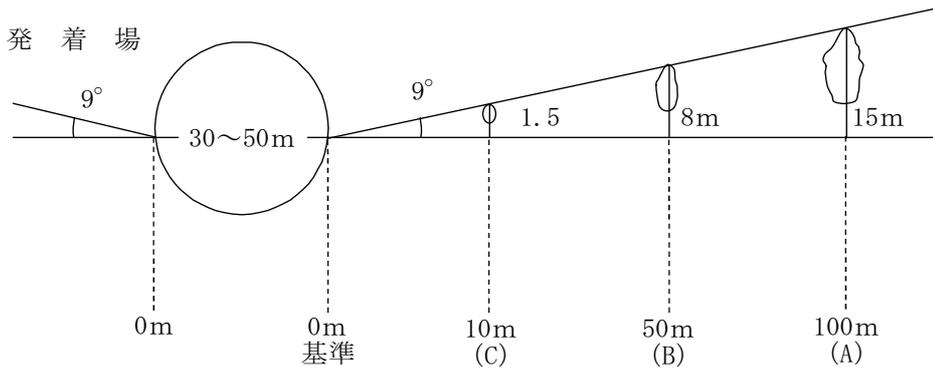
ア 派遣要請依頼は、様式13号の事項を明示し、事前又は早期に行うこと。

イ 派遣要請依頼は、事実を確認し、他に方法がないときにのみ行うこと。

### (2) 発着場選定基準

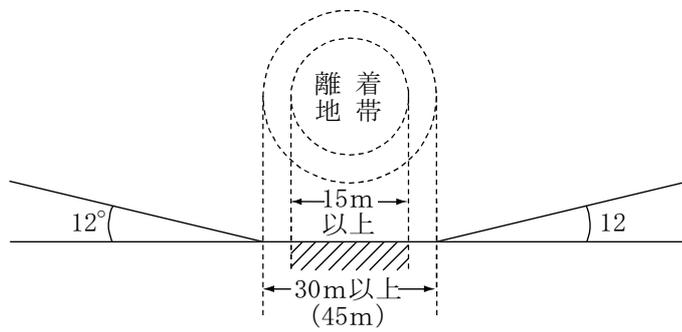
ア 地面は堅固で傾斜6度以内であること。

イ 四囲にあまり障害物がないこと。少なくとも2方向に障害物がないことが望ましい。ただし、東西南北100m×100mの面積があれば次図のごとく障害物があっても離着陸は可能である。



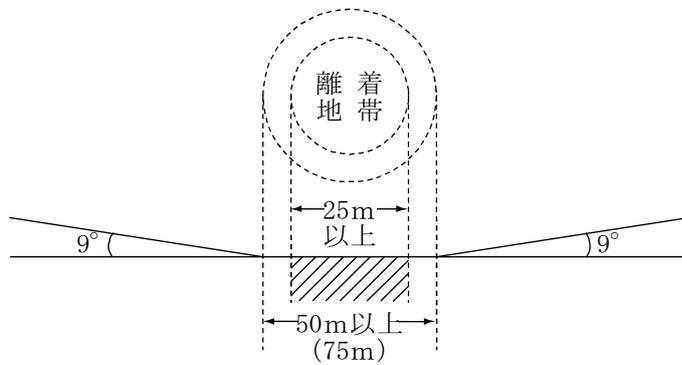
ウ (7) 小型機 (OH-6) の場合 (カッコ内は夜間)

← 無障害地帯 →



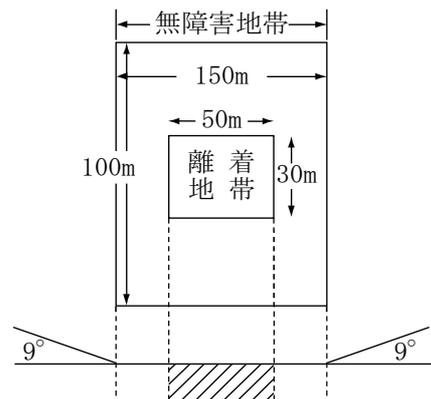
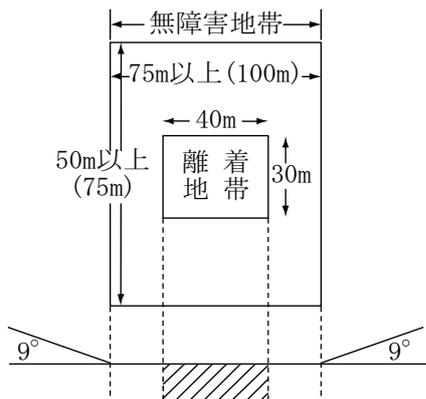
(イ) 中型機 (UH-1) の場合 (カッコ内は夜間)

← 無障害地帯 →



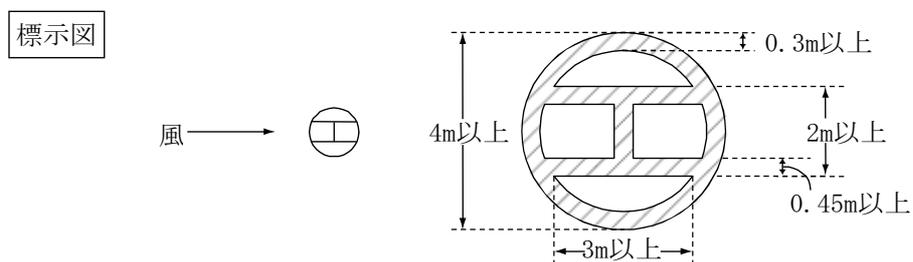
(ウ) 大型機 (V-107) の場合

(CH-47J) の場合



### (3) 離着陸場の標示

ア 風向きに対して石灰等で⊕を書くこと。

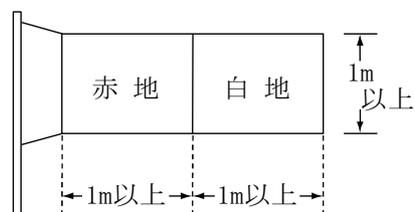
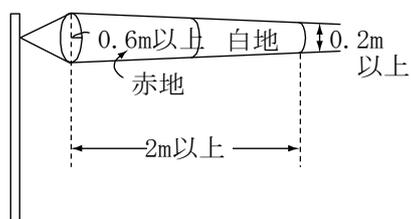


(注) 斜線内は白色、積雪時は赤色とする。

イ ヘリポートの近くには、上空から風向、風速等の判定が確認できるよう吹き流し又は旗をたてるとともに、できれば発煙筒（積雪時は赤色又は着色したもの）を併用すること。

(吹き流し)

(旗)



### (4) 離着陸における安全

ア 離着陸場は、平面にし、必要に応じて撒水し、積雪時は踏み固めること。

イ 離着陸場の半径25m以内には人が入らないこと。

(5) ヘリコプターによる物資等を輸送する場合は、搭載量を超過させないため計量器を準備すること。

## 9 ヘリポートの確保

町は、緊急時におけるヘリコプター発着可能なヘリポートの確保に努め、ヘリコプター発着場周辺における建柱、架線その他工作物の建設に際しては、ヘリコプターの発着の障害とならないようにする。

本町における防災ヘリコプター緊急離着陸場は、資料編に掲載のとおりである。

## 第3項 交通通信計画

### 第1節 道路交通対策

関	係	機	関
建	設	業	課
産	業	課	課

#### 1 計画の方針

災害により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、若しくは発生するおそれがあるときの交通の禁止及び制限（以下「規制」という。）並びにこれに関連した応急対策は、次によるものとする。

#### 2 規制実施者

町地域内の道路施設にかかる規制は、次の区分によって行うものとするが、災害の状況によっては実施者（下記区分）による規制が遅れ時期を失することも予想されるので、建設部は、県支部土木班、県支部警察班（警察署）等と緊密な連絡をとり適切な規制がなされるよう配慮するものとする。

区 分	実 施 者	範 囲
道 路 管 理 者	県（県支部土木班）	町地域内国道
	県（県支部土木班）	町地域内県道
	町本部（建設部）	町地域内町道（林道、農道含む。）
警 察 機 関	公安委員会（県本部警察部）	隣県に影響を及ぼす規制、規制区域が2警察署以上にわたるもの又は期間が1箇月を超えるもの
	警察署（県支部警察班）	自署の管轄区域内であり、かつ、適用期間の短い（1箇月以内）規制
	警察官	緊急を要する一時的な規制
自 衛 隊	自 衛 官	緊急を要する一時的な規制 （警察官がその場にはいない場合）

#### 3 道路の巡視

災害のため道路、橋梁等の交通施設に被害あるいは危険が予想されるとき、建設部は、部員を現地に派遣巡視させ、その早期発見に努めるものとし、派遣した際には、特に災害危険箇所・区域等に重点をおいて実施する。

#### 4 発見者の通報

災害時において道路施設の被害その他の事由により通行が危険であり、又は交通が極めて混乱し

ている状態を発見した者は、速やかに警察官、町本部又は消防本部にその旨通報しなければならない。

通報を受けた町本部は、その路線の管理機関又はその地域を所管する警察関係機関及び消防本部に速やかに通報するものとする。

## 5 町本部における措置

道路施設の被害及び交通の混乱を発見し、あるいは通報を受けて承知したとき、建設部は速やかに次により措置するものとする。

### (1) 関係機関への通知

規制の必要を認めるときは、規制実施者のいかにかわらず県支部土木班及び警察署にその旨を通知するものとする。なお、町において規制を行ったときは、関係機関への通知に当たっては、次の事項を明示する。

ア 禁止、制限の種別と対象

イ 規制する区間又は区域

ウ 規制する期間

エ 規制する理由

オ う回道路、幅員、橋梁等の状況等

規制を行ったときは、災害発生箇所、内容、通行規制状況、う回路等について、迅速かつ的確な情報を道路情報板、路側放送等で道路利用者に提供し、一般交通にできる限り支障のないよう努めるものとする。

### (2) 規制の実施

町管理道路が被害を受けあるいは危険となったときは、建設部は、道路法第46条により交通を禁止し、又は制限（重量制限を含む。）するものとする。なお、県管理の道路施設についても、県支部土木班に通知して規制するいとまのないときは、直ちに警察官に通報して道路交通法第4条から第6条による規制を実施し、又は町長が災害対策法第60条により避難の指示をし、又は同法第63条により警戒区域を設定し、立入を制限し、若しくは禁止又は退去を命ずる等の方法によって応急的な規制を行うものとする。ただし、急を要し、町長が指示するいとまがないと認めるときは、消防職員が行うものとする。この場合は、できる限り速やかに道路管理者又は警察機関に連絡して正規の規制によるものとする。

### (3) う回路の指定

交通禁止等の規制に当たっては、できるだけう回路線の指定を行うものとする。

### (4) 規制の標識

町本部において道路法及び道路交通法に基づく規制を行ったときは、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年12月17日号外総理府、建設省令第3号）及び道路交通法施行令第1条の2の定めにより、又は災害対策法によって規制したときは、災害対策基本法施行規則に定めるところによって標識を設置し、特に危険を伴う場合等にあつては、必要に応じ遮断する措置

等をとるものとする。なお、緊急のため規制の標識を設置することが困難又は不可能なときは、道路標識に次の事項を明示して必要な場所に標示するものとする。

- ア 禁止、制限の対象
- イ 規制する区間又は区域
- ウ 規制する期間
- エ 規制する理由
- オ う回路の表示

規制を行ったときは、災害発生箇所、内容、通行規制状況、う回路等について、迅速かつ的確な情報を道路情報板、路側放送等で道路利用者に提供し、一般交通にできる限り支障のないよう努めるものとする。

#### (5) 応急措置（応急復旧）

町及び町長が管理する道路施設が被害を受けあるいは危険になったときは、できる限り速やかに被害の拡大を防止し、あるいは応急的な復旧を行うものとする。特に重要道路で代替道路のない路線については、速やかに措置し、交通を確保するものとする。

## 6 措置命令等

緊急輸送車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じ次の措置命令等を行う。

### (1) 道路管理者

道路管理者は、緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、区間を指定して以下を実施するものとする。

- ア 区間を指定したとき、直ちに、区間内に在る者に対し当該区間の指定を周知させる措置をとる。
- イ 緊急車両の妨げとなる車両の運転者に対して移動等の措置命令を行うものとする。
- ウ 運転者が不在時等は、道路管理者自ら車両の移動等を行うものとする。移動の際には、やむを得ない程度での破損が容認される。
- エ 移動措置のため必要がある場合は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分を行うものとする。
- オ 上記のイとウの措置により生じた損失に対して損失補償をしなければならない。

### (2) 警察官

#### ア 措置命令等

警察官は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行うものとする。

#### イ 放置車両の撤去等

警察官は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行うものとする。

(3) 自衛官又は消防吏員

警察官がない場合、自衛官又は消防吏員は(1)と同様の措置命令、強制措置を行うことができる。

## 7 緊急通行車両の確認申請手続

(1) 使用者の申し出

災害応急対策を実施するための車両を使用しようとする者は、県本部（防災班又は警察部交通規制班）あるいは県支部（総務班又は警察班）に「標章」（様式16号）及び「緊急通行車両確認証明書」（様式15号）（以下「証明書」）の交付を申し出るものとする。

また、輸送協定を締結した民間事業者等の車両について、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。

(2) 標章及び証明書の交付

(1)に定める機関は、当該車両が緊急通行車両であることを確認した場合は、標章及び証明書を交付するものとする。

(3) 標章の掲示

標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示するものとし、証明書は、当該車両に備え付けるものとする。

(4) 申請先

県本部（防災班又は警察部交通規制班）、県支部（総務班）又は警察署

(5) 「緊急通行車両の事前届出制度」

災害発生時に緊急輸送のため使用する車両を警察署に緊急通行車両確認証明書等の交付を事前に届出する。

## 8 輸送道路の確保

(1) 道路に関する被害状況の把握

道路管理者は、地震災害発生後緊急輸送道路を優先的に道路パトロールを行い道路及び交通の状況を把握し、町、県、県警察においては、道路情報ネットワーク、ヘリコプター、交通監視カメラ等を活用し、町内のみならず隣接市町村の道路に関する情報も的確に把握し、救援・災害復旧体制の早期確立を図るものとする。

## 第2節 輸送計画

関	係	機	関
全			課

### 1 計画の方針

災害時における避難者及び応急対策従事者の移送あるいは、救助、復旧用物資等の輸送（以下「災害輸送」という。）は、次による。

### 2 輸送種別

町本部が行う災害輸送は、道路交通が可能な限り自動車輸送によるものとするが、道路の遮断等で鉄道、舟艇、人力等によることが適当なときはその方法によるものとする。なお、交通途絶時において長距離輸送を必要とし、他に適当な方法がない場合にあっては、県支部総務班に自衛隊（ヘリコプター等）及び県防災ヘリコプターの派遣を要請し、空中輸送による等他機関の応援を得て行うものとする。

### 3 輸送の確保

災害輸送のため必要な車両、舟艇等の確保及びその使用に当たっての調整は、次によるものとする。

#### (1) 自動車等確保の要請

町本部各部は、災害輸送のため、車両、舟艇等借上を要するときは、総務部に車両等確保の要請をするものとする。要請に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

- ア 輸送区間又は借上期間
- イ 輸送量又は車両（舟艇）の台数等
- ウ 車両等集合の場所及びその日時
- エ その他の条件

（注） 各部の所属車両をその目的業務に使用する場合は、必要としない。

#### (2) 輸送の調整等

車両確保等の要請を受けた総務部は、輸送の緊急度、輸送条件、町本部保有車両の活動状況等を総合的に掌握し、輸送の優先順位その他について調整を行うものとする。

#### (3) 輸送の確保

災害輸送確保のための自動車の借上等は、次の方法により行うものとする。

- ア 自動車輸送
  - 町本部所属の車両
  - 公共的団体の車両

輸送業者の車両

その他

車両の借上げに当たっては、当該車両の運転手付で借上げるものとする。

イ 舟艇の確保

舟艇の借上げは、建設部が行うものとする。

ウ 鉄道、軌道による輸送

道路の被害等により自動車による輸送が不可能なとき、又は遠隔地において物資、資材等を確保したときで、鉄道等によって輸送することが適当なときは、総務部は、県本部に連絡調整を依頼し、それぞれの実施機関において鉄道等による輸送を行うものとする。

エ 空中輸送

陸上交通途絶時等で、空中輸送によることが適当なときは、県支部に自衛隊のヘリコプター又は県防災ヘリコプターの空中輸送を要請する。

本町のヘリコプター緊急離着陸場は、資料編に掲載のとおりである。

オ 人力輸送

車両等による輸送が不可能なとき等にあつては、町本部職員（消防団員を含む。）、奉仕団員及び雇上げ賃金職員等の直接人力によって輸送するものとするが、輸送要員の動員等は、それぞれの計画の定めるところによる。

#### 4 輸送の応援

町本部は、自動車、舟艇等の確保ができず、あるいは道路の被害等による一般輸送の方法が不可能なため等により輸送の円滑が期されないときは、県支部に応援の要請をする。ただし、緊急を要するとき等において、隣接市町本部に直接応援を要請するものとする。前記要請に当たっては、輸送条件を明示して行うものとする。

#### 5 輸送の記録

災害輸送を行ったとき輸送責任者は、次の記録を作成し整備保管しておくものとする。なお、災害救助法が適用されたときは、同法による対策の実施に要した輸送は判然と区分整理しておくものとする。

(1) 車両使用書

車両を使用した者（使用責任者）は、「車両使用書」（様式17号）を作成し総務部長に提出する。

(2) 輸送記録簿

輸送担当責任者は、「輸送記録簿」（様式18号）を備え付け車両の使用状況を記録し、整備保管するものとする。

(3) 救助実施記録日計票

輸送担当責任者は、「救助実施記録日計票」（様式19号）を作成し、整備保管する。

#### (4) 救助の種目別物資受払状況

自動車用燃料その他消耗品について「救助の種目別物資受払状況」（様式20号）を備え付け、その出納状況を明らかにしておくものとする。

### 6 費用の基準及び支払

運送事業者による輸送あるいは車両等の借上げは、地域における慣行料金（国土交通省に届け出し又は認可を受けている運賃料金）によるものとする。なお、自家用車等の借上げについては、借上謝金（運転手付等）とし、運送事業者に支払う料金の範囲内（おおむね8割程度以内）で各実施機関が所有者と協議して定めるものとする。ただし、官公署及び公共的機関所有の車両使用については、燃料費負担（運転手雇上げのときは賃金）程度の費用とする。輸送費あるいは借上料の請求に当たっては、債権者は輸送明細書を請求書に添付して提出するものとする。

### 7 災害救助法による輸送の基準

災害輸送のうち、災害救助法による救助実施のための輸送及び移送の基準は、次によるものとする。

#### (1) 輸送及び移送の範囲

災害救助法による救助実施のための輸送は、次の範囲とする。

ア リ災者を避難させるための移送

イ 医療及び助産のための移送

ウ リ災者救出のための輸送等

エ 飲料水供給のための輸送等

オ 救助用物資の輸送

カ 遺体捜索のための輸送

キ 遺体処理のための輸送

上記以外について輸送あるいは移送の必要が生じたときは、町本部は、県支部総務班を經由して県本部健康福祉政策班に範囲外輸送についての要請をするものとする。

#### (2) 輸送の期間

各救助の実施期間中

#### (3) 費用の限度

「6 費用の基準及び支払」に定める費用の基準によるものとする。

#### (4) 報告その他事務手続

町本部は、輸送及び移送を実施したときは「救助日報」（様式3号）により毎日その状況を県支部総務班を經由して県本部健康福祉政策班に報告するものとする。なお、輸送に関する記録は「5 輸送の記録」によるものとするが、災害救助分については判然と区分整理するものとする。

### 8 輸送等に当たっての留意事項

災害の輸送及び移送に当たっては、次の事項に留意し又は参考として行うものとする。

#### (1) 自動車等の借り上げに当たっては、町内で確保することを原則とする。

- (2) 災害輸送に当たっては、輸送責任者を同乗させる等の確な輸送に努めるものとする。
- (3) 自動車の確保に当たっては、できるだけ当該車両の運転手を含めて借り上げ（雇上げ）るものとする。また、舟艇についても、船頭を含めて確保するようにするものとする。
- (4) 土木建設業者所有建設車両については、土木関係応急対策事業用に優先する等、その所属、車両の特殊性等を考慮して実際に即した作業のための確保について留意するものとする。

### 第3節 災害通信計画

関	係	機	関
総	務	課	
企	画	課	
消	防	団	

#### 1 計画の方針

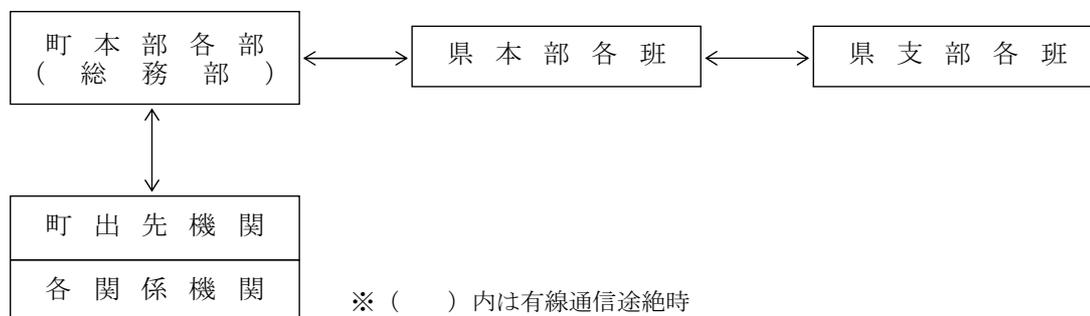
災害時における各種情報の収集、災害応急対策に必要な指示の伝達を迅速かつ確実に実施するため、災害通信連絡の確保に努める。

#### 2 利用可能な通信施設及び方法

第2章第13節「情報体制の確立」に定めるとおりである。

#### 3 情報（通信）の系統

情報、命令の伝達あるいは被害状況の収集、報告等町本部内及び県機関等に対する通信の系統は、通信施設等の被害の状況により一定にできないが、普通電話可能時にあっては、平常時に各課又は係において行政上連絡する県機関及び町内機関の部門別に基づいて行うことを原則とする。なお、有線通信途絶時における県機関等町外機関への通信に当たっては、できるかぎり総務部においてまとめ一括して行うこと。



#### 4 通信の調整

災害のため平常の方法で通信の確保ができず、他機関の通信施設を利用し、あるいは急使を派遣するような場合にあっては、総務部は優先順位その他について確認を行うものとする。

調整に当たっては、次の点に留意を要する。

- (1) 総務部は多数の通信を必要とする施設が不足し、通信の確保ができないときは、災害防除、災害救助にかかる通信を優先させ、特に他機関の専用施設を利用する場合にあっては、必要に応じ、災害の防除と救助の通信に限定するものとする。
- (2) 報告等の統制実施

有線通信途絶時の被害報告あるいは現地連絡に対する指示連絡等にあっては、各部門別の通信を避け、できる限りまとめて一括して行うようにするものとする。特に、急使（伝令）派遣時等

にあつては、総務部は町本部各部のほか警察機関等にも連絡し、一括通報するものとする。

## 5 専用施設利用の要請

- (1) 他機関の専用施設を利用して通信を行うときは、緊急必要な事項を限定してできるだけ簡略に重点を明示して施設機関に要請するものとする。
- (2) 通信の要請は、通信を行おうとする部が総務部に協議し、その結果に基づき、その部が直接又は総務部がまとめて一括要請するものとする。

## 6 施設別通信方法等

災害時における各施設別の通信方法は、次によるものとする。

### (1) 有線通信施設による通話

災害時優先電話の利用により通話を行う。災害時の救援、復旧や公共の秩序を維持するために必要な重要通信を確保できるよう、あらかじめ災害時優先電話に指定されている電話は、災害時においても優先的に通話を利用することができる。

### (2) 池田町防災行政無線及び岐阜県防災行政無線による通信

#### ア 町防災行政無線

被災現地と町本部及び各施設との通信、通報は、町防災行政無線により行うものとする。

##### (ア) 同報系固定局による通報

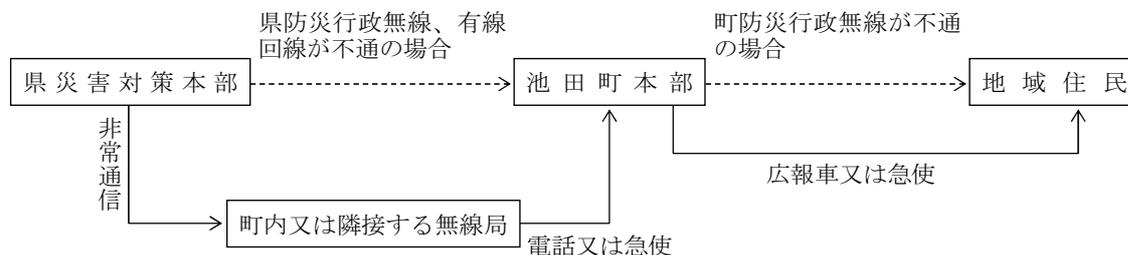
##### (イ) 陸上移動局による通信

#### イ 県防災行政無線

災害時において、有線通信途絶時で緊急を要するときは、県防災行政無線により県本部及び県支部と連絡を行う。

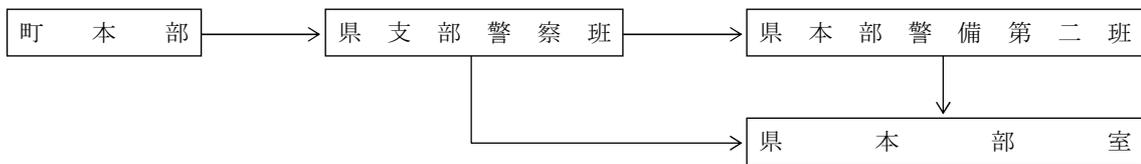
#### ウ ア及びイの不通時

町防災行政無線及び県防災行政無線並びに有線通信回線の全部又は一部が不通となった場合の非常時の伝達は、次の区分系統によって行う。



### (3) 警察電話利用による通信

有線通信途絶時で警察電話による通信を必要とするときは、揖斐警察署に通信の要請をするものとする。要請に当たっては、町本部の通信事項と警察機関の通信事項は、重複することが少ないので、警察機関にその内容を示し重複を避けるようにするものとする。



(4) 中部電力の電話による通信

非常通信を要するときは、中部電力(株)大垣営業所の協力を得て、中部電力の電話により通信の伝達を依頼するものとする。

(5) 鉄道電話による通信

普通通信途絶時で鉄道電話による通信を必要とするときは、通信を要請するものとする。

(6) 大垣消防組合消防無線による通信

普通通信途絶時で大垣消防組合消防無線を利用した通信を必要とするときは、大垣消防組合に通信を要請するものとする。

(7) 電報による方法

災害時の通信をNTTの非常電報によるときは、依頼に当たって発信紙の余白欄に「非常」と朱書して申し込むものとする。

(8) 信号による方法

消防、水防あるいは避難に関する指示等の信号は、それぞれの計画で定めるサイレン等の信号によるものとする。

(9) 広報車による方法

多数の者に対する徹底事項があるときは、町広報車によって広報するものとする。

(10) インターネット等による方法

県が構築する「岐阜県行政情報ネットワーク (RENTAI)」、「岐阜県総合防災情報システム」等により、連絡を行う。

(11) 急使による方法

あらゆる通信施設が利用できないときは、伝令等急使を派遣して行うものとする。町本部からの急使は、総務部総務班の伝令が当たるものとするが、各地域における急使 (伝令) は、消防団員等が当たるものとする。

(12) 文書による方法

郵便局あるいは伝令が持参する等により書面によって通信を行うことが適当なときは、文書によって行うものとする。なお、電話等によって通報した事項についても、文書で提出を要する事項は、重ねて文書によって提出するものとする。

## 第4項 災害情報計画

### 第1節 警報・注意報・情報等の計画

関	係	機	関
総	務	課	
消	防	団	
建	設	課	
大	垣	消	防
組	合		

#### 1 計画の方針

気象及び水防並びに火災に関する警報、注意報、情報及び災害に関する異常現象の通報、伝達等の取扱いは、次によるものとする。

#### 2 気象警報等の種別

気象警報等は、岐阜地方気象台で発表する特別警報、警報、注意報、情報をいうが町地域の防災に関係ある種別、内容の概要は、おおむね次のとおりである。

##### (1) 気象警報等の発表基準

##### 気象警報等の種類

種類		発表基準	
1	気象情報	24時間先から2～3日先までを対象とする予告情報として注意を喚起する必要がある場合や、注意報・警報の補完情報として、気象現象の推移、観測成果等を具体的に解説し周知する必要がある場合などに発表される	
	記録的短時間大雨情報	・1時間雨量 100mm以上の雨を観測・解析したとき	
2	大雨注意報	雨量基準	1時間雨量 40mmに到達することが予想される場合
		土壌雨量指数基準	112 に到達することが予想される場合
	洪水注意報	雨量基準	1時間雨量 40mmに到達することが予想される場合
		流域雨量指数基準	杭瀬川流域=10 に到達することが予想される場合
		指定河川洪水予報による基準	揖斐川中流[岡島]
	強風注意報	平均風速	12 m/s
	風雪注意報	平均風速	12 m/s 雪を伴う
	大雪注意報	降雪の深さ	24時間降雪の深さ 20cm
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についても注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。	
	融雪注意報	融雪により浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される	
濃霧注意報	視程	100m	

	乾燥注意報	最小湿度 25%で、実効湿度 60%	
	なだれ注意報	① 24時間降雪の深さ、30cm以上で積雪が70cm以上になる場合 ② 積雪の深さが、70cm以上あって、日平均気温が、2℃以上の場合 ③ 積雪の深さが、70cm以上あって、降雨が予想される場合	
	低温注意報	低温により農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあると予想されたときに発表される	
	霜注意報	早霜・晩霜期に最低気温3℃以下	
	着氷・着雪注意報	著しい着氷（雪）により通信線や送電線などへの被害が起こるおそれがあると予想されたときに発表される	
3	大雨警報	浸水害	雨量基準 1時間雨量 70mm に到達することが予想される場合
		土砂災害	土壌雨量指数基準 142 に到達することが予想される場合
	洪水警報	雨量基準	1時間雨量 70mm に到達することが予想される場合
		流域雨量指数基準	杭瀬川流域=12 に到達することが予想される場合
		指定河川洪水予報による基準	揖斐川中流[岡島]
	強風警報	平均風速	17 m/s
	暴風雪警報	平均風速	17 m/s 雪を伴う
大雪警報	降雪の深さ	24時間降雪の深さ 40cm	
4	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される 参考：50年に一度の値（池田町） 48時間降雨量 526mm 3時間降雨量 194mm 土壌雨量指数 298	
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される	
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける	
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される	

注1 地形による区分は、次のとおり

地名	範囲
平野部	標高500m未満の面積が3分の2以上を占める市町村
山間部	平野部及び山岳地帯を除く地域
山岳地帯	標高1,500m以上の地域

注2 発表基準欄に記載した数値は、岐阜県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査

して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。

警報及び注意報の予報区

府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
岐阜県	美濃地方	岐阜・西濃	岐阜市、大垣市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町

(2) 指定河川洪水予報等

河川の増水やはん濫などに対する地域住民の避難及び水防活動等に資するため、気象庁と国土交通省と共同してあらかじめ指定した洪水予報河川（揖斐川）と、県があらかじめ指定した水位周知河川（杭瀬川）について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する情報をいう。

(3) 町が行う雨水出水特別警戒水位到達情報

町は、雨水出水特別警戒水位を定め、その水位に到達したときは、水位を示し、その状況を直ちに水防管理者及び量水標管理者に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。

(4) 水防活動用警報等

水防活動に資するため水防関係機関に対し発表する警報及び注意報であって、種別、内容は次のとおりである。

区分	警報等の内容
1 水防活動用気象注意報	気象注意報のうち、大雨注意報の発表があったとき、本注意報があったものとする。
2 水防活動用気象警報	気象警報のうち、大雨警報の発表があったとき、本警報があったものとする。
3 水防活動用洪水注意報	洪水注意報の発表があったとき、本注意報があったものとする。
4 水防活動用洪水警報	洪水警報の発表があったとき、本注意報があったものとする。

(5) 水防警報等

洪水予報に関連して、水防活動に必要な事項について、水防関係機関が水防管理団体に対して発する警報、情報をいう。

その種別と内容は次表のとおりである。

区分	警報等の内容
1 水防情報	水位の昇降、滞水時間及び最高水位とその時刻等水防活動上の情報の関係機関に徹底する必要があるとき。
2 水防警報	水位がはん濫注意水位に達するか、又ははん濫注意水位を超えて危険が予想される時。

## (6) 火災警報

ア 湿度が低く、かつ、風の強いとき等で、火災発生のおそれがあるときに本部長（大垣消防組合消防本部経由）が発する。

イ 火災警報発表の気象条件は、おおむね次のとおりである。

(ア) 実効湿度60パーセント以下で最小湿度40パーセント以下になる見込みのとき。

(イ) 平均風速10メートル以上の風が1時間以上継続して吹く見込みのとき。（降雨、降雪中は通報しないこともある。）

## (7) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村を特定し、市町村長が避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるように、また、住民の自主避難の判断等に利用できるように、県砂防部局と岐阜气象台が共同して発表する情報である。

## 3 気象警報等の把握

総務部（退庁時にあっては宿日直者）は、気象注意報等の発表されているときは、県支部土木班等と連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ放送等に留意して町地域の適確な気象状況の把握に努めるものとする。なお、関係機関からの情報等の授受に当たっては次の点に留意するものとする。

### (1) 伝達される警報等の区分

警報等の区分は、おおむね次のとおりである。

ア 県本部（防災課）

気象警報等の情報の全文及びそれらの対策にかかる指示事項（県防災行政無線による。）

イ NTT西日本

NTT西日本より「気象警報伝達票」がファクシミリ伝達される。

ウ 警察署

気象警報及び風雨に関する注意報、情報についての全文が連絡される。

エ 県本部河川課、県支部土木班（揖斐土木事務所）

水防警報及び洪水予報等についての発表分が連絡される。

### (2) 受信記録

警報等の全文が伝達される場合の受信に当たっては、県防災行政無線により、一斉ファクシミリされるので、総務課のファクシミリ文書により記録される。

## 4 気象警報等の徹底

気象警報等を承知し、その伝達あるいは周知徹底の必要があるときは、おおむね次の区分により伝達徹底を図るものとする。

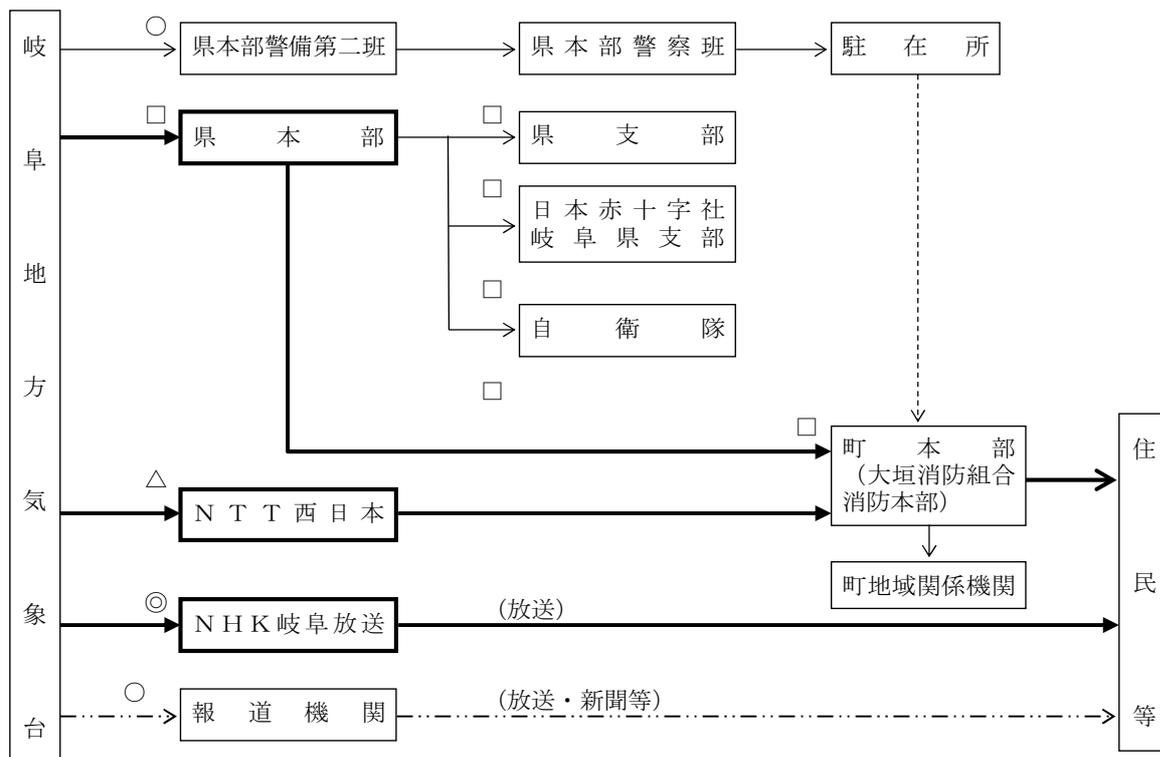
### (1) 伝達の責任者

気象警報等の伝達及び地域住民に対する周知徹底は、総務部在庁時は総務部、不在時にあっては宿日直者が担当するものとする。ただし、部門別実施を要する関係機関あるいは特殊対象者に

対する伝達等は、それぞれの対策担当部において行うものとする。なお、他部（職員）において警報等の伝達を受けあるいは異常気象等を承知したときは、直ちにその内容を総務部又は宿日直者に通報するものとする。

(2) 伝達の系統

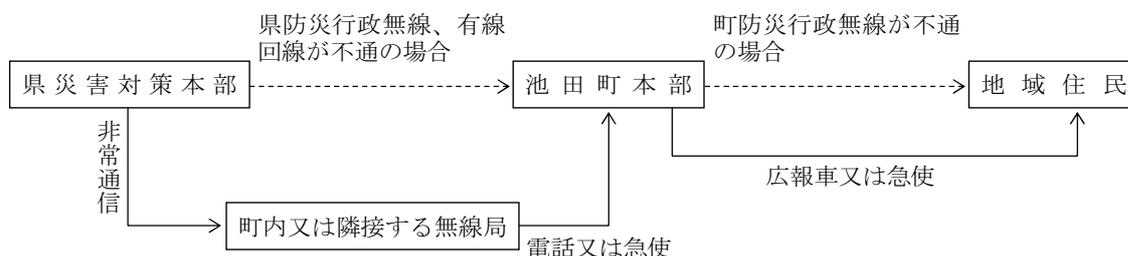
ア 警報等の関係機関に対する伝達は、次の区分系統によって行う。



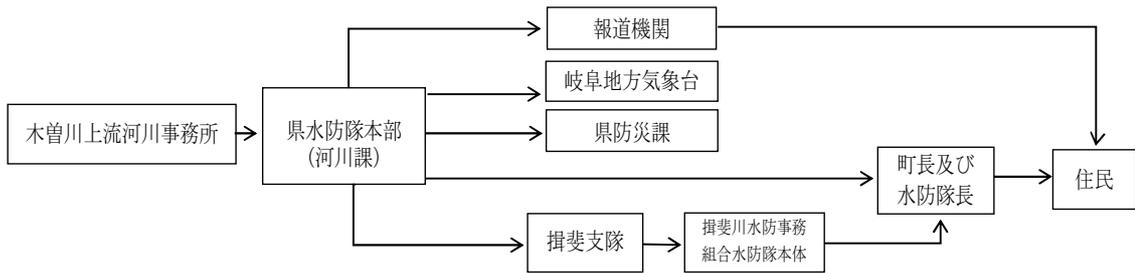
凡例	
→	法令（気象業務法等）による通知系統
--->	法令（気象業務法等）による公衆への通知系統
—>	地域防災計画、行政協力、その他による伝達系統
----->	伝達副系統
○	F ネット
◎	専用回線
△	オンライン
□	岐阜県防災行政無線
▭	法令等により気象官署から警報事項を受領する機関

注 岐阜地方気象台からN T T 西日本への通知は警報のみ。

イ 町防災行政無線（同報無線）及び県防災行政無線並びに有線通信回線の全部又は一部が不通となった場合の非常時の伝達は、次の区分系統によって行う。



ウ 洪水予報等の関係機関、住民等に対する伝達は、次の系統図により行われる。



### (3) 退庁時における伝達

職員退庁時における伝達は、宿日直者が総務課長に連絡し、その指示を得て必要に応じ関係職員に連絡する。

### (4) 住民等に対する徹底

町本部で掌握した気象警報のうち、町内の住民にその内容を徹底する必要があるときは、町防災行政無線（同報無線）等により、その徹底を図るものとする。

町は、大雨、暴風、大雪等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達するものとする。

### ア 伝達手段

- (ア) 町防災行政無線（同報無線）
- (イ) サイレン又は警鐘
- (ウ) 広報車又は携帯型ハンドスピーカー
- (エ) 伝達組織（自主防災組織、自治会等）による伝令等
- (オ) 池田町防災メールによる配信

## 5 異常現象発見時の対策

災害の発生あるいは、災害の発生するおそれがある異常現象を発見し、あるいは承知したときの措置は、次によるものとする。

### (1) 発見者の通知

異常現象を発見した者は、次の区分により関係の機関（職員）に通報しなければならない。

- 火災に関する現象 ⇨ 消防機関（消防職員、消防団員）
- 水災に関する現象 ⇨ 消防機関（消防職員、消防団員）、町本部総務部（職員）
- その他に関する現象 ⇨ 町本部総務部、消防本部又は警察署

### (2) 受報者の措置

異常現象を発見し、あるいは通報を受けた関係職員は、速やかにその対策又は措置をとるとともに、総務部に通報するものとする。

## 6 町本部の措置

警報等の伝達、連絡を受け、あるいは異常現象の承知をしたときは、次の方法により管内の住民及び関係機関に対しその周知徹底と対策等を講ずるものとする。

- (1) 西日本電信電話株式会社からの伝達は、警報の種類のみであるから、ラジオ、テレビ放送によりあるいは最寄りの警察機関、水防機関等の連絡を密にし、管内の的確な気象情報の把握に努めるものとする。
- (2) 異常現象を発見し又は通報を受けたときは、岐阜地方気象台に通報するとともに、その現象によって予想される災害と関係のある県支部あるいは隣接市町本部に連絡するものとする。
- (3) 警報等を住民等に周知徹底するに当たっては、予想される災害の応急対策に関する指示も併せて行うように努めるものとする。

なお、4(4)「住民等に対する徹底」によるほか、災害の発生が予想される地区等については、特に消防団員、自主防災組織等をもって周知を図り、避難の時機を失しないよう十分留意するものとする。

- (4) 警報等の周知徹底を図るため、放送機関の協力を得て広報する必要がある場合は、原則として県本部を通じてこれを行うものとする。
- (5) 土砂災害警戒情報が発表された場合、町は地域の危険度を把握し、直ちに警戒情報を住民に周知徹底するとともに、必要に応じて避難の勧告、指示又は自主避難の呼びかけを行うものとする。

## 第2節 災害情報等の収集・伝達計画

関	係	機	関
全			課

### 1 計画の方針

被害状況その他災害に関する情報の調査、収集及びその報告は次によるものとする。

### 2 被害状況の調査責任者

被害状況その他災害に関する情報は、次の機関が直接又は協力して調査、収集し、あるいは報告するものとする。

また、町本部は、被害の調査が、被害甚大で町においては不可能なとき、あるいは調査に技術を要するため町単独ではできないときは、関係機関（県支部等）等に応援を求めて行うものとする。

調 査 事 項	担 当 部 班	調 査 事 項	担 当 部 班
住家等一般被害	総務部税務班	農業関係被害	建設部産業班
社会福祉施設被害	民生部健康福祉班	林業関係被害	建設部産業班
医療施設被害	民生部健康福祉班	土木施設被害	建設部建設班
上下水道施設被害	水道部上下水道班	教育・文化関係被害	教育部学校教育班・ 社会教育班
衛生施設被害	民生部環境班	町有財産被害	総務部総務班
商工業関係被害	建設部産業班	火災等の情報	消防部消防班
観光施設被害	建設部産業班	水防の情報	消防部消防班

### 3 実施内容

#### (1) 情報の収集・連絡手段

町は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進するものとする。

#### ア 情報の収集

町は、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、住民と町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意

するものとする。

町及び防災関係機関は、所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報又は被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行うものとする。

また、町は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報提供等の協力を求めるものとする。

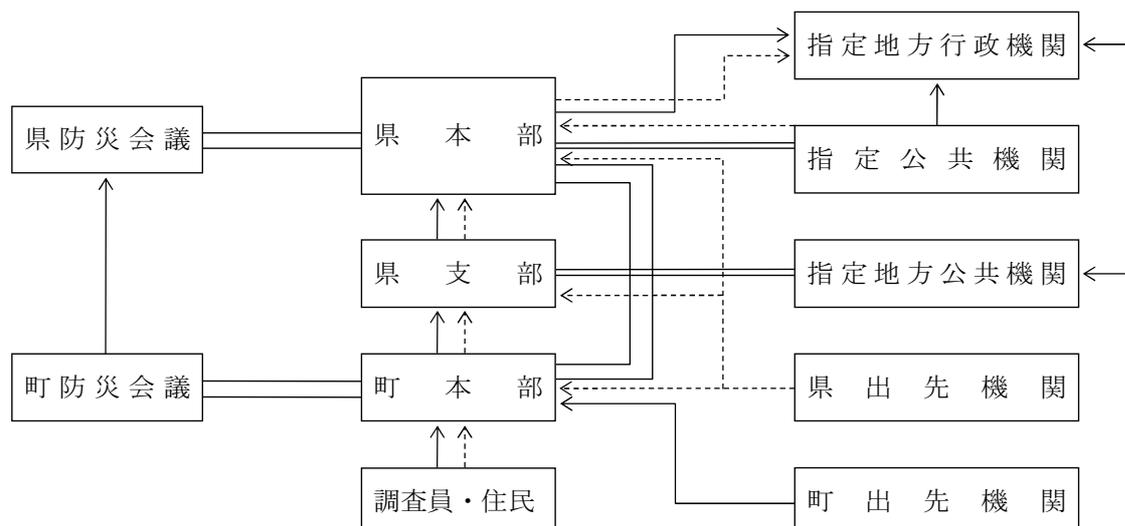
#### イ 情報の連絡手段

町は、県被害情報集約システム、電話、ファクシミリ、防災行政無線（戸別受信機を含む。以下同じ。）、携帯電話等の通信手段の中から、状況に応じ最も有効な手段を用いて、情報を連絡するものとするが、原則、県被害情報集約システムにより報告するものとする。

### 4 被害状況等の報告系統

#### (1) 一般的報告系統図

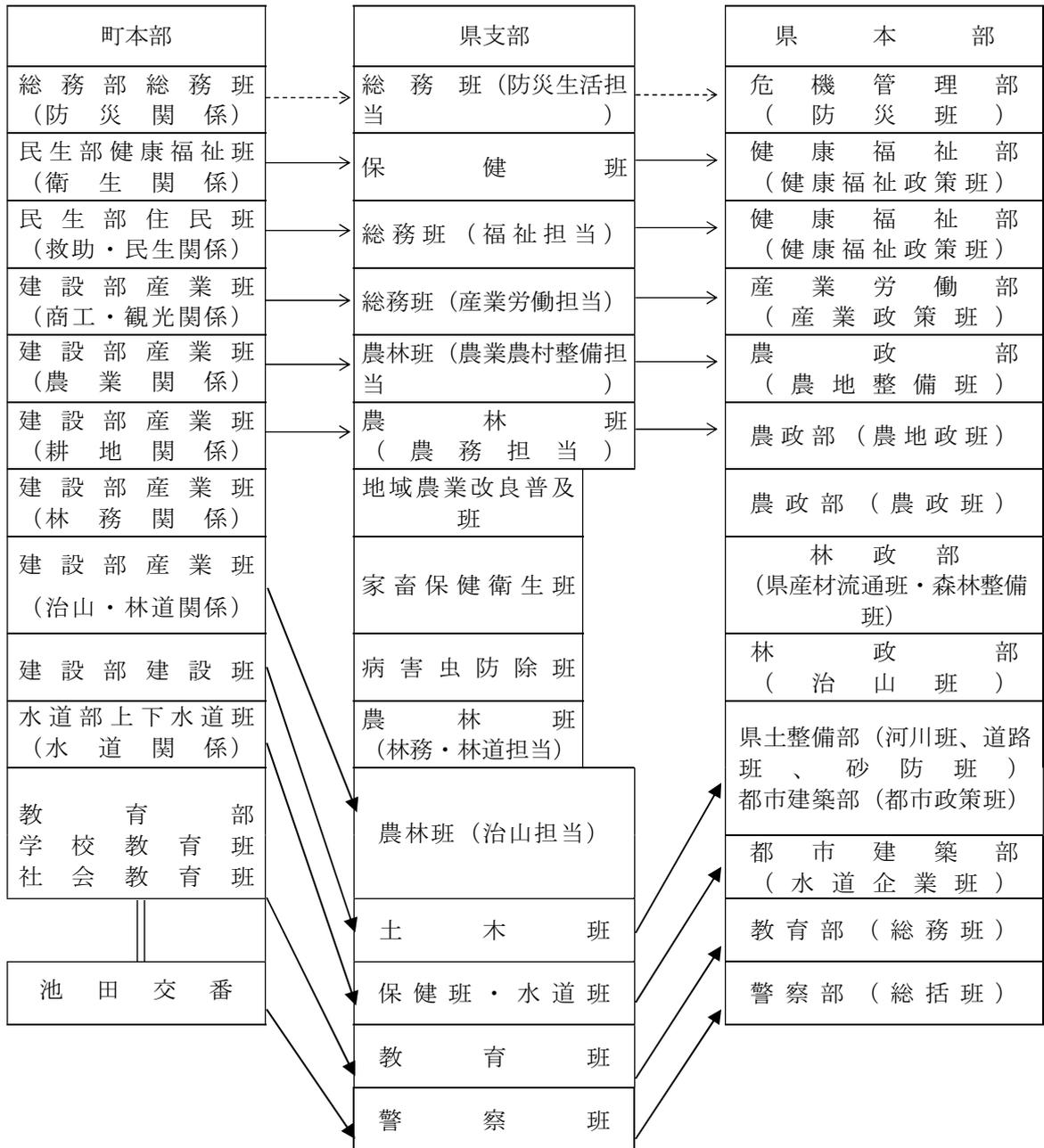
被害状況等の一般的な報告の系統はおおむね次のとおりとする。



(2) 県内部門別系統図

← 被害報告・業務連絡を示す。      <----- 即時報告を示す。  
 ━━━━ 災害情報交換を示す。

警戒体制・非常体制・救助体制をとった場合（県が災害対策本部を設置したとき。）



(注) ( ) の班・担当が窓口となって報告事務を一本化する。

## 5 調査報告の種別

町本部における被害状況、その他の災害情報の調査、収集及び報告は、おおむね次の区分によって行うものとする。町本部において掌握した情報は、関係の県機関等にそれぞれ報告を行うものとする。

種 別 区 分	調 査 報 告 事 項	様 式
即 時 報 告 ( 災 害 即 報 )	災害が発生し、又は発生しようとしている場合、発生状況、被害概況、防護応急活動状況等を即時に報告する。	様式21号
概 況 調 査 報 告	災害により被害が発生したとき、直ちにその概況を調査し報告する。	様式22号
中 間 調 査 報 告	概況調査後被害が増大し、あるいは減少したとき、及び概況調査で省略した事項を調査し報告する。	
確 定 ( 詳 細 ) 調 査 報 告	災害が終了し、その被害が確定したときに全調査事項を詳細に調査し報告する。	

- (注) 1 毎日定時に報告を必要とする場合は、総務部においてその時刻、回数、期間を検討のうえ指示する。
- 2 調査及び報告は、その必要が認められない事項については省略し、また2以上の調査報告をまとめて行って差し支えない。

## 6 被害の調査報告の優先順位

調査報告の順序、時期は、災害の種別、規模等によって一定できないが、町本部においては、人的被害（行方不明者の数を含む。）と直接つながる被害、すなわち住家等一般被害状況の調査、報告を他の被害に優先して行うものとする。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、当該の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は都道府県に連絡するものとする。

## 7 調査報告を要する災害の規模

本計画に基づく調査報告は、おおむね次の各号の基準のいずれかに該当したときに被害のあった事項について行うものとする。

- (1) 本章第1項第1節「災害対策本部運用計画」により準備体制、警戒体制をとったとき。
- (2) 町が災害対策本部を設置したとき。
- (3) 町内において自然災害により住家の被害が発生したとき。
- (4) 災害の発生が町内広域に及び町内に相当の被害が発生したと認められるとき。

- (5) 災害復旧費が国庫補助又は県費補助等の対象となる災害が発生したとき。
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるとき。

## 8 調査の事前準備

町本部は、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）の即報基準に該当する火災・災害等のうち、下記のことを覚知した場合、第一報について、県に報告するとともに、直接消防庁にも原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告すること。

- (1) 火災・災害等即報要領第3直接即報基準に該当する火災・災害等
- (2) 町の対応のみでは十分な対応を講じることが困難な火災・災害等
- (3) 報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等
- (4) 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

### 【消防庁報告先】

回線別		平日（9：30～17：45） ※ 震災等応急室	左記以外 ※ 宿直室
N T T回線	電話	03—5253—7527	03—5253—7777
	F A X	03—5253—7537	03—5253—7553
消防防災 無線	電話	7527	7782
	F A X	7537	7789
地域衛星通 信ネット ワーク	電話	選択番号：048—500—7527	選択番号：048—500—7782
	F A X	選択番号：048—500—7537	選択番号：048—500—7789

#### ア 火災等報告

##### (ア) 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で次に掲げるもの

- a 航空機火災
- b トンネル内車両火災
- c 列車火災

##### (イ) 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの

- a 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- b 負傷者が5人以上発生したもの
- c 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周

辺で、500m<sup>2</sup>程度以上の区域に影響を与えたもの

- d 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等漏えい事故で次に該当するもの
  - (a) 河川へ危険物等が流失し、防除・回収等の活動を要するもの
  - (b) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
- e 市街地等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- f 市街地において発生したタンクローリーの火災

イ 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で、次に掲げるもの

- (ア) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (イ) バスの転落等による救急・救助事故
- (ウ) テロ等による救急・救助事故
- (エ) 駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (オ) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

9 部門別被害状況等の調査報告

各部門別の被害その他状況の調査、収集及び報告は、次に定める要領、様式により各々関係県支部へ速やかに報告するものとし、各種応急対策の資料及び情報は、次によるものとする。

(1) 即時報告

報要 告 の 領	<p>1 総務部は、住民若しくは関係機関からの情報、自らとった災害防護応急措置等について次の系統で報告する。なお、直接県本部（災害情報集約センター）に報告したときは遅滞なくその内容を県支部総務班に通報する。</p> <p>2 消防庁が定める「直接即報基準」に該当する火災・災害を覚知したときは、町は第一報を県本部（災害情報集約センター）に対してだけでなく、消防庁に対しても原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。なお、消防庁長官から要請があった場合には、町は第一報後の報告についても引き続き消防庁に対しても行うものとする。</p>
系 統 図	<pre> graph LR     A[町本部 総務部] --&gt; B[県支部 総務班]     B --&gt; C[県本部 災害情報集約センター]     C --&gt; D[県本部 連絡員]     A -.-&gt; C           </pre>
報 事 告 項	<p>別記様式に定める事項のほか、死傷者の発生した原因、救護応急活動状況、大規模な公共建造物の被害、自衛隊の災害派遣の要否等について、無線電話、有線電話、インターネット等により報告するものとする。</p>

(2) 住家等一般被害状況等の調査報告

<p>報告の要領</p>	<p>人命、住家の被害あるいは、これに関する情報を掌握し、救助その他応急対策実施の資料とするため次の系統で報告を行う。</p>
<p>系統図</p>	<p>(注) 報告中、緊急を要する場合は、町本部総務部は、直接県本部健康福祉政策班に報告し、同時に県支部にも報告する。</p>
<p>報告事項</p>	<p>「住家等一般被害状況等報告書」(様式23号)に定める各事項について調査報告する。          詳細(確定)調査に当たっては、「住家等一般被害調査表」(様式24号)により世帯別に調査し、これを集計して確定被害とする。</p>

(被害状況判定の基準)

被害等区分	判定基準
死者	遺体を確認した者又は死亡したことが確実な者
行方不明	1 所在不明となり死亡した疑いのある者 2 山崩れ、家屋倒壊のため生き埋め、下敷きとなった者等生死不明の者
重傷	1ヵ月以上の治療を要する見込みの者
軽傷	1ヵ月未満で治療できる見込みの者又は治療材料の支給を要すると認められる者
全失 (全壊、全焼、全流失)	<p>住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊(ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの</p>

半失 (半壊、半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの
床上浸水	床上に浸水した建物又は土石竹木等のたい積等により一時的に居住することができない建物
床下浸水	住家の浸水が床上に達しない建物
一部破損	建物の被害が半失には達しないが相当の復旧費を要する被害を受けた建物（窓硝子が数枚破損した程度の軽微な被害は含めない。）
住家	現実にその建物を直接居住の用に供している建物
非住家	非住家とは、本調査で住家として扱う以外の建物をいい、被害建物としての計上は、一部破損以上の被害を受けた全建物を計上する。
1棟	「棟」とは、1つの独立した建物をいう。なお主屋に付属している風呂、便所等は主屋に含めて1棟とするが、2つ以上の棟が渡り廊下等で接続している場合は2棟とする。
1戸	住家として居住するために必要な炊事場、便所、浴場あるいは離れ座敷等を含めた一群の建物単位
世帯	生計を一にしている実際の生活単位（寄宿舍、下宿等で共同生活を営んでいるものについてはその寄宿舍等を1世帯とする。）

- (注) (1) 同一建物の被害が重複する場合にあっては、次の順序の上位被害として扱う。  
 ①全失 ②半失 ③床上浸水 ④床下浸水 ⑤一部破損
- (2) 破壊消防等による全壊、半壊は、それぞれ本表の区分に従って災害による被害として扱う。
- (3) 住家の付属建物（便所、浴場等）の被害のみであるときは、その付属建物の被害が全失であっても総延面積の比率によって判定する（比率が小さければ住宅の一部破損とする。）。
- (4) 死体の調査計上は、り災市町村において行う。ただし、死体が漂着した場合で被災地が明確でない場合にあってはその者の被災地が確定するまでの間は、死体の保存（処置）市町村の被害として計上する。
- (5) 非住家被害を計上する場合には、官公署庁舎、学校、病院、公民館、神社仏閣等と、土蔵、倉庫、車庫、納屋等とに区分して計上するものとする。なお、非住家として扱う建物の中には、本計画の各部門別の被害状況調において調査計上される公共的施設及びその他の建物等の被害も含めて重複計上するものである。

## ○調査の方法等

被害状況の調査に当たっては、次の事項に留意し、又は参考として行うものとする。

- ア 概況調査のうち水害による浸水の調査等は、時間、交通等の関係から個々についての調査が不可能な場合が少なくない。かかる場合は、浸水地域（自治会等）の世帯数、面積、水深の状態等を考慮のうえその地域の事情に詳しい関係者が被害を認定する等の方法により、またり災人員についてもその地域(自治会)の平均世帯人員によって計算する等の方法もやむを得ない。
- イ 詳細（確定）調査に当たっては、「住家等一般被害調査表」（様式24号）によって調査員が世帯別に調査し、これを集計して確定被害とする。なお、調査に当たっては、現地調査のみによることなく住民登録、食糧配給事務等の諸記録とも照合し、的確を期するものとする。
- ウ 災害により危険が急迫し、人命の保護その他災害の拡大防止等のため危険地域の居住者等に対し、知事、町長、水防管理者、警察官及び自衛官等により、避難の指示、勧告等を行った場合は、町本部等に通知することとされている（本章第6項第2節「避難計画」参照）ので、この情報をとりまとめ、報告するものとする。
- エ 「住家等一般被害状況等報告書」（様式23号）に定める調査報告事項については、災害救助法の適用の決定及び同法に基づく救助の実施を迅速、的確に行うため、特に人的被害並びに住家被害の世帯数及び人員の把握に努めるものとする。

## ○報告の方法等

被害状況その他の報告に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

- ア 本報告は、総務部の責任において実施を要する。報告の遅延は、災害救助法適用の決定及び同法に基づく救助の遅延ともなるので速やかに行うものとする。
- イ 中間報告を要する災害にあつては、少なくとも毎日午前10時までに報告するものとする。
- ウ 総務部は、報告責任者を定めておくとともに毎年度4月30日までに、次の事項を県本部健康福祉政策班に報告するものとする。なお、報告事項に異動を生じた場合には、その都度報告するものとする。
  - (ア) 救助実施機関名及び所在地並びに電話番号
  - (イ) 報告責任者の所属、職名、氏名
  - (ウ) 報告副責任者の所属、職名、氏名

(3) 社会福祉施設の被害等

<p>調査の要領</p>	<p>社会福祉施設の被害に伴う収容者の保護と施設の応急対策の資料とするため次の系統で報告を行う。</p>
<p>系統図</p>	<p>(注) 緊急を要する報告等通常ルートによることができないときは、施設管理者、民生部は、直接県本部に報告し、同時に県支部に報告しておくものとする。</p>
<p>対象施設</p>	<p>保育園、老人福祉センター等各社会福祉施設について行う。</p>
<p>調査、報告事項</p>	<p>「社会福祉施設被害状況等報告書」(様式25号)に定める各事項について行う。          保育園、老人福祉センター等各社会福祉施設の管理者は、それぞれ各施設に被害があったときは、その概況を直ちに町本部に報告する。なお、被害が確定したときは、「社会福祉施設被害調査表」(様式26号)によって町本部に提出する。</p>

(4) 上下水道施設の被害等

<p>調査の要領</p>	<p>上下水道施設の被害状況を掌握し、応急対策の資料とするため次の系統で報告を行う。</p>
<p>系統図</p>	<p>(注) 緊急を要する報告等で、通常ルートによることができないときは、直接県本部に報告し、同時に県支部に報告しておくこと。</p>

(5) 医療衛生施設の被害等

<p>告 領 の 要</p>	<p>医療衛生施設の被害状況を把握し、医療救助その他衛生対策の資料とするため次の系統で報告を行う。</p>
<p>系 統 図</p>	<p>(注) 緊急を要する報告等で、通常ルートによることができないときは、直接県本部に報告し、同時に県支部に報告しておくこと。</p>
<p>調 査、 報 告 事 項</p>	<p>「医療衛生施設被害状況等報告書」(様式27号)に定める被害その他の事項について調査、報告する。</p> <p>民生部の保健衛生施設の各管理人(責任者)は、管理する施設に被害があったときは、直ちにその概況を調査し各部に報告する。なお、被害が確定したときは、県計画第3章第6項第2節様式2号の2に準じて調査表を作成し、町本部各部に提出する。また、その他医療機関等に被害があったときは、民生部は調査員を派遣し、医師会等の協力を得て調査するものとする。</p>

○その他留意事項

ア 被害状況のうち建物については、「住家等一般被害状況等報告書」(様式23号)と重複計上されるものである。ただし、建物が住宅と併用されているものの棟数は、本被害には計上せず施設数と被害額のみを計上する。

イ 応急対策その他の状況の記載に当たっては、町内医療機関も含めたその地域における総合的な状況によるものとする。

(6) 商工業関係の被害等

<p>報告の要領 調査、</p>	<p>商工業関係の被害状況を掌握し、その応急対策実施上の資料とするため、次の系統で報告を行う。</p>
<p>系統 図</p>	<p>(注) 緊急を要する報告等で通常ルートによることができないときは、直接県本部に報告し、同時に県支部に報告する。</p>
<p>対象施設</p>	<p>町内の商工業施設について行う。</p>
<p>報告事項 調査、</p>	<p>建設部は、町内商工業施設に被害があったときは、直ちにその概況を調査し、各部に報告する。なお、被害が確定したときは、「商工業関係被害状況等報告書」(様式28号)に定める事項、区分に従って調査、報告する。</p>

○調査、計上に当たっての基準

- ア 建物の被害棟数は、一部破損以上の被害建物を計上する。なお、店舗、工場等の建物が住宅と併用されているいわゆる併用住宅については、本調査では棟数は計上せず件数と被害額のみを計上する。
- イ 建物施設と製品、商品、仕掛品、原材料の双方に被害を生じた場合の製品、商品、仕掛品、原材料の被害件数は（ ）外書として計上する。
- ウ 建物、施設の全失欄には、全壊、全流失、全埋没、全焼失その他これに類するものを計上する。
- エ 共同施設欄には、事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会、協業組合又は商工組合の共同施設のうち、倉庫、生産施設、加工施設、検査施設、共同作業場及び原材料置場についての物的被害を計上する。
- オ 間接被害額の「その他災害の発生により生じた損害額」欄には、季節的商品の出荷遅延による評価価値の減少額等を計上する。

○その他留意事項

- ア 本被害のうち建物被害については「住家等一般被害状況等報告書」(様式23号)の非住家と重複計上されるものである。

イ 被害計上に当たっては、農林被害との関係に留意し重複、脱ろうの防止に努めること。(例、木材、農産加工製造品等)

(7) 観光施設の被害等

報告の要領	観光施設の被害状況を掌握し、その応急対策実施上の資料とするため、次の系統で報告を行う。
系統図	<p>(注) 緊急を要する報告等で通常ルートによることができないときは、直接県本部に報告し、同時に県支部に報告する。</p>
報告事項	「観光施設被害状況等報告書」(様式29号)に定める事項、区分に従って調査、報告する。

○調査、計上に当たっての基準

- ア 区分欄のうち、その他観光施設欄には、休憩舎、売店、公衆便所、駐車場、観光バス等観光に関する施設及び施設に類するすべてについて記入する。
- イ 建物、施設欄のうち、建物の被害は、一部破損以上の被害建物を計上する。
- ウ 全失欄には、全壊、全流失、全埋没、全焼失その他これに類するものを計上する。
- エ 浸水による被害については、その浸水の程度を床上、床下に区分して調査するものとする。

○その他留意事項

本被害のうち建物被害については「住家等一般被害状況等報告書」(様式23号)と重複計上されるものである。

(8) 農業関係の被害等

報告の要領	<p>農業関係の被害状況を把握するとともに、その応急対策実施の基礎資料とするため、次の系統で報告を行う。</p>
系統図	<p>(注) 緊急を要する報告等で通常ルートによることができないときは、直接県本部に報告し、同時に県支部に報告しておくものとする。</p>
対象施設	<p>農業用施設、農作物等について行う。</p>
報告事項	<p>建設部は、町内農業用施設、農作物に被害があったときは、直ちにその概況を調査し、各部に報告する。なお、被害が確定したときは、「農業関係被害状況報告書」(様式30号)を作成し、報告する。</p>

○調査方法

ア 農作物等

農作物、飼料作物の被害は、建設部が各地区別に調査員を派遣し、被害の田畑等について直接に被害率の認定調査を行い、作付面積を乗じて被害数量及び被害額を算出するものとする。調査に当たっては、農業協同組合職員等の協力を得るとともに、県支部農業関係職員の立会いを求めて次の事項を調査する。

農作物（果樹を含む。）関係の被害

飼料作物及び牧草被害

イ 農地等

農地（牧草地を含む。）及び農業関係施設の被害については、建設部が各地域別に調査員を派遣して土地改良区、農事改良組合等の協力を得、あるいは必要に応じ県支部耕地関係職員の立会いを求めて調査するものとする。

ウ その他農業被害

その他の農業関係の被害については、建設部及び農業協同組合の職員、土地改良区の役員等の協力を得て、各区別に班を設けて各農家（酪農を含む。）及び各施設について次の事項を調査

する。

(ア) 共同利用施設の被害

(イ) 家畜等の被害

(ウ) 飼料、肥料、農作物の貯蔵品、加工品等の被害

○調査基準

ア 農地等の被害区分

流 失 その筆における耕地の厚さ1割以上が流失した状態のものをいう。

埋 没 土砂が耕地を被覆し、耕地として利用できなくなった状態のものをいう。

イ 農作物等作物被害は、その災害により収穫量の減収相当分を予想（推定）して計上するものとする。

ウ 冠水

作物の先端が見えなくなる程度に水につかったものをいう。

○報告書記載作成の方法

町営施設の被害については、「町有財産被害状況等報告書」（様式31号）によって町有財産として報告するものとする。

(9) 林業関係の被害

報告の要領	<p>林業関係の被害状況を掌握するとともに、その応急対策実施の基礎資料とするため、次の系統で報告を行う。</p>
系統図	<p>(注) 緊急を要する報告等で通常ルートによることができないときは、直接県本部に報告し、同時に県支部に報告しておくものとする。</p>
対象施設	<p>林業用施設、林産物等について行う。</p>
報告事項	<p>建設部は、町内林業用施設、林産物に被害があったときは、直ちにその概況を調査し、各部に報告する。なお、被害が確定したときは、林業関係被害状況報告書（様式32号）を作成し、報告する。</p>

○調査、報告の方針等

- ア 調査は、建設部が調査員を現地に派遣し、森林組合員の協力を得て、必要に応じて県支部関係職員の立会いを得て行う。
- イ 立木被害については、利用伐期以上のものは林産物の木材関係欄に、その他の立木は造林地被害として扱う。

(10) 土木施設関係の被害

報告の要領	<p>土木施設の被害状況を掌握するとともに水害の防止、道路交通の確保等応急対策実施の資料とするため次の系統で報告を行う。</p>
系統図	<p>(注) 報告の内容が緊急を要するときは、町本部は直接県本部に報告し、同時に県支部に報告しておくものとする。</p>

対象施設	土木施設について行う。
報告事項	建設部は、町内土木施設、道路、水路等に被害があったときは、直ちに概況を調査し、各部に報告する。なお、被害が確定したときは、「土木施設被害状況等報告書」(様式33号)に定める各事項、区分について調査し、報告する。

○調査報告の方法

- ア 調査は、建設部が被害区域に職員を派遣して行うものとするが、調査に当たっては、県支部土木班員と共同して町道のほか県維持管理の土木施設についても行うものとする。
- イ 地域内の国直轄施設の被害については、参考的に調査し、報告に当たっては( )外書して行うものとする。
- ウ 雨量及び主な河川の水位の状況は、別に定める様式によって通報するものとする。

(11) 教育・文化関係施設の被害

報告の要領	教育・文化施設等の被害を掌握するとともに施設の応急復旧等応急的な対策実施資料とするため、次の系統で報告を行う。
系統図	<pre> graph LR     A[各施設責任者] --&gt; B[町教育部]     B --&gt; C[町本総務部]     B --&gt; D[県支部]     D --&gt; E[県教育班]     D --&gt; F[県本総務班]     E --&gt; G[県教育部]     E --&gt; H[県本災害情報集約センター]     G --&gt; I[県本教育部]     G --&gt; J[文部科学省]     B -.-&gt; I   </pre> <p>(注) 緊急を要する報告等で通常ルートによることができないときは、直接県本部に報告し同時に県支部に報告すること。</p>
対象施設	教育・文化施設等について行う。
報告事項	教育部は、教育施設等に被害があったときは、直ちに概況を調査し、各部に報告する。なお、被害が確定したときは、「教育・文化関係被害状況等報告書」(様式34号)に定める各事項区分について調査し、報告する。

○調査、報告の方法

- ア 町立の教育施設及び町地域内の文化財について、その施設管理者が被害状況を調査し、報告するものとする。
- イ 調査に当たっての被害基準及び報告書作成の要領は、県計画第3章第12項第1節「施設等の応急対策」の定めるところによるものとする。

(12) 町有財産の被害等

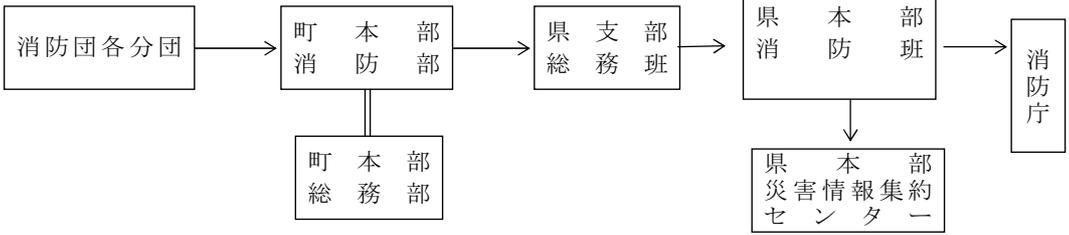
報告 調査、 要領	町有財産の被害を掌握し、その応急対策樹立の資料とするため、次の系統で報告を行う。
系統 図	 <pre> graph LR     A[各施設管理者] --&gt; B[町総務部]             </pre>
対施 象設	町有財産等について行う。
報告 調査、 事項	総務部は、町有財産等に被害があったときは、直ちに概況を調査し、各部に報告する。なお、被害が確定したときは、「県有財産被害状況等報告書」（様式31号）の事項区分に準じて調査し報告するものとする。

○調査の範囲

次の被害については別途にそれぞれの施設管理機関において調査するものとする。

- ア 公営住宅及び敷地
- イ 庁舎及び出先機関並びにその敷地
- ウ その他の財産、物品

(13) 消防団員の活動

報告 調査、 要領	災害時における消防機関の活動状況等を掌握し、応急対策の基礎資料とするため、次の系統で報告を行う。
系 統 図	 <pre> graph LR     A[消防団各分団] --&gt; B[町消防部]     B --&gt; C[県消防支援班]     C --&gt; D[県消防班]     D --&gt; E[消防庁]     D --&gt; F[県本部災害情報集約センター]             </pre>
報告 調査、 事項	「消防職団員活動状況報告書（概況、中間、確定）」（様式35号）に定める様式事項区分について調査し、報告する。

○調査、報告の方法

- ア 活動状況については出動月日につき1枚とする。
- イ 「消防団」であることを明記する。（消防本部と区別するため）

(14) 総合被害

総合被害は、次の方法によってとりまとめ、町における災害応急対策の資料とするほか、関係

の各機関及び住民に徹底するものとする。

ア 収集の系統

災害状況等の収集（集計）は次の系統によって行う。

住家等一般被害及び応急救助の情報	→	総務部
社会福祉施設の被害等の情報	→	民生部
医療衛生施設の被害等の情報	→	民生部
商工業及び観光施設の被害等の情報	→	建設部
農業関係被害等の情報	→	建設部
林業関係被害等の情報	→	建設部
土木施設被害等の情報	→	建設部
上・下水道施設被害等の情報	→	水道部
教育・文化関係の被害等の情報	→	教育部
町有財産の被害等の情報	→	総務部
消防に関する情報	→	消防部
水防に関する情報	→	建設部

イ 被害の集計

町本部における被害の集計は、「総合被害状況調」（様式36号）の各項目に分類して集計するものとする。

ウ 被害の通報

総合被害をとりまとめたときは、次の各機関に通報するものとする。なお、住民等に対する広報は、本項第3節「災害広報計画」の定めるところによるものとする。

- (ア) 防災会議構成委員の所属機関
- (イ) 町内各課
- (ウ) 県防災課
- (エ) 報道機関

#### 10 応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を町に連絡する。

#### 11 情報の共有化

町は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡を取ること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努めるものとする。

### 第3節 災害広報計画

関	係	機	関
総	務	課	
企	画	課	

#### 1 計画の方針

災害時における町地域内の各機関、住民及び県機関並びに報道機関に対する被害状況その他災害に関する各種情報の広報は、次の方法による。

#### 2 広報実施機関

町本部における被害状況その他の災害情報の収集及びその広報は、総務部において担当するものとする。

#### 3 災害情報の収集

- (1) 総務部は、写真担当者を指定し、現地に派遣して災害現場写真を撮影する。
- (2) 写真撮影に当たっては、デジタルカメラや次世代携帯電話等を積極的に活用して、県本部災害情報集約センターに送信するものとする。
- (3) 関係機関その他住民等が撮影した写真の収集を図る。
- (4) その他現地における資料の収集を図る。

#### 4 広報の手段

防災行政無線、Lアラート（災害情報共有システム）、掲示板、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、広報誌、電話、広報車等を通じて迅速に広報するとともに、被害の概要、応急対策の実施状況等については、広報紙やチラシの配布、掲示板への掲示、町ホームページ等あらゆる伝達手段の複合的な活用を図るものとする。また、自主防災組織を通じるなど、伝達手段の多重化・多様化に配慮し、迅速かつ的確な広報に努めるものとする。

対 象 機 関	方 法
報 道 機 関	電話、文書、口頭、FAX
各 防 災 関 係 機 関	県及び町防災行政無線、電話、広報車、連絡員の派遣、FAX
一 般 住 民 、 り 災 者	町防災行政無線（同報無線）、広報車、広報紙、インターネットホームページ、防災メール
庁 内 各 課	庁内放送、庁内電話、口頭
その他必要とするもの	掲示板、チラシ（新聞折込み）

#### 5 広報の内容

人心の安定を図るため、被害の状況（停電、断水及び交通機関の運行等の状況）とその対策の実

施状況並びに注意事項及び協力要請について、具体的にわかりやすくまとめ広報する。

また、広報車を利用する際は、各地区毎に分担を定め、効果的な広報を行うとともに、地区毎の被害状況や電気、上下水道等の復旧状況に応じた広報に留意するものとする。

## 6 報道機関への情報の発表

### (1) 「放送協定」に基づく放送依頼

緊急を要する場合及び広域的に広報を行う必要がある場合には、「災害時の放送に関する協定」に基づき県（災害対策本部の災害情報集約センター）を通じて報道機関に対して、テレビ・ラジオによる広報事項の放送を依頼する。

### (2) 報道機関への情報の発表

報道機関は、極めて広範囲に、かつ、迅速に伝達できるため、総務部は、災害、復旧に関する情報を迅速に報道機関に対して発表する。また、報道機関が独自に行う取材活動についても積極的に協力するものとする。

## 7 デマ等の発生防止対策

デマ等の発生を防止するため、報道機関の協力も得て、正確な情報を迅速に提供するとともに、デマ等の事実をキャッチしたときはその解消のため適切な措置を講じるものとする。

## 8 住民の安否情報

次の方法により、住民の安否情報を収集し、一般住民等からの安否照会に対応する。

### (1) 住民の安否情報の収集

- ア 消防、警察、病院等から収集
- イ 自主防災会、自治会等から収集
- ウ 各避難所単位で収集

### (2) 安否照会への対応

専用電話、専用窓口の設置

## 9 災害広聴

災害時における住民の所望を速やかに把握することに努め、陳情を受け、その速報の作成配布を図る。また、被災住民の災害復旧等に対する災害相談に応じ、また各部の対策等の広報に努めるものとする。

## 10 被災者等への広報の配慮

文字放送、外国語放送等のさまざまな広報手段を活用し、要配慮者に配慮したわかりやすい情報伝達に努めるものとする。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した広報を行うものとする。特に外国人に対しては、多言語による災害情報の発信に配慮するものとする。

## 11 住民の安否情報

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い重

要業務の実施に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を提供するよう努めるものとする。この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、消防機関、県警察機関等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者等の権利、利益を不当に侵害するおそれがある場合に配慮し、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき、又は照会に対する回答により知り得た事項が不当な目的に使用されるおそれがあると認められるときには、安否情報の提供を行うことはできない。

(1) 災害用伝言ダイヤル「171」

西日本電信電話株式会社は、災害用伝言ダイヤル「171」を開設し、電話の輻輳緩和対策をとるので、住民間の安否確認、所在確認は、これを利用するものとする。

(2) 災害用伝言板（NTTドコモ、ソフトバンク、au）

災害時において音声発信が集中することにつながりにくくなった場合に、携帯電話を利用して、各携帯電話キャリアごとに自分の安否情報を登録できるサービスである。それぞれの携帯電話のポータルサイトの中に登録された安否情報は、インターネットなどで災害発生地域外から情報を確認することができる。

## 12 観光における風評被害対策

町は、災害時の観光への風評被害を最小限に止め、観光客の早期回復を図るため、別に定める災害時の観光誘客方針に基づき、必要な対策を実施するものとする。

## 第5項 災害防除計画

### 第1節 事前措置に関する計画

関	係	機	関
全			課

#### 1 計画の方針

災対法第59条第1項に基づく災害時における被害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去、保安その他事前措置は、次によるものとする。

#### 2 事前措置の範囲

災害が発生するおそれのある場合に、その災害を拡大させるおそれがあると認められる施設又は物件について被害の拡大を防止するため必要な範囲において、次のような物件の除去、保安等の措置を指示するものとする。

- (1) がけ崩れ及び土石流のおそれのある土地
- (2) 風雪害のおそれのある広告物、煙突等
- (3) 農業用ため池
- (4) 雪害のおそれがある箇所積雪
- (5) その他危険物等

#### 3 実施（代行）者

事前措置の実施は、原則として町本部長が行うものとするが、本部長が行うことが困難なときは、次によるものとする。

##### (1) 警察署長への要請

町本部において措置することが困難で、警察機関における措置が適当（効果的）なときは、警察署長（警察官）に事前措置の要請をするものとする。

##### (2) 本部職員の代行

現地に居合せる消防職員、消防団員、町本部職員が緊急に事前措置を要すると認めたときで、これを町本部長に報告する余裕がないときは、次の範囲の措置については消防職員、消防団員、町本部職員が代行するものとする。

ア 直接経費を必要としない場合の指示

イ 原型のまま簡単に持運びができ、元通りに容易に復帰できる場合の指示

#### 4 指示の方法

事前措置の指示は、文書によって行うことを原則とするが、緊急を要する場合はとりあえず口頭をもって行うものとする。

## 5 措置期間

直接の指示は、おおむね気象警報発令時等災害の発生が具体的に予想される場合又は被害が拡大しつつある場合等に行うものとする。

## 第2節 水防計画

関	係	機	関
全			課

水防管理団体は、その区域における水防を十分に果すべき責任があり、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができるとともに、一般住民にも水防の義務が課せられている。

なお、具体的な活動については、別に定める「揖斐川水防事務組合水防計画」によるものとする。  
湛水排除

町又は土地改良区は、河川の決壊等により湛水した場合は湛水排除を実施するほか、町は、排水ポンプにより排水作業を実施し、下水道施設が損壊した場合は直ちにこれに応急措置を施すものとする。

### 第3節 消防計画

関	係	機	関
総	務	課	
大	垣	消	防
消	防	組	合
消	防	団	

#### 1 計画の方針

火災その他の災害に際しての消防機関の災害応急対策は県計画第3章第11節「消防・救急・救助活動」に定めるもののほか、本計画によるものとする。

#### 2 火災気象等の取扱い

##### (1) 火災警報発令基準

消防法第22条第3項の火災に関する警報は、岐阜地方気象台発表の火災気象通報を勘案し、火災予防上管理者が危険であると認め、かつ、気象の状況が次のいずれかであるときに発令する。

ア 実効湿度60パーセント以下で最小湿度40パーセント以下になる見込みのとき。

イ 平均風速10メートル以上の風が1時間以上継続して吹く見込みのとき。(降雨、降雪中は通報しないこともある。)

##### (2) 火災警報の解除

火災警報発令後、火災発生の危険がなくなった場合には警報を解除するものとする。

##### (3) 火災警報の伝達

火災警報を発令又は解除した場合は、次により周知徹底を図るものとする。

ア 町防災行政無線

イ 広報車

ウ サイレン

#### 3 招集計画

火災その他非常災害の発生又は発生のおそれがある場合は、次により招集するものとする。

(1) 消防職員にあつては、別に定める規定による。

(2) 消防団員にあつては、次により招集するものとする。

ア 打鐘信号及びサイレン吹鳴信号は次表のとおりとする。

イ 町防災行政無線による招集の場合は、招集の要旨と必要な事項を放送すること。

ウ 消防団員の服装は、2号団服、長靴、手袋、手拭を着用すること。

エ 携行品は照明具、麻縄のほかペンチ、ナタ、かま、おの、のこぎり等を携行するものとする。

オ 出動した消防団員は、消防手帳を所属班長に提出して応招を申告するものとする。班長は、出動表を記入して分団長に出動者数を報告するものとする。

消 防 信 号

方法 信号別	種 別	打 鐘 信 号	余 韻 防 止 付 き サイレン信号
火 災 信 号	近火信号 消防屯所から約800メートル以内の とき	 (連点)	約3秒 ∧  ∨ 約2秒(短声連 点)
	出動信号 署所団出場区域内	 (三点)	約5秒 ∧  ∨ 約6秒
	応援信号 署所団特命応援出場のとき	 (二点)	
	報知信号 出動区域外の火災を認知したとき	 (一点)	
	鎮火信号	 (一点と二点との斑打)	
山 林 火 災 信 号	出動信号 署所団出動区域内	 (三点と二点との斑打)	約10秒 ∧  ∨ 約2秒
	応援信号 署所団特命応援出動のとき	同 上	同 上
火 災 警 報 信 号	火災警報発令信号	 (一点と四点との斑打)	約30秒 ∧  ∨ 約6秒
	火災警報解除信号	 (一点二個と二点との斑 打)	約10秒 約1分 ∧    ∧  ∨ 約3秒
演 習 招 集 信 号	演習招集信号	 (一点と三点の斑打)	約15秒 ∧  ∨ 約6秒
備 考	<p>1 火災警報発令信号及び火災警報解除信号は、それぞれの1種又は2種以上を併用することができる。</p> <p>2 信号継続時間は、適宜とする。</p> <p>3 消防職員又は消防団員の非常招集を行うときは、近火信号を用いることができる。</p>		

#### 4 出動計画

出動は、第1次及び第2次出動とし、第3次出動は他町村の応援出動とする。

##### (1) 第1次出動

第1次出動は、消防機関の長及び消防署の判断により、災害発生地域の分団の出動を要請する。

##### (2) 第2次出動

第2次出動は、現場最高指揮者が諸般の情勢を総合判断して出動を要請する。

#### 5 飛火警戒計画

火災発生時における気象条件により飛火警戒班を編成する。

通常は女性防火クラブ、住民等による飛火警戒班を委嘱し、最悪の条件の場合においては団員による警戒班4組を編成し消防自動車ポンプ2台と小型動力ポンプを配備する。

#### 6 断水時、減水時の計画

停電その他水源地等の故障により断水し又は干ばつのため農業用水が減水した場合においては、河川若しくは灌漑用池の撤栓を行うとともに中継送水により補給するものとする。

#### 7 相互応援計画

火災拡大の危険性のある場合、現場最高指揮者は、相互応援協定を締結している隣接各消防隊に応援要請を行い、それぞれ必要方面の防御に当たらせるものとする。

##### (1) 消防団

町と隣接する大垣市、神戸町、揖斐川町、大野町と状況により適時相互に応援する。

##### (2) 消防組合

大垣消防組合は、不破消防組合、揖斐郡消防組合との相互応援協定に基づき、適時相互に応援する。

#### 8 住民（自治会等）及び事業所等（自衛消防組織）の責務

町は、出火等を防止するため居住者、施設、事業者等に対し、広報、巡回指導等を行い、出火等の防止措置の徹底を図るが、住民（自治会等）及び事業所、危険物施設等の自衛消防組織等は、これに協力し出火等の防止に万全を期するものとする。

##### (1) 広報事項

特に地震発生の際には、次の広報を行う。

ア 火気の使用を中止する。

イ ガス器具等火気使用器具へのガス等の供給しや断を確認し、保安点検するとともに、引火物の漏出、流出を防止する。

ウ 危険物施設の保安点検をするとともに、危険物等の漏出、流出等を防止する。

エ ガス漏れ、漏電等を警戒するとともに、異常が発生した場合、町等へ通報する。

オ 電気製品の点検をし、避難の際には、電源プラグをコンセントから抜くとともに、ブレーカーをしゃ断しておく。

(2) 初期消火

道路の寸断等により消防隊の活動が阻害される場合に備え、住民（自治会等）等は、初期消火に努め、消防機関の消火活動に協力する。

ア 消火器、バケツ、可搬式小型動力ポンプを使用した初期消火を実施する。

イ 消防隊（消防署、消防団）が到達したときは、消防隊の長の指揮に従う。

(3) 初期救出

救出活動が迅速に行われるかどうかは要救助者の救命のポイントとなるため、町は住民（自治会等）への積極的な救出活動の実施を要請し、事業所等においても、救助資器材の放出を行う。

## 9 火災報告

火災が発生したときの被害状況その他の調査、報告は、次の方法によるものとする。

(1) 報告の系統



(2) 報告の種別及び報告期限

報告種別	報告期限	
	町本部→県本部	県本部→消防庁
火災月報	翌月 10日	—
火災報告	翌月 15日	7月、10月、1月、4月末日
火災詳報	県本部長の指示する日	消防庁長官の指示する日
火災即報	即 時	即 時

(3) 火災詳報を要する火災

火災詳報は、火災による損害額が相当な規模にのぼる火災、特殊な出火原因による火災又は特殊な態様による火災で県本部長が必要に応じて報告を求めたものについて提出するものとする。

(4) 火災即報を要する火災

火災即報は「火災・災害等即報要領」の定める火災等即報の一般基準、個別基準に該当する火災について報告するものとする。

(5) 調査報告事項

火災の即報は、「災害概況即報」（様式21号）及び「火災・災害等即報要領」によって災害発生後直ちに電話等によって行うものとする。火災詳報及び火災報告並びに被害程度の基準等については、「火災報告取扱要領」の定めるところによるものとする。

## 10 惨事ストレス対策

消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

## 第4節 県防災ヘリコプター応援要請計画

関	係	機	関
総	務	課	
大	垣	消	防
組	合		

### 1 計画の方針

町本部は、住民の生命、身体、財産を保護するため、緊急を要し、ヘリコプター以外に適切な手段がないときには、必要に応じ、防災ヘリコプターの応援を要請するものとする。

### 2 要請方法

#### (1) 消防組織法上の活動に係る応援要請

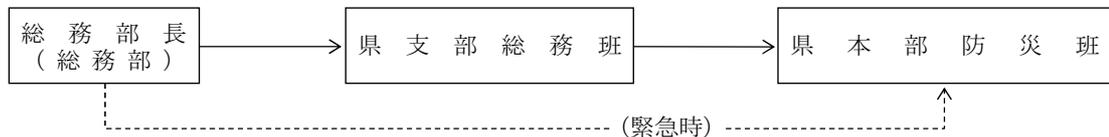
消防組織法上の災害に係る活動について、町長から知事に対する応援要請は、「岐阜県防災ヘリコプター応援協定」の定めるところによる。

要請は、大垣消防組合消防本部消防長から岐阜県防災航空隊に電話及びファクシミリで行う。

[岐阜県防災航空センター 電話058-385-3772 F A X 058-385-3774]

#### (2) 災対法第68条に基づく応援要請

物資及び負傷者等の輸送、災害情報収集等のため防災ヘリコプターの応援が必要な場合には、次の系統で出動要請を行う。



### 3 防災ヘリコプターによる支援の要請

防災ヘリコプターによる支援を要請する場合は、「岐阜県防災ヘリコプター支援協定」に基づき、県に対して次の事項を明らかにして行うものとする。

- a 災害の種類
- b 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- c 災害発生現場の気象状態
- d 離着陸を伴う場合においては離着陸予定地及び地上支援体制
- e その他必要事項

## 第6項 り災者救助保護計画

### 第1節 応急救助の手続等

関	係	機	関
総	務	課	
税	務	課	
健	康	福	祉
保	険	年	金
住	民	課	

#### 1 計画の方針

災害時におけるり災者の救助及び健康の保持又は救助実施上の関連手続及び災害救助法による救助の基本等は、次によるものとする。

#### 2 被災者台帳の作成

総務部は被害状況の把握につき、関係各班の協力を得て、各世帯別の被害状況が判明したときは、速やかに「被災者台帳」（様式63号）を作成するものとする。

作成に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 被災者台帳は、できるだけ速やかに作成することとし、災害時の混乱等により作成が遅れるときは、「住家等一般被害調査表」（様式24号）又は「救助用物資割当台帳」（様式37号）を一時的に利用するものとするが、この場合にはできるだけ早い時期に被災者台帳を作成するものとする。
- (2) 被災者台帳の作成に当たっては、「住家等一般被害調査表」（様式24号）に基づくことはもちろんであるが、戸籍（住民登録）係と連絡し、正確を期するものとする。
- (3) 被災者台帳は、救助その他の基本となるものであり、また世帯別救助等の実施記録となるものであるから救助実施状況等をできるだけ具体的に記載し、整備保管しておくものとする。

#### 3 被災に関する証明書の発行

##### (1) り災証明書

総務部税務班は、被災世帯に対して「り災証明書」（様式52号）を交付するものとする。ただし、災害時の混乱等により前様式によることができないときは、とりあえず「仮り災証明書」（様式53号）を作成交付し、後日速やかにり災証明書と取り替えるものとする。証明書の発行に当たっては、次の点に留意するものとする。

ア り災証明書は、災害救助はもちろんであるが、交付日以降種々の問題に影響を与えるものであるから特に慎重に扱うこと。

イ り災証明書は、「り災者台帳」（様式62号）（仮証明書のときは、住家等一般被害調査表又

は救助用物資割当台帳)と照合し、発行に当たっては、契印をする等発行の事実を判然とし、重複発行(仮証明書と本証明書の重複を含む。)を避けるように留意するものとする。

ウ 本証明書は、遅くとも救助用物資支給前に交付又は切り替えを終わり、物資支給時には、証明書の提示を求め得られるようにするものとする。

#### (2) り災者旅行証明書

総務部税務班は、住家に被害を受けたため、現在地に居住することができず、一時縁故先等に避難(旅行)する者から申請があったときには、「り災者旅行証明書」(様式66号)を作成し交付するものとする。

### 4 災害救助法適用基準

災害救助法による救助の適用は、総務部が報告する「住家等一般被害状況等報告書」(様式23号の1)による被害及び応急対策実施状況に基づき県本部(健康福祉政策班)が決定するが、この場合に適用される被害の基準は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 適用被害基準

町地域内の被害が、次の各号に該当する災害時で、県本部長が災害救助法による救助実施の必要があると認めるとき。

ア 住家の全失世帯が50世帯以上に達したとき。

イ 県地域の全失住宅被害の集計が2,000世帯以上に達し、かつ、町地域内の被害が25世帯以上に達したとき。

ウ 県地域の全失住宅被害の集計が9,000世帯以上に達し、かつ、町地域内で救助を要する被害が発生したとき。

エ 多数の者が災害により生命若しくは身体に被害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

(注) 前記被害に達しないときでも災害が隔絶した地域に発生し、災害にかかる者の救助がいちじるしく困難である特別の事由がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき等にも適用される。

#### (2) 被害計算の方法

適用基準である全失世帯の換算等の方法は、次によるものとする。

ア 住家の半失(半壊、半焼)世帯は、全失世帯の1/2、床上浸水又は土砂たい積等により、一時的に居住することができない状態になった世帯は全失世帯の1/3として計算する。

イ 被害世帯数は、住家の棟数あるいは戸数とは関係なくあくまで世帯数で計算する。

例えば、被害住家は1戸であっても、3世帯が居住していれば、3世帯として計算する。

ウ 飯場、下宿等の一時的寄留世帯については、生活根拠の所在地等総合的条件を考慮して、実情に即して決定する。

エ 災害の種別については、限定はしない。

したがって、洪水、震災等の自然災害であっても、火災等人災的なものであっても差し支えない。

## 5 災害救助法による救助の種類と実施者

災害救助法による救助の種類とその実施者は、次のとおりである。

救 助 の 種 類	実 施 期 間	実 施 者 の 区 分
避難所の開設及び収容	7 日 以 内	町本部
炊出し及び食品の給与	7 日 以 内	町本部
飲料水の供給	7 日 以 内	町本部
被服、寝具及び生活必需品の給貸与	10 日 以 内	確保、輸送＝県本部 調査、報告、割当て、配分＝町本部
医 療	14 日 以 内	県本部、日赤支部、町本部
助 産 救 助	分 べ ん し た 日 か ら 7 日 以 内	
学 用 品 の 給 与	教科書1箇月以内 文房具及び通学用品 15 日 以 内	確保、輸送＝県本部 調査、報告、割当て、配分＝町本部
災害にかかった者の救出	3 日 以 内	町本部
埋 葬 救 助	10 日 以 内	町本部
仮 設 住 宅 の 建 設	着 工 20 日 以 内	町本部
住 宅 応 急 修 理	1 箇 月 以 内	町本部
行 方 不 明 者 の 捜 索	10 日 以 内	町本部
遺 体 の 処 理	10 日 以 内	町本部
障 害 物 の 除 去	10 日 以 内	町本部

- (注) 1 本実施区分は、計画上の基本実施者を示したもので実際の実施に当たっては、県本部実施分を町本部が、町本部実施分を県支部等が実施することが適当と認められるときは、県本部長が実情に即して決定するものとする。
- 2 災害救助法の実施は、知事である県本部長が法的責任者であるが、町本部の行う救助活動は災害救助法第30条の規定による知事の町長に対する職権委任に基づくものである。
- 3 救助を実施し、又は実施しようとするときは、県本部及び県支部に報告又は連絡をするものとする。ただし、実施に当たって連絡するいとまのないときは、町本部で実施した結果を報告するものとする。
- 4 実施期間は災害発生の日からの期間（仮設住宅の建設については着工期限）を示す。従ってこの期間内に救助を終了（着工）するようにならなければならない。

## 6 町本部実施の応急救助と救助法との関係

災害が発生し、又は発生しようとしているとき、町本部は、本計画の定めるところにより、被災者の救出、避難所の開設及び炊出しあるいは医療、助産の応急救助を実施するとともに、その状況を速やかに県本部健康福祉政策班（県支部総務班経由）に報告するものとする。実施した応急救助については、災害救助法が適用されたときは、災害救助法に基づく救助として取扱い、災害救助法が適用されない災害にあつては、町本部単独の救助として処理するものとする。

## 7 救助実施状況の報告

民生部は、災害救助法に基づく救助を実施しようとし、又は実施したときには「救助日報」（様式3号）により毎日その状況を県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に報告するものとする。

なお、救助別の報告を要する事項及び内訳は、次表のとおりとする。

報告事項		県計画による報告様式				その都度報告	日報	期間指定報告
		項	節	様式No.	様式名称			
被害	概況報告	6	2	1の1	住家等一般被害状況等報告書	○		
	中間報告					○		
	確定報告							○2日以内
避難所設置	開設報告	—	—	—	—	○		
	収容状況報告	8	1	4	救助日報		○	
	閉鎖報告	—	—	—	—	○		
仮設住宅設置	住宅対策報告	8	6	1	住宅総合災害対策報告書			○5日以内
	入居該当世帯報告	8	6	2	応急仮設住宅入居該当世帯調			○5日以内
	着工報告（町委託分）	8	—	4	救助日報		○	
	竣工報告（町委託分）	8	—	4	救助日報		○	
	入居報告	—	—	—	—	○		
炊出状況報告		8	1	4	救助日報		○	
飲料水供給状況報告		8	1	4	救助日報		○	

必需品 寝具 生活 被服	世帯構成員別被害報告	8	5	2	世帯構成員別被害状況			○2日以内
	支給状況報告	8	1	4	救助日報		○	
	支給完了報告	—	—	—	—	○		
医療・ 助産	医療班出動要請	—	—	—	—	○		
	医療班出動報告	8	7	2	医療班出動編成表	○		
	医療助産実施状況報告	8	1	4	救助日報		○	
被災者救出状況報告		8	1	4	救助日報		○	
住宅 応 急 修 理	住宅対策報告	8	6	1	(住宅総合災害対策報告書)			○5日以内
	住宅応急修理該当世帯報告	8	6	4	住宅応急修理該当世帯調			○5日以内
	着工報告(町委託分)	8	1	4	救助日報		○	
	竣工報告(町委託分)	8	—	4	救助日報		○	
被災教科書報告		8	9	2	被災教科書報告書			○5日以内
学用品 支給	学用品支給状況報告	—	—	4	救助日報		○	
	学用品支給完了報告	—	—	—	—	○		
埋葬救助状況報告		8	1	4	救助日報		○	
遺体捜索状況報告		8	1	4	救助日報		○	
遺体処理状況報告		8	1	4	救助日報		○	
障 害 物 除 去	住宅対策報告	8	5	1	(住宅総合災害対策報告書)			○5日以内
	障害物除去該当世帯報告	8	6	6	障害物除去該当世帯調			○5日以内
	障害物除去状況報告	8	1	4	救助日報		○	
	障害物除去完了報告		—		—	○		
輸送、人夫雇上状況報告		8	1	4	救助日報		○	
救助期間、程度、方法、特例申請		—	—	—	—	(程度、方法) ○		(期間特例) 各救助実施 期間中

(注) 詳細内容は、各救助計画の定めるところによるものとする。

## 8 救助関係の様式

救助に関する様式は、各節に定めるもののほか、各節に共通する様式は、次によるものとする。

- (1) 「救助実施記録日計票」(様式19号)
- (2) 「救助の種目別物資受払状況」(様式20号)

## 第2節 避難計画

関	係	機	関
全			課

### 1 計画の方針

災害の態様に応じ安全適切な場所を選定して避難所を開設するものとする。なお、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、災害の規模、被災者の避難及び受入れ状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を促すものとする。災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等の利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

また、町は避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示等について、国及び県等の協力を得つつ、洪水等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にし、国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に沿ったマニュアル等を整備し、住民への周知徹底に努めるものとする。

災害による避難のための立退きの指示、勧告及び誘導並びに避難所の開設、受入れは、次によるものとする。

### 2 実施責任者

避難のための立退きの指示、勧告及び避難所の開設並びに避難所への受入れ保護は、次の者が行う。

- (1) 避難準備・高齢者等避難開始——全般災害について——町長
- (2) 避難の勧告——全般災害について——町長（災対法第60条）※
- (3) 避難の指示
  - 洪水について
    - 町長又はその命を受けた職員（水防法第30条）
    - 水防管理者（町長）（水防法第21条）
  - 地すべりについて
    - 知事又はその命をうけた吏員（地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第25条）
  - 全般災害について
    - 町長（災対法第60条）※
    - 警察官（災対法第61条、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条）
    - 自衛官（災害派遣）（自衛隊法第94条）

※ 町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、知事が行

うことができる。

※ 大雨洪水時における避難等の基準は、揖斐川水防事務組合水防計画に定める洪水予報及び水防警報の発令基準に基づくものとする。

#### (4) 避難所の開設、受入れ ————— 町長

避難の指示、勧告（立退き準備の勧告を含む。以下同じ。）から避難所への誘導までは、それぞれ避難の指示勧告者（以下「避難指示者」という。）が行い、誘導に際して被災者等の移送で救出作業の必要により実施する作業及び避難所の開設、受入れ保護は、災害救助法を適用する災害にあつては、同法に基づき町長が実施し、災害救助法の適用を受けない災害にあつては町独自の応急対策として町長が実施するものとする。

### 3 避難の実施

避難に関する対策の実施は、次の区分によるそれぞれの機関が行う。

#### (1) 避難の指示、勧告者

災害により危険が急迫し、人命の保護、その他災害の拡大防止等のため特にその必要が認められるときは、危険地域の居住者に対し、次の方法により、避難のための立退きを勧告し及び急を要すると認められるときは、避難のための立退きを指示するものとする。

なお、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等の安全確保措置を指示することができるものとする。

##### ア 町本部長（町長）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、町長は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。（災対法第60条第1項）

町は、住民に対する避難のための避難勧告等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告及び避難指示（緊急）を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努めるものとする。

町は、避難勧告の発令の際には、避難所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。

##### イ 県本部及び県支部（県知事又はその命を受けた土木関係職員）

水害及び地すべりに伴う避難

##### ウ 警察官

全災害についての避難

##### エ 災害派遣中の自衛官

全災害についての避難（その場に警察官がいない場合）

## オ 水防管理者

洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の居住者に対する避難

### (2) 避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告及び指示の種類

避難準備・高齢者等避難開始の発表は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、人の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対して発表することで、対象地域住民への避難準備や避難行動要支援者の早期避難を促す。

避難準備・高齢者等避難開始の発表にあたっては、町社会福祉協議会、民生委員、自主防災組織、自治会、消防機関等と連携を図り確実な伝達に努め、避難の準備・行動の開始を促す。

なお、「勧告」は、避難のための立ち退きを勧め、又は促し、「指示」は、被害の危険が目前に切迫している場合等に発すべきもので、勧告よりも拘束力が強く住民を避難のため立ち退かせるものとする。

### (3) 関係機関への通知

町長、警察官及び自衛官が避難に関する措置を実施した場合は、それぞれ関係機関に通知するものとする。

#### ア 町長の措置

町長→県知事（防災課）

#### イ 警察官又は自衛官の措置

##### (7) 災対法に基づく措置

警察官→警察署長→町長→知事（防災課）

##### (1) 職権に基づく措置

警察官→警察署長→警察本部長→知事（防災課）→町長

##### (9) 自衛官の措置

自衛官→町長→知事（防災課）

### (4) 避難の周知徹底者

町本部における避難の周知徹底は、総務部（広報担当）が各避難の指示、勧告者の通知に基づいて行う。ただし、現地において指示、勧告を行ったときは、緊急必要な範囲に対する徹底は、指示勧告者が直接行うものとする。

### (5) 避難者の誘導

避難者の誘導は、消防部が消防職員、警察官と協力して行う。ただし、消防部員が防除活動等のため誘導できないときは、町本部職員等のうちから町本部長が命じた者が当たるものとする。

また、避難勧告等を発令するとともに、住民が迅速かつ安全に避難できるよう避難先への誘導に努める。避難誘導にあたっては、避難所、避難路、災害危険箇所等の所在、防災気象情報、災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努めるものとする。特に、台風による大雨発生など

事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

避難措置の実施者は、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難勧告等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等で行うなど、適時適切な避難誘導に努めるものとする。

○警戒レベルと避難行動の関係

警戒レベル	住民が取るべき避難行動	住民に行動を促す情報
		避難情報等
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報
警戒レベル4	指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。	避難勧告 避難指示（緊急）
警戒レベル3	高齢者等は立退き避難する。その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始
警戒レベル2	避難に備え自らの避難行動を確認する。	洪水注意報・大雨注意報
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報（警報級の可能性）

(6) 避難所の開設及び受入れ

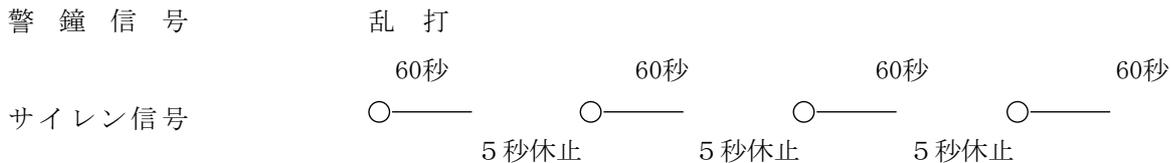
避難所の開設及び受入れは、民生部及び教育部が使用する施設の管理者その他関係者の協力を得て行うものとする。

(7) 特定施設（個人）の行う避難

特定の施設あるいは個人が単独で行う避難については、その施設の管理者あるいは各個人がそれぞれの判断によって行うものとするが、多人数を受入れする施設等にあつては、平常時からその対策を樹立しておくものとする。

(8) 避難指示等の信号

災害により危険区域内の居住者に避難のため立ち退くべきときを知らせる信号は、次によるものとする。



信号に当たっては、適当な時間継続するものとし、必要に応じて警鐘信号とサイレン信号を併用するものとする。

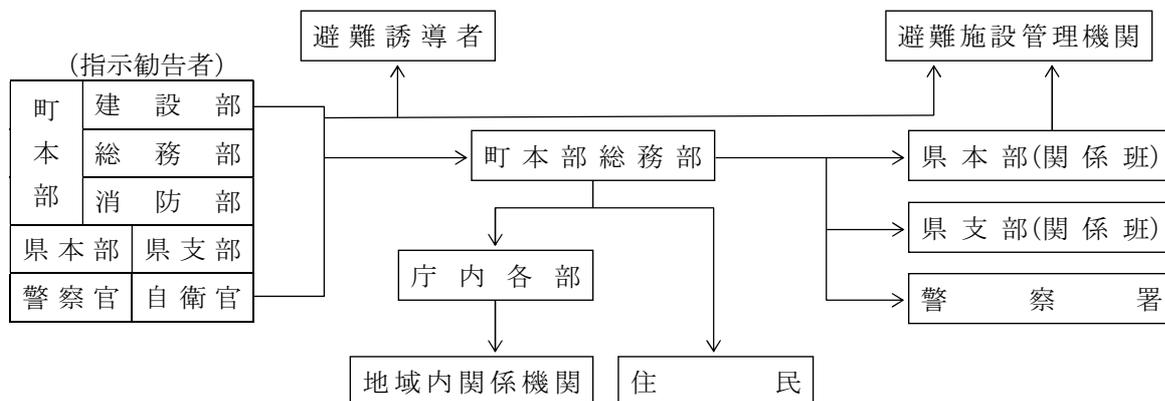
#### 4 避難準備情報、指示、勧告の発表

避難の勧告、指示等に当たっては、次の事項（以下本節において「指示・条件」という。）を明示するものとする。

- (1) 指示、勧告を行う地域、対象
- (2) 避難すべき時間等
- (3) 指定避難所及び避難経路
- (4) 誘導者名
- (5) 指示、勧告を行う理由
- (6) 避難に当たっての必要事項又は参考事項

#### 5 機関相互の連絡

避難の指示勧告者は、指示、勧告を行ったときは、直ちに総務部に通知するものとする。なお、関係機関に対する通知（連絡）は、次の系統によって行うが、通知に当たっては、できる限り指示条件あるいは災害の状況等を明示するように努めるものとする。



#### 6 避難の周知徹底

総務部は、避難の指示、勧告を発令したときは、次の要領によって避難する地域の住民、その他関係機関に指示、勧告の徹底を図るものとする。なお、現地で直接避難の指示勧告をしたときは、指示勧告者は、関係者の協力を得て、次の要領に準じてその地域内の住民等にその徹底を図るものとする。なお、避難の周知にあたっては、要配慮者等に配慮するものとする。

##### (1) 周知徹底事項

避難の周知徹底に当たっては、できる限り必要な事項を具体的に示すこととし、避難までに時

間的余裕があるとき等にあつては、おおむね次の事項のうち特に必要な事項について徹底できる範囲の事項を行うものとする。

- ア 避難の指示勧告者及び避難誘導者（機関）
- イ 避難所及び経路
- ウ 予想される災害の概要と見通し
- エ 避難に当たっての留意事項

## (2) 周知徹底の方法

地域内住民等に対する避難の指示あるいは勧告は、次の方法のうちから最も適切な方法で関係機関と協力して行うものとするが、特に短時間にその徹底を図るため必要に応じて下記の方法を併用する等その万全を期するものとする。

- ア 町防災行政無線による徹底
- イ インターネットによる徹底
- ウ 広報車による徹底
- エ 信号による徹底
- オ 防災メールの配信
- カ 口頭による徹底

## 7 避難の誘導

避難誘導者は、指示勧告者から通知を受け、あるいは本部長から命ぜられたときは、直ちに避難者の誘導に当たるものとするが誘導に当たっては「8 避難に当たっての留意事項」に定める事項に留意するものとする。

## 8 避難に当たっての留意事項

### (1) 着衣等

避難に当たっては、次のものを着用し、又は携行すること。

- ア 頭に座布団、ヘルメット等（保安帽）をつけること。
- イ 夏期等でも身体の裸出をさけ、できるだけ厚着をすること。
- ウ 夜間は、懐中電灯を携行すること。
- エ ロープ、紐等を携行すること。
- オ マスクを着用すること。

### (2) 携帯品（所持品）

携帯品は、できるだけ最小限度に止め自力で所持でき避難に際して障害にならない程度とすること。

携帯（所持）すべき主なものは、おおむね次のとおりである

- ア 主食（にぎり飯、パン等）2～3食分程度
- イ 副食（かん詰、漬物等携帯可能なもの）若干
- ウ 飲料水（水筒、携帯ポット等による。）

エ 貴重品（現金、印鑑等）

オ 肌着等衣類（雨具のほか気温を考慮し、寒冷期には毛布等も携帯する。）

カ 感染症対策（マスク、消毒液、石けん、体温計等）

キ その他（タオル、チリ紙、携帯ラジオ等）

(3) 避難後の戸締り等

避難の際に戸締りを行うことや余裕がある場合は家屋に補強を施す等の指示を行う。

(4) 避難の方法

避難者あるいはその誘導者は、避難に当たっての行動に際しては、次の点に留意すること。

ア 避難の順序

避難を時期的に階段に分けて行うときは、傷病者、障がい者、高齢者、幼児等要配慮者を先にし、一般青壮年男子は後にすること。

イ 避難誘導及び移送

避難は原則として地域住民が自主的に行うものとする。ただし、避難者が自力による立ち退きが不可能な場合においては、町において、車両、舟艇等によって行うものとする。誘導にあたっては、できるだけ自主防災組織、自治会ごとに集団避難を行うものとする。

ウ 誘導者の補助

誘導補助者が不足し、あるいはいないときにあつては、避難者等の内から壮健なものが誘導補助者あるいは直接指導者となって統制をとり安全を期すこと。

エ 集団の脱落防止

集団避難する場合にあつては、誘導者は人員の掌握に努めるとともに脱落等を防ぐため、ロープ等によって集団の確保に努めること。なお、集団の配列に当たっては、高齢者や子供は中央の安全な場所に位置させ、あるいは必要に応じて各人をロープにつなぐ等集団の確保と安全を図ること。

オ 誘導者の配置

集団避難時にあつては、誘導者が先頭と後尾につくこと。ただし、集団の規模あるいは危険度の高いときは、誘導者あるいはその補助者を増員して適宜に配置し、避難の安全を期すこと。

カ 病人等（避難行動要支援者）の避難

避難は、各人が自力で行動することが原則であるが、病人、乳幼児、高齢者、障がい者等自力で行動のできない者（避難行動要支援者）があるときは、誘導者あるいはその補助者が、その家族に助力し必要に応じ担架、車両等によって移送すること。

キ その他事故防止

その他避難に当たっての事故防止に努めるため、次の点に留意すること。

(ア) 台風時にあつては風をよけるため家屋の下を通るようなことは避け、建物が倒れても下敷にならないようにすること。

- (イ) 避難中に電線が垂れ下がっているような場合は、絶対にふれないこと。
  - (ウ) 自動車交通のひんばんな道路を避難するときは、交通事故の防止に努め必要に応じ警察機関と連絡し安全を期すこと。
  - (エ) 避難のために家屋等を空けるとき等にあつては、盗難予防あるいは財産保全のために戸締り施錠を厳重にし、危険のある災害に応じた家財等の処置（浸水時にあつては家財を高い所に移す等）をする。なお、予想される災害の程度を考慮して必要に応じ家族のうち青壮年者が居残る等万全を期すこと。
- (5) 自主防災組織による避難活動
- 自主防災組織は、自ら又は町等の指示、指導により、次のとおり避難活動を実施する。
- ア 避難指示（緊急）等の地域内居住者等への伝達の徹底
  - イ 避難時の携行品（食糧、飲料水、貴重品等）の周知
  - ウ 高齢者、傷病者、障がい者等の保護を要する者（避難行動要支援者）の介護及び搬送
  - エ 防火、防犯措置の徹底
  - オ 組織的な避難誘導、避難場所又は避難所への受入れ
  - カ 地域内居住者の避難者の把握

## 9 指定避難所の指定

本町における指定避難所は、資料編に掲載のとおりである。

## 10 避難所の開設及び受入れ保護

避難所の開設及び受入れ保護は、災害救助法が適用された場合は同法により、災害救助法が適用されない災害又は適用されるまでの間は、町本部独自の応急対策として実施するものとする。

### (1) 受入れ者

避難所へは次の者を受入れする。

ア 避難指示者の指示に基づき、又は緊急避難の必要に迫られ住家を立ち退き避難した者

イ 住家が災害により全焼、全壊、流失し、又は半焼、半壊し、若しくは床上浸水の被害を受け  
日常起居する場所を失った者

上記の者であっても被災を免れた建物に居住し、あるいは親戚縁故者に避難する者はこの限りでない。

### (2) 本部職員の駐在

避難所を開設したときは、本部職員を派遣駐在させ、パソコン通信端末、電話等を設置する。駐在員は、民生部及び教育部の指示に従い、避難所の管理と受入れ者の保護に当たり次の事務を処理するものとする。また、被災者情報、支援対策等の広報に当たらせるものとする。

ア 「避難所設置及び受入れ状況」（様式38号）並びに受入れ者名簿の記録整備

イ 「救助実施記録日計票」（様式19号）を記録整備し、県支部総務班に報告すること、並びに「避難所用施設及び器物借用整理簿」（様式39号）を記録整備すること。

ウ 飲料水、食糧、生活必需品等の配分

エ 避難所の防疫清掃等衛生管理に関すること。

オ その他状況に応じた応援・救援措置

### (3) 避難所の適切な運営管理

町本部は、以下の事項に留意し、適切な運営管理を行うものとする。

ア 避難所における情報の伝達、食糧、水等の配布、清掃等については、避難者、自主防災組織、ボランティア、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、対応が困難な場合は、他の近隣市町村、県支部総務班に連絡及び応援要請すること。

イ 避難所ごとに受入れされている避難者に係る情報の早期把握に努めること。避難者の協力を得つつ、特に負傷者、災害による遺児、衰弱した高齢者、障がい者等の要配慮者の所在の把握に努め、必要な保護を講じること。

ウ 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保等に配慮するものとする。

長期の避難生活による精神的ストレス解消のため、被災者のこころのケアに努めるものとする。そのため、食事供与の状況、排水経路を含めたトイレの設置状況等の把握に努め、必要な

対策を講じるものとする。また、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。さらに、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。また、外国人への対応について十分配慮するものとする。

町は、避難所ごとにそこに受け入れされている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。

エ 要配慮者に対する健康状態の把握と、情報の提供について十分配慮すること。

#### (4) 避難所開設状況の報告

民生部及び教育部は、避難所を開設したときは、速やかに県支部総務班を經由して県本部健康福祉政策班に報告するとともに、その後の受入れ状況を毎日、「救助日報」（様式3号）により報告するものとする。なお、報告は、次の事項について電話等によって行うものとする。

##### ア 開設状況の報告

- (ア) 開設日時
- (イ) 開設場所及び施設名
- (ウ) 受入れ状況（うち、避難指示勧告による者）（施設別に）
- (エ) 開設期間の見込

##### イ 受入れ状況の報告

- (ア) 受入れ人員
- (イ) 開設期間の見込

##### ウ 閉鎖報告

閉鎖日時（施設別に）

#### (5) 資機材の確保等

避難施設の状況に応じ、受入れ保護に必要なローソク、燃料等の確保あるいは便所の仮設等は、民生部が建設部の協力を得て確保し、あるいは仮設するものとする。

#### (6) 受入れ期間

災害救助法による避難所の開設、受入れ、保護の期間は災害発生の日から7日間とするが、それ以前に必要ななくなった者は逐次退所させ、期間内に完了するものとする。ただし、開設期間中に、り災者が住居あるいは仮住居を見出すことができずそのまま継続するとき、その数が一部（少数）であるときはそれ以降の受入れは災害救助法によらず町本部独自の受入れとして行うものとし、また8日目以降においても多数の受入れ者を続けて受入れする必要があるときは、災

害発生後5日以内に県支部を通じて県本部に開設期間の延長を要請するものとする。

なお、要請に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

- ア 延長を要する期間
- イ 期間の延長を要する地域
- ウ 期間の延長を要する理由
- エ 期間の延長を要する避難所名及び受入れ人員
- オ 延長を要する期間内の受入れ見込
- カ その他

(7) 費用の基準

1人1日当たりの費用は、岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。

(8) 所要物資の確保

避難所開設及び受入れ保護のための所要物資は、原則として町本部において確保するものとする。ただし、町本部において確保できないときは、県支部（総務班）に避難所用物資の確保について連絡し、県本部（健康福祉政策班及び産業政策班等）又は県支部（総務班）に物資の確保及び輸送を要請するものとする。

(9) 施設使用の強制

避難所の設置に当たり、その施設の所有者又は占有者の反対により、当該施設を使用することができず、かつ、他に適当な施設がないときは、県支部を通じ県本部に強制命令の執行を要請する。なお、本執行はできる限り避け得るよう平常時より計画し、施設の所有者等と協議しておくものとする。

(10) 応援の要請

広範かつ大規模な災害のため、町地域内において受入れ保護ができないときは、民生部は総務部と協議して県支部（総務班）に応援の要請をするものとする。ただし、緊急を要する場合は、直接県本部（健康福祉政策班）又は近隣市町、県支部（警察班）に応援の要請をするものとする。応援の要請に当たっては、次の事項を明示するものとする。

- ア 応援を求める内容及び理由
- イ 対象人員
- ウ 移送の方法
- エ その他必要な事項

(11) 要配慮者専用区画の避難所への設置

災害により、特に避難所において長期受入れが必要な事態となった場合で、一般の避難者との共同生活が困難な介護を必要とする者に対して、町は、必要により各避難所に要配慮者用の区画を設け、町社会福祉協議会、日赤奉仕団、ボランティア等の協力を得て運営するものとする。

(12) 応急仮設住宅（みなし仮設を含む）の提供

町は、学校等が避難所として利用されている場合、学校教育の再開に支障となるため、迅速に

応急仮設住宅を提供し、避難所の早期解消に努めるとともに、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるものとともに、孤独死、震災関連死等を防止するためのアフターケアのため、入居者情報の第三者提供について、事前に同意をとるなど配慮するものとする。

また、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。

民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用するものとする。また、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

#### (13) 行政区域を越えた広域避難の支援要請

災害の規模、被災者の避難、受入れ状況、避難の長期化等にかんがみ、町区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合には、必要に応じて国の非常災害本部等を通じて、避難受入れ関係省庁（警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、消防庁）又は都道府県に広域避難受入れに関する支援を要請するものとする。

#### (14) 広域一時滞在

災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては、県に調整を要請または、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

町は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

### 第3節 食糧供給計画

関	係	機	関
総	務	課	
健	康	福	祉
保	健	セ	ン
産	業	タ	ー
教	育	課	
委	員	会	

#### 1 計画の方針

災害時における被災者及び災害防護活動者等に対する炊出し及び食品の給与は、「災害救助法及び国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領」（昭和18年6月15日付け18総食第294号農林水産省総合食料局長通知。以下「緊急引渡要領」という。）、「災害時における乾パンの取扱要領」（平成19年3月30日付け18総食第1327号総合食料局長通知）、「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡に関する協定」、「県民食料備蓄事業実施要綱」、「災害時における精米の供給等の協力に関する協定」（以下「精米供給協定」という。）、「災害時に対応する玄米の備蓄・供給に関する協定」に基づき、本計画の定めるところによるものとする。

#### 2 実施担当者

炊出し及び食品給与の直接の実施は、民生部が担当するが、食糧供給のため必要な原材料の調達等は、建設部が担当するものとする。なお、小規模災害時において地区単位に実施する炊出しにあつては、その程度に応じ各自治会単位においてそれぞれに実施するものとする。ただし、町において実施できないときは、県本部又は県支部若しくは隣接市町本部が応援又は協力をして実施するものとする。

#### 3 実施現場

炊出しの実施は、避難所（食事をする場所）にできるだけ近い適当な場所において実施するものとする。ただし、近くに適当なところがないときは、適宜の場所あるいは施設で実施し、自動車等で運搬するものとする。

#### 4 炊出しの方法

炊出しは、町本部が奉仕団等の労力により学校給食センター並びに避難所施設を利用して行うものとする。

実施に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 町本部において直接実施することが困難なときで、米飯業者等に注文することが実情に即すると認められるときは、炊出しの基準等を明示して業者から購入し、配給するものとする。
- (2) 献立は、被災状況に留意し、できるだけ栄養価等を考慮するものとする。

- (3) 炊出し場所には町本部の職員等責任者が立会い、その実施に関して指揮するとともに関係事項を記録するものとする。なお、避難所施設において炊出しを行うときは、避難所に派遣の職員が兼ねて当たるものとする。

## 5 主食糧の一般的確保

被災者及び災害応急対策従事者に対する炊出し及び食品の給与のために必要な米穀は、原則として町本部において、管内の米穀販売業者から米穀を購入するものとする。

## 6 主食糧の緊急確保

災害救助法が発動された場合において、前記「5 主食糧の一般的確保」が困難な状態において主食糧の確保は次によることとする。

### (1) 食糧緊急引渡要請

町本部は、前記「5 主食糧の一般的確保」の方法による米穀の確保が困難な場合若しくは政府所有の乾パンの配給を受ける必要がある場合は、県本部農産園芸班に所要数量及び引渡希望事項を示して申請書を提出するものとする。

### (2) 引渡し品目

緊急引渡しを行う品目は米穀（精米又は玄米）又は乾パンとする。

### (3) 引渡し数量

緊急引渡しを行う数量は、次表のとおりとする。

区分	米 穀	乾 パ ン
被災者供給用	精米 1人1食当たり 200g 又は 玄米 1人1食当たり 220g	1人1食当たり 115g
災害救助従事者供給用	精米 1人1食当たり 300g 又は 玄米 1人1食当たり 330g	1人1食当たり 115g

### (4) 引渡し場所等

災害の状況による緊急引渡しを行う場所、引渡し品目及び引渡しを受ける者の区分は、次表のとおりとする。

災害の状況	引渡し場所	引渡し品目	引渡しを受ける者
知事と町長の連絡ができる場合	東海農政局	乾パン	知事又は町長
	岐阜県の指定する場所	米穀（精米）	町長
交通、通信の途絶等のため知事と町長の連絡がつかない場合	農林水産省指定倉庫	米穀（玄米）	町長

### (5) 引渡手続

災害救助用食糧の緊急引渡しの手続きは、次のとおりとする。

ア 知事と町長の連絡ができる場合

(7) 米穀（精米）

- a 町長は、知事に災害救助用食糧の引渡し要請を事前に行うとともに、「災害救助用食糧（米穀・乾パン）緊急引渡申請書」（様式40号）を1部提出する。ただし、申請書を提出する時間的余裕がないときは、ファックス又は電話により申請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。
- b 町長は、精米の引渡しを受ける際に、供給業者へ「災害救助用食糧（精米）受領書」（様式41号）を1部提出する。

(4) 乾パン

- a 町長は、知事に災害用食糧の引渡し要請を事前に行うとともに、「災害救助用食糧（米穀・乾パン）緊急引渡申請書」（様式40号）を1部提出する。ただし、申請書を提出する時間的余裕のないときは、ファックス又は電話により申請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。
- b 町長は、乾パンの引渡しを受ける際に、知事へ「災害救助用食糧（乾パン）引渡受領書」（様式42号）を1部提出する。

イ 交通、通信の途絶等のため知事と町長の連絡がつかない場合

（町長がアの規定による災害救助用食糧の引渡しを受けることができない場合）

- a 町長は、当該地区を管轄する東海農政局（所長等に連絡のとれないときは、当該農林水産省指定倉庫等の保管指導担当者である農政事務所職員（以下「所長等」という。））に対し、「災害救助用米穀緊急引渡要請書」（様式43号）を提出し「災害救助用米穀受領書」（様式44号）と引換えに農林水産省指定倉庫において米穀を受領する。ただし、所長等に対して連絡のとれないときは、農林水産省指定倉庫の責任者に対して、直接、前記の手続きを行うことができるものとする。
- b 町長は、農林水産省指定倉庫から米穀を受領したときは、連絡のつき次第、知事に報告するとともに、速やかに、「災害救助用米穀緊急引取報告書」（様式45号）を提出する。

(6) 代金納付

買受手続等が完了した後の代金納付について、町長は、県が発する納付書により指定する期日までに県金庫に払い込むものとする。

## 7 副食の確保

炊出しその他食品給与のため必要な原材料、燃料等の確保は、民生部の要請に基づいて建設部が購入するものとする。ただし、災害の規模その他により町内において確保することができないときは、県本部又は県支部あるいは隣接市町に要請するものとする。

また、必要に応じて町は、防災関係機関、事業者等の協定に基づき応援食料等を調達するものとする。

## 8 食品衛生

炊出し連絡責任者は、常に食品の衛生に心掛け、特に次の点に留意するものとする。

- (1) 炊出し施設には飲料適水を十分供給すること。
- (2) 供給人員に応じて必要な器具、容器を確保し備え付けること。
- (3) 炊出し場所には、手洗い設備及び器具類の消毒ができる設備を設けること。
- (4) 供給食品は、防ハエ、その他衛生害虫駆除等について十分留意すること。
- (5) 使用原材料は、衛生管理が十分行われている業者から仕入を行い保管にも注意すること。
- (6) 炊出し施設は、学校給食センター並びに避難所施設を利用するほか、これらが得がたい場合は、湿地、排水の悪い場所、塵埃（じんあい）汚物処理場等から遠ざかった場所を選定して設けること。
- (7) 炊出しに携わる者は、皮膚、手指に化膿創のある者、下痢をしている者等は避け、できるだけ用員を固定化すること。また、炊出しに携わった者を明確にしておくこと。
- (8) 腹痛、下痢、嘔吐、発熱等の発症者があった場合には、直ちに県支部保健班に連絡するとともに、医師の手配を行うこと。
- (9) 食料品の救援物資を受けた場合は、その出所、日時を明確に把握するとともに食品の品質低下を避ける措置をとること。

## 9 応援の要請

本町域内において炊出し等食品の供給ができないとき又は物資の確保ができないときは、民生部は、総務部と協議し、県支部総務班に次の条件を明示し、応援の要請をするものとする。なお、緊急を要する場合にあっては、直接近隣市町村に応援の要請をするものとする。

### (1) 炊出しの要請

炊出し食数（人数）、炊出し期間、炊出し品送付先、その他必要な事項

### (2) 物資の確保

所要物資の種別、数量、物資の送付先及び期日、その他必要な事項

## 10 災害救助法による基準

炊出し食品の給与のうち災害救助法に基づく実施基準その他は次のとおりである。

### (1) 対象者

#### ア 炊出し

炊出しは、次の者に対して行う。

- (ア) 避難所に収容された者
- (イ) 住家の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできる方途のない者

(注) 1 床下浸水の場合は、炊出しの対象とはならない。ただし、避難の指示に基づき避難所に収容した者は対象とする。

2 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客等は、対象とする。

3 電車の旅客等は、東海旅客鉄道において救済措置ができないときに限って対象とする。

イ 食料品その他の食品の給与

床上浸水以上の被害を住家に受けたため、現在地に居住することができず、一時縁故先等に避難する者で、食料品を喪失し、持ち合わせのない者（避難の指示による避難は対象とならない。）に対して行う。

(2) 実施期間

ア 炊出し

災害発生の日から7日以内とする。ただし、期限前に必要がなくなったときは、その日までとし、また期限を経過しても多数の者に対して継続実施の必要があるときは、町本部は期間内に県支部総務班を経由して、県本部健康福祉政策班に期間延長の要請をするものとする。期間延長の要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

(ア) 延長の期間

(イ) 延長を要する地域及び対象人員

(ウ) 延長を要する理由

(エ) その他

イ 食品の給与

災害発生の日から7日以内とする。ただし、炊出しと重複して支給することはできない。

(注) 「り災者旅行証明書」を発行した者に支給されるものである。

(3) 費用の基準

1人1日当たりの費用は、岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。

(注) 1 費用の内容は、主食、副食、燃料、雑費等の合計をいう。ただし、炊出しに要する労力は、奉仕団により経費中には含まれない。

2 費用の基準は、1人1日分であって、1食分については、1日の費用の3分の1としなければならない。

3 食品の給与は、主食、副食及び燃料費等の支給が基準額以内で現物により給付するものである。

4 り災者が一時縁故地等へ避難する場合における食品の給与は3日分以内とする。

(4) 費用の範囲種別

支出できる費用は、おおむね次の範囲とする。

ア 主食費

(ア) 販売業者から購入した主食代（小売価格）

(イ) 知事が東海農政局から一括売却を受け配分した主食代（売却価格）

(ウ) 配給食糧のほか一般食料品店等から購入したパン、うどん、押麦、甘藷、乳児用ミルク等（購入価格）

イ 副食費

調味料を含み、その内容、品目、数量等については制限はない。

ウ 燃料費

品目、数量については制限はない。

エ 雑費

器物（釜、鍋、やかん、しゃくし、バケツ）等の借上料、謝金その他茶、はし、荷札等の購入費であって、備品類の購入は認められない。なお、市町村等公共団体からの借用した物品の借上料及び謝金は認められない。

オ その他

賃金職員等雇上費、輸送費は、特別の場合を除き原則として認められない。

(5) その他事務手続

町本部は、各炊出し場所に責任者を配し、次の諸記録を作成し、整備保管するとともに炊出しの状況を報告するものとする。

ア 作成記録

「救助実施記録日計票」 (様式19号)

「炊き出し給与状況」 (様式46号)

「救助の種目別物資受払状況」 (様式20号)

「炊き出し協力者、奉仕者名簿」 (様式47号)

イ 炊出し状況報告

炊出しの実施状況は、毎日県支部総務班を經由して県本部健康福祉政策班に炊出し場所数及び炊出し場所別給与人員を（朝、昼、夕に区分して）報告するものとする。報告は電話等によるものとし、「救助日報」（様式3号）によるものとする。

11 その他

- (1) 災害救助法によるり災者の炊出しは、特別の場合を除いて7日間以内とされるので、8日以降は、自力で炊事ができるように物資の配分その他について配慮するものとする。
- (2) 災害救助法による以外の炊出し等にあたっては、災害救助の基準等を参考にして町本部において計画し実施するものとする。なお、防護活動者に対する米の炊出し量は1食300グラムとして実施するものとする。
- (3) 被災者へ食料等を供給する際には、孤立状態にある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても食料等が供給されるよう努めるものとする。

## 第4節 給水計画

関	係	機	関
総	務	課	
健	康	福	課
水	道	課	
大	垣	消	防
		組	合

### 1 計画の方針

災害のため飲料水が枯渇し、あるいは汚染して飲料に適する水を得ることができない者に対する災害救助法その他による飲料水の供給は、本計画の定めるところによるものとする。

### 2 実施担当者

飲料水の供給は、水道部が担当し、災害救助法による給水は、民生部と水道部が連絡を保って実施し、その他の場合の給水は、水道部において直接実施する。この場合、必要に応じて、「岐阜県水道災害相互応援協定」その他の規定に基づき、県本部薬務水道班又は県支部保健班若しくは隣接市町本部が応援又は協力して実施するものとする。なお、災害救助法による給水については、県本部健康福祉政策班が担当し、県支部保健班、県本部薬務水道班の協力を得て実施するものとする。

### 3 給水の目安

- ・給水量：おおむね1人1日3リットル
- ・給水期間：飲料水の取得手段が平常状態に回復するまでの期間  
(震災時においては7～15日程度)

### 4 給水の方法

- (1) 飲料水の供給は、水道部上下水道班が指定する水源から北部消防署所有の水槽車又は容器により輸送し配分するものとするが、不足する場合は調達し、また自動車等が利用できないときは、適当な容器を使い、奉仕労力によって輸送配分するものとする。
- (2) 水道水源が冠水等で汚染したと認められるときは、十分な清掃及び消毒を行い、水質検査（通常の細菌・理化学検査）を実施し、飲用に適することを確認の上供給する。
- (3) 家庭用井戸等を使用し、確保するようなどきにあつては、防疫その他衛生上浄水用薬品を投入し、あるいは配付して行い、飲用に適することを確認する。
- (4) 給水可能な配水管がある場合は、町指定給水装置工事事業者に要請して仮設配管を行い、臨時給水栓を設けて給水する。
- (5) 応急給水に当たっては、住民に対して給水場所、時間等を広報する。

### 5 給水順序

飲料水の供給に当たって、順位を設けて配分する必要があるときは、おおむね次の順序で行うものとする。

- (1) 避難所及び炊出し場所

- (2) 病院（手術、入院施設のあるものを優先する。）
- (3) 社会福祉施設
- (4) 断水地域の住民、施設

## 6 応援要請

町本部において飲料水の供給ができないときは、原則として「岐阜県水道災害相互応援協定」その他の規定に定めるところによるものとする。ただし、緊急を要するときは、直接隣接市町のうち被災をまぬがれた市町本部に応援を要請するものとする。

渇水又は災害等により飲料水の供給が不能となった場合に、他の施設からの応援によってもなお飲料水の確保ができないときは、「自衛隊災害派遣要請」に基づき自衛隊の災害派遣要請を県知事に要求するものとする。

## 7 水道の対策

水道部は、災害による水道事故に対処するため、緊急時の対応方針をあらかじめ定めておくものとする。対処方針は、主として次の事項について定めるものとする。

- (1) 災害時の連絡体制
- (2) 被災状況の確認、応急給水、応急復旧等に係る関係職員の対応、役割分担等
- (3) 「4 給水の方法」に定める応急給水の方法
- (4) 必要な復旧用及び給水用資器材の備蓄、手配等の方法
- (5) 水道水等の衛生確保の方法

## 8 災害救助法による基準

飲料水の供給のうち災害救助法に基づく実施の基準その他は、次のとおりとする。

### (1) 対象者

災害のため、現に飲料水を得ることができない地区に居住している者及び人工透析施設を有する医療機関に対して行う。

(注) 本救助は、他の一般救助と異なり、住家とか家財の被害がなくてもその地区において自力で飲料水を得ることができない者であれば対象とする。また、反対に住家に被害があっても自力で近隣において確保できるときは本救助の対象とはしない。

### (2) 実施期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、期限前に必要のなくなったときはその日までとし、また、期限を経過しても多数の者に対して継続して実施する必要があるときは、水道部は、期限内に県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に次の事項を明示して期間延長の申請をするものとする。

ア 延長を要する期間

イ 延長を要する地域及び対象人員

ウ 延長を要する理由

### (3) 費用の範囲

支出できる費用は、おおむね次の範囲とする。

ア ろ水器その他給水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費

(7) 機械とは、自動車、給水車、ポンプ等をいう。

(8) 器具とは、バケツ、樽、瓶、水のう等をいう。

イ 浄水用薬品及び資材費

(7) 薬品とはカルキ等をいう。

(8) 資材とはろ水に必要なネル、布、ガーゼ等をいう。

ウ 飲料水の輸送費及び供給のための賃金職員雇上費

エ 費用の限度は、おおむね1人1日当たり3リットルを供給するに必要な範囲の額とする。

(4) その他事務手続

町本部は、各給水場所に責任者を配し、次の諸記録を作成し、整備保管するとともに飲料水の供給状況を報告するものとする。

ア 作成記録

「救助実施記録日計票」(様式19号)

「飲料水の供給簿」(様式48号)

「救助の種目別物資受払状況」(様式20号)

イ 給水状況報告

飲料水の供給状況を毎日県支部総務班経由県本部健康福祉政策班に給水地区、対象人員、供給水量、供給方法等を報告するものとする。報告は、電話等によるものとし、報告は「救助日報」(様式3号)によって行うものとする。

## 9 その他

- (1) 災害救助法による飲料水の供給は、特別の場合を除いて7日間以内とされているので8日目以降は、自力ないし町単独事業に切り替えるよう配慮するものとする。
- (2) 防疫措置を伴う飲料水の供給は、本計画に定めるほか給水日報等については本項第12節「防疫計画」の定めるところによるものとする。
- (3) 災害救助法以外による飲料水供給に当たっては、災害救助の基準等を参考にして町本部において計画し、実施するものとする。
- (4) 被災者へ給水等を実施する際には、孤立状態にある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても給水等が実施されるよう努めるものとする。

## 第5節 生活必需物資供給計画

関	係	機	関
総	務	課	
産	業	課	
健	康	福	祉
		課	

### 1 計画の方針

災害により燃料、被服、寝具その他の生活必需品を喪失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対する被服、寝具等の給与又は貸与は次によるものとする。

### 2 実施担当者

衣料、生活必需品、その他の物資の給与又は貸与については、民生部が実施するが、物資の確保については、建設部が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、物資の確保及び輸送は、原則として県本部が行い、各世帯に対する割当及び支給は、町本部において行うものとする。ただし、県本部長が現地において直接確保することを適当と認めたときは、県支部又は町本部において確保し、また町本部において配分、支給することができないときは、県支部その他の機関が協力して実施するものとする。

### 3 給付品目

被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行うものとする。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。

- (1) 寝具（毛布、布団等）
- (2) 衣料品（作業衣、婦人服、子供服等）
- (3) 肌着（シャツ、ズボン下等）
- (4) 身の回り品（タオル、手拭、地下足袋、靴下、サンダル等）
- (5) 炊事器具（鍋、炊飯器、包丁等）
- (6) 食器（茶わん、皿、はし等）
- (7) 日用雑貨（石けん、歯ブラシ、歯ミガキ粉等）
- (8) 光熱材料（マッチ、ローソク、固型燃料、木炭等）

### 4 物資の確保

- (1) 町内業者等からの調達

建設部は、町内の小売業者、商工会等に協力を依頼し、生活必需品等の供給を行うものとする。

- (2) 災害救助法適用時

原則として県本部が行うが、県本部又は県支部から物資確保の指示があったときは、総務部の

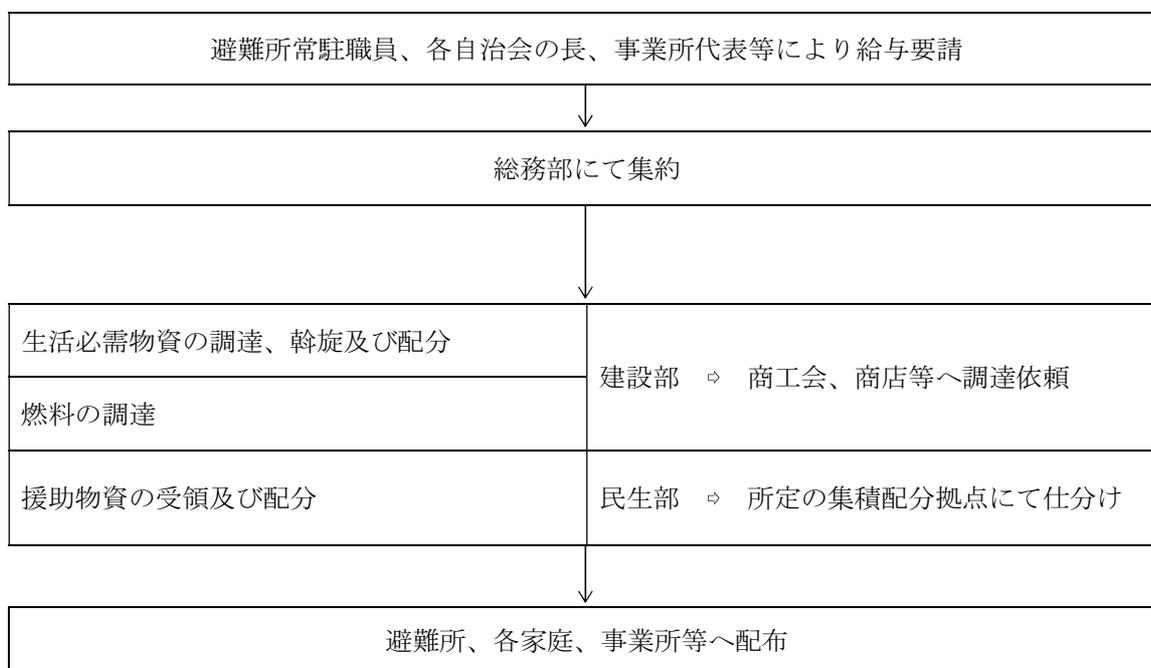
要請に基づき、建設部が行い、指示条件に従って町域内あるいは隣接市町において購入確保するものとする。

## 5 物資の保管

町本部は物資の引継ぎを受けてから配分するまでの間は厳重な保管に留意し、保管場所の選定、警察機関に対する警備の要請等十分な配慮をするものとする。なお、り災者に対して物資を支給した後の残余物資についても（通常の場合残余物資の生ずるように輸送される。）厳重に保管し、県本部の指示によって処置（返還）するものとする。

## 6 調達及び配分の要領

物資の給与又は貸与については、次のとおり行うが、職員が不足する場合は関係部以外の部の応援を行うほか、自治会、ボランティア等の協力を求めて迅速かつ的確に実施する。また、災害救助法が適用された場合の物資の調達は県本部が行うが、県本部長から現地において確保するよう指示があったときは、次により行うものとする。



## 7 物資の集積配分拠点及び地域内輸送拠点

災害時における物資の集積配分拠点及び地域内輸送拠点は、資料編に掲載のとおりとする。

指定された施設のうち、避難所にも指定されている施設については、避難所スペースとの区分けに留意するものとする。

### (1) 地域内輸送拠点の設置

町は、災害が発生した場合において、被災地への物資の輸送を迅速かつ効率的に実施するため、食料及び生活必需品等の応急輸送物資の中継拠点として、地域内輸送拠点を設置するものとする。施設については、道路の混乱を避け、被災地内の避難所等へ緊急物資を配送するための中継拠点としての役割を果たし、被災地内の道路交通の混乱が解消されるまでの期間に限定して活用する。また、取り扱い物資については、食料、医薬品、生活必需物資等の被災者支援のために緊急に必

要とされる物資とする。

なお、第1次及び第2次緊急輸送道路が被災し、陸路による緊急輸送が不可能であると判断された場合には、ヘリコプターによる空輸を行うため、防災ヘリコプター緊急離着陸場を有する公的施設に物資を搬送し、地域内輸送拠点とする。

## (2) 地域内輸送拠点の業務

- ア 一時集積及び分類
- イ 避難所等の物資需要情報の集約
- ウ 配送先別の仕分け
- エ 小型車両への積み替え、発送

## 8 避難所における供給計画

避難所における物資の供給については、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を心がけるものとする。

段 階	生 活 必 需 品 等
第 一 段 階 (生命の維持)	毛布等 (季節を考慮したもの)
第 二 段 階 (心理面・身体面への配慮)	下着、タオル、洗面用具、生理用品等
第 三 段 階 (自立心への援助)	なべ・食器類 (自炊のためのもの)、衣料類、テレビ、ラジオ、洗濯機等の設備

## 9 物資の割当

物資の割当は、町本部が次の方法で行う。

### (1) 割当台帳の作成

「救助用物資割当台帳」(様式37号)により、全壊世帯と半壊世帯(床上浸水世帯を含む。)に区分して作成する。

### (2) 割当の基準

物資の世帯別の割当は、応急救助業務計画に定める「物資割当基準表」によるものとする。ただし、県本部長が特に指示したときは、その指示した基準によるものとする。

### (3) 注意事項

物資の割当は、次の事項に注意して行うものとする。

- ア 割当の基準(県本部長が指示したときはその基準)を変更してはならないこと(余剰物資があってもそのまま保管しておくこと。)
- イ 世帯人員は、「被災者台帳」に記載された人員で、災害発生の日における構成人員によること。ただし、給貸与するまでにすでに死亡した者又は死亡したと推定される者はのぞかれること。
- ウ 世帯の全員が災害救助法適用外市町村に転出したときは、除かれること。

エ 災害発生後出生した者があるときは、県に連絡したうえで割り当てること。

オ 性別、年齢等により区分のある物資は実情に適して割り当てること。

## 10 災害救助法による基準

### (1) 対象者

ア 住家が全失（全焼、全壊、流失をいう。）及び半失並びに床上浸水した世帯

イ 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財をそう失した世帯

ウ 物資販売機構の混乱等により資力の有無にかかわらず家財を直ちに入手することができない状態にある世帯

### (2) 世帯構成の調査報告

町本部は、「住家等一般被害調査表」（様式24号）による調査を終了したときは、速やかに「世帯構成員別被害状況報告書」（様式49号）を作成し、県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に報告するものとする。なお、本報告に当たっては緊急を要するので文書の提出に先立って電話によって行うものとする。

### (3) 物資支給の期間

災害発生の日から10日以内に各世帯に対して支給を完了するものとする。ただし、期限内に支給することができないと認めるときは、町本部は、期間内に速やかに県支部総務班を経由し、県本部健康福祉政策班に期間延長の要請をするものとする。

### (4) 物資の輸送

物資の輸送は、県本部健康福祉政策班が、直接町本部まで行うものとする。ただし、県本部長が確保場所まで引取りを指示したときは、町本部が、その場所で引継ぎを受け輸送するものとする。

### (5) その他事務手続

町本部は、物資支給についての責任者を定め、さらに直接の支給場所には各物資別に職員を配し、適確な配分を期するとともに物資の保管及び配分の状況を「救助日報」（様式3号）により毎日県支部総務班を経由して県本部に報告し、次の諸記録を作成、整備保管しておくものとする。

ア 「救助用物資引継書」 (様式50号)

イ 「救助用物資割当台帳」 (様式37号)

ウ 「救助実施記録日計票」 (様式19号)

エ 「物資の給与状況」 (様式51号)

オ 「救助の種目別物資受払状況」 (様式20号)

## 11 生活保護法による被服等の支給

災害救助法が適用されない災害の被災者のうち生活保護世帯に対しては、西濃振興局長がその必要を認めた場合生活保護法により次の物資を支給する。

### (1) 被服及び寝具の支給

基準の範囲内において支給する。

(2) 家具、什器の支給

基準の範囲内において炊事用具、食器等を支給する。

**12 その他**

被災者へ生活必需品等を供給する際には、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても生活必需品等が供給されるよう努めるものとする。

## 第6節 応急住宅対策

関	係	機	関
住	民	課	
建	設	課	

### 1 計画の方針

災害により住家が滅失又は破損し、自己の資力によっては居住する住家を確保できない者を対象に応急仮設住宅を設置し、又は住宅の応急修理を実施するものとする。

### 2 実施担当者

町本部における応急住宅対策は、次の区分により分担するものとする。

#### (1) 住宅総合対策

建設部が民生部その他の関係部と協議して行う。

#### (2) 仮設住宅の建設

町における事務は、民生部が行う。ただし、町本部において仮設住宅を建設する場合にあっては、民生部の要請により建設部が協力する。

#### (3) 住宅の応急修理

町における事務は、民生部が行う。ただし、町本部において修理を行う場合にあっては、民生部の要請により建設部が協力する。

#### (4) 障害物の除去

建設部が行う。ただし、対策の実施を防疫、清掃等と併せて一括実施の必要があるときは民生部その他関係各部と連絡を密にして実施する。

### 3 住宅確保等の種別

住宅を失い又は破損し、若しくは土石の侵入その他によって居住することができなくなったり災害に対する住宅の建設、修繕等は、おおむね次の種類及び順位によるものとする。

対 策 種 別		内 容	
住 宅 の 確 保	1 自力確保	(1) 自費建設	り災世帯が自力（自費）で建設する。
		(2) 既存建物の改造	被災を免れた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。
		(3) 借用	親せきその他一般の借家、貸間、アパート等を借りる。
	2 施設 既設 公営 収容	(1) 公 営 住 宅 入 居	既存公営住宅へ特定入居する。
		(2) 社会福祉施設への入所	老人ホーム、児童福祉施設等、県、町又は社会福祉法人の経営する施設へ優先入所する。
	3 国庫 資金 融資	災害復興住宅建設補修資金	自費で建設するには資金が不足する者に対して住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。
		一般個人住宅災害特別貸付	
		地すべり関連住宅貸付	
	4	災害救助法による仮設住宅供与	自らの資力では、住宅を得ることができない者に対して町が仮設の住宅を供与する。
	5 建設	(1) 災害公営住宅の建設	大災害発生時に特別の割当てを受け、公営住宅を建設する。
(2) 一般公営住宅の建設		一般の公営住宅を建設する。	
住 宅 の 修 繕	1	自 費 修 繕	り災者が自力（自費）で修繕をする。
	2 資金 融資	(1) 公 庫 資 金 融 資	自費で修繕するには資金が不足する者に対して住宅金融支援機構から融資（災害復興住宅建設補修資金）を受けて補修する。
		(2) そ の 他 公 費 融 資	生活困窮世帯に対しては社会福祉協議会、及び県が融資して改築あるいは補修する。
	3	災害救助法による応急修理	自らの資力では住宅を得ることができない者に対して町が応急的に修繕する。
4	生活保護法による家屋修理	保護世帯に対し、生活保護法で修理する。	
障 害 物 の 除 去 等	1	自 費 除 去	罹災者が自力（自費）で除去する。
	2	除 去 費 等 の 融 資	自力で整備するには資金が不足する者に対し住宅修繕同様融資して除去する。
	3	災害救助法による除去	生活能力の低い世帯のために町が除去する。
	4	生活保護法による除去	保護世帯に対し、土砂等の除去又は屋根の雪下ろしを生活保護法により除去する。

- (注) 1 対策順位は、その種別によって対象者が異なったり、貸付の条件が異なるので適宜実情に即して順位を変更する必要がある。
- 2 住宅の確保のうち3の融資、4及び5の建設は、住家の全焼、全流失及び全壊した世帯を対象としたものである。
- 3 住宅の修繕のうち2の(1)の融資及び3による修理は、住家の半焼、半壊及び半流失した世帯を対象としたものである。
- 4 障害物の除去等とは、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去等をいうものである。

#### 4 住宅対策等の調査報告

建設部及び民生部は、その他関係各部と協力して、次の方法により調査し、報告するものとする。

##### (1) 調査

ア リ災者に対して住宅対策の種別及びその概略を説明し、次の希望者を調査する。

- (ア) 公営住宅入居希望者
- (イ) 国庫資金借入希望者
- (ウ) 生活融資資金借入希望者
- (エ) 母子福祉資金借入希望者
- (オ) 寡婦福祉資金借入希望者
- (カ) 社会福祉施設入居希望者
- (キ) 仮設住居入居対象者
- (ク) 住宅応急修理対象者
- (ケ) 障害物除去対象者

イ 調査に当たっては、次の点に留意をして行うものとする。

- (ア) 制度種別が極めて多くかつその内容がそれぞれ相当に異なるので、リ災者に対して十分にその内容の説明を徹底する必要があること。
- (イ) 建設あるいは融資等の時期が異なるため、本調査後相当の変更希望が予想されるが、直ちに適用する災害救助法による制度については、特に正確を期するように努めること。
- (ウ) 各制度別重複計上を避けることにこだわり、本人の第1希望のみによって計上することなく、その世帯条件等も十分考慮して適切な種別を希望できるよう指導すること。
- (エ) 各制度種別のうち次の制度間については重複して差し支えないこと。
  - a 応急仮設住宅と各種公営住宅
  - b 応急仮設住宅と各種資金融資
  - c 住宅の応急修理と各種資金融資
  - d 障害物の除去と各種資金融資
- (オ) 各制度別の調査方法は、本計画及び県計画第5章第2項「住宅復興計画」の定めるところによること。

## (2) 報告

民生部は、(1)の調査を実施し、その対策をとりまとめたときは、「住宅総合災害対策報告書」(様式54号)により県支部総務班を経由して、県本部健康福祉政策班に報告するものとする。報告は、災害発生後5日以内に行うものとする。

## 5 仮設住宅の建設及び入居

災害により住宅を失った者で、直ちに住宅を確保することのできない者のうち生活能力の低い者に対して災害救助法により仮設住宅を建設し、被災者に貸付入居させるものとする。建設及び入居等については、次の方法によるものとする。

### (1) 実施者

仮設住宅の建設は、町本部が直接又は建設業者に請負わせて実施するものとする。ただし、町本部において実施できないときは、県支部総務班に仮設住宅建設の応援を要請し、次の方法により応援を得て実施するものとする。

### (2) 建設用地の選定

ア 町本部は、仮設住宅建設の予定場所を選定し、「応急仮設住宅入居該当世帯調」(様式55号)に略図(適宜No等を付し、入居該当世帯調と対照できるようにする。)を添えて県支部総務班に提出するものとする。敷地の選定に当たっては、できる限り集団的に建築できる公共地等から優先して選ぶものとする。

なお、選定した敷地については、契約期間3箇月以上の土地貸借契約書又は貸与承諾書を作成又は徴して保管し、その「写し」を県本部健康福祉政策班に提出するものとする。

イ り災者が相当期間居住することを考慮して飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上適切な場所を選定する。ただし、私有地の場合には、後日問題が起こらないよう十分協議のうえ選定する。

ウ 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題、り災者の生業の見通し等についても考慮する。

### (3) 建設資機材及び業者の確保

建設部は、建設業者及び関係組合等と協定して、仮設住宅の建設を行うものとする。災害時における混乱等により建設資機材及び業者を確保することができないときは、県本部(産業政策班その他の機関)が確保についてのあっせんを行い、あるいは資機材については確保して供給するものとする。

### (4) 対象者及び入居予定者の選定

町本部は、次の条件に該当する対象者のうちから入居予定者を選定し、「応急仮設住宅入居該当世帯調」(様式55号)により災害発生後5日以内に県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に報告すること。

ア 住家を全失(全焼、全壊又は流失)した世帯であること。

イ 居住する仮住宅がなく、また借家等の借上げもできない世帯であること。

ウ 生活能力が低く、自己の資力では、住宅を確保することができない世帯であること。

(5) 要配慮者への配慮

選定に当たっては、民生委員その他関係者の意見を聴き、生活能力が低く、かつ、住宅の必要度の高い世帯から順次、建設戸数の範囲内において選定するものとし、高齢者、障がい者の優先的入居に配慮するものとする。なお、必要に応じ適宜補欠者も選定しておくものとする。

(6) 県への応援要請

建設部は、町のみでは仮設住宅の建設及び公営住宅への入居を実施できないときは、県支部総務班に応援を要請する。

(7) 建設基準

ア 面積の程度 29.7m<sup>2</sup>以内

イ 費用の限度（整地費、附帯工事費、事務費等を含む。）は、岐阜県災害救助法施行細則（昭和35年岐阜県規則第67号）に定める額の範囲内とする。

ウ 必要に応じ、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置に努めるものとする。

(注)面積に応じ建設費の限度額をやむを得ない事由で超過させる必要があるときは、町本部は県本部健康福祉政策班に連絡するものとする。

(8) 建設期間

仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、できる限り速やかに完成するものとする。なお、20日以内に着工できないときは、県本部健康福祉政策班に、その理由を付して厚生労働大臣あて着工期間延長の申請をし、その同意を得て必要最少限度の期間を延長するものとする。申請に当たっては次の事項を明示して行うものとする。

ア 延長を要する期間

イ 期間の延長を要する地域

ウ 期間の延長を要する理由

エ 期間の延長を要する地域ごとの設置戸数

オ その他

(9) 仮設住宅の管理

仮設住宅は、町が、管理するものとする。

ア 家賃及び維持管理

(ア) 家賃は、無料とする。

(イ) 維持補修は、入居者において負担する。

(ウ) 地料を必要とするときは、入居者の負担とする。

(エ) 入居者は維持補修に当たり原形を変更しようとする場合は、町長に届出て実施するものとする。町長は、承認に当たっては県の意見に従って承認するものとする。

イ 入居台帳の作成

民生部は、入居予定者が仮設住宅に入居したときは「応急仮設住宅入居者台帳」（様式56

号)を作成し、「入居誓約書」(様式57号)とともに整備保管し、その写しを県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に提出するものとする。

#### ウ 貸与期間その他

民生部は、り災者を仮設住宅へ入居させるに当たっては、仮設住宅の趣旨をよく説明し、貸与期間が2年間であること等も明示し、「入居誓約書」(様式57号)を徴するものとする。

#### (10) 着工及び竣工届

町本部は、着工報告及び竣工報告(写真添付)を県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に提出するものとする。

#### (11) 備付帳簿等

仮設住宅建設に関し、次の諸記録を作成し、整備保管しておくものとする。

ア 「応急仮設住宅入居者台帳」(様式56号)及び「入居誓約書」(様式57号)

イ 「応急仮設住宅入居該当世帯調」(様式55号)及び入居該当者選考関係書類

ウ 建設請負契約関係書類及び敷地貸借契約関係書類

エ 「救助実施記録日計票」(様式19号)

オ 「救助の種目別物資受払状況」(様式20号)

## 6 住宅の応急修理

災害により住宅が破損し、居住することができない者のうち、生活能力の低い者に対して、災害救助法による応急修理を次により行うものとする。

### (1) 実施者

建設部が実施する。

### (2) 修理対象世帯の選定

町本部は、次の各条件に該当する対象世帯のうちから修理予定世帯を選定し、「住宅応急修理該当世帯調」(様式58号)により災害発生後5日以内に県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に報告するものとする。

ア 住宅が半失(半焼又は半壊又は半流失)し、そのままでは当面の日常生活を営むことのできない世帯であること。

イ 生活能力が低く自己の資力では、住宅の応急修理を行うことができない世帯であること。選定に当たっては、民生委員その他関係者の意見を聴き、生活程度が低く、かつ、住宅の必要度の高い世帯から順次、修理戸数の範囲内において選定するものとする。なお、必要に応じ適宜補欠世帯も選定しておくものとする。

(注)住宅の修理については、借家は家主が、社宅、寮については会社が、公舎、公営住宅については設置主体が行うものとするが、借家等で家主に修理能力がなく、かつ、借家人にも修理能力がないような場合は本救助の対象とする。

### (3) 経理基準等

住宅の修理箇所及び費用は、次の基準による。

#### ア 修理箇所

応急修理は、居室、炊事室、便所等生活上欠くことのできない部分のみを対象とする。すなわち、個々の修理部分については、日常生活に欠くことのできない緊急を要する破損箇所の応急修理で、例えば、土台、床、壁、天井、屋根、窓、戸等のいかなを問わないものである。

#### イ 費用の基準

1世帯当たりの費用（原材料費、労務費、輸送費、事務費等一切）は、岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。

#### (4) 修理期間

災害発生の日から1箇月以内とする。ただし、1箇月以内に修理することができないと認められるときは、町本部は、県支部総務班に期間延長を申請し、県本部健康福祉政策班は、厚生労働大臣に期間延長の協議をし、その同意を得て必要最少限度の期間を延長するものとする。期間延長の申請に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

##### ア 延長を要する期間

##### イ 期間の延長を要する地域

##### ウ 期間の延長を要する理由

##### エ 期間の延長を要する地域の応急修理戸数

##### オ その他

#### (5) 修理資材の確保

住宅修理のために必要な資材は、原則として修理を請け負った業者が確保するものとするが、災害時における混乱等により業者において確保することができないときは、町本部は県支部を経由して県本部に要請し、県本部の産業労働部、林政部その他関係機関において、その確保についてのあっせんを行い又は確保して資材を供給するものとする。

#### (6) その他

町本部は、修理についての着工報告及び竣工報告を県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に提出するものとする。

#### (7) 備付帳簿等

住宅の応急修理に関し、次の帳簿類を作成し、整備保管しておくものとする。

##### ア 「住宅応急修理該当世帯調」（様式58号）

##### イ 「住宅応急修理記録簿」（様式59号）

##### ウ 修理請負契約関係書類

##### エ 住宅応急修理該当者選考関係書類

##### オ 「救助実施記録日計票」（様式19号）

##### カ 「救助の種目別物資受払状況」（様式20号）

## 7 障害物の除去

災害により住宅又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を受けている世帯

に対して災害救助法により次の方法で除去するものとする。

(1) 実施者

障害物の除去は、建設部が奉仕労力又は賃金職員等を雇い上げ、機械器具を借り上げて直接実施し、又は土木業者に請け負わせて実施するものとする。

町本部において実施できない場合は、県支部総務班に障害物除去の応援を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合等にあつては、隣接市町本部に直接応援の要請をする。

応援の要請に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

- ア 応援を要する地域（作業場所）
- イ 障害物の除去を要する戸数及び状況
- ウ 応援を求める内訳（人員、機械、器具）
- エ 応援を求める期間
- オ その他

(2) 除去対象世帯の選定

町本部は、次の各条件に該当する対象者のうちから除去該当世帯を選定し、「障害物除去該当世帯調」（様式60号）により災害発生後5日以内に県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に報告するものとする。

- ア 住家が半壊又は床上浸水の被害を受け、土石、竹木等が住家又はその周辺に運ばれ日常生活に著しい障害を及ぼしている世帯であること。
- イ 生活能力が低く自己の資力では、障害物を除去することのできない世帯であること。
- ウ 老人世帯、母子世帯あるいは寡婦世帯等で自力で除去することができない世帯であること。対象世帯の選定に当たっては、民生委員その他関係機関の意見を聴き、生活能力が低く、かつ、除去すべき障害物の条件の悪い世帯から順次、除去対象数の範囲内において選定するものとする。なお、必要に応じ、適宜補欠世帯も選定しておくものとする。

(3) 除去する基準等

障害物の除去に要する経費は、岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。ただし、同一住家（一戸）につき2以上の世帯が居住している場合は、一世帯あたりの限度額の範囲内とする。実施は、居室、炊事場、便所等について、賃金職員等の雇上、器具の借上、除去のため輸送等被害の条件に適した方法によって行うものとするが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による清掃との関係を考慮し、本項第13節「清掃計画」に準じて実施するものとする。

(4) 除去する期間

障害物を除去する期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、10日以内に除去することができないと認められるときは、期間内に町本部は、県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に期間延長を要請するものとする。

期間延長の要請、申請に当たっては次の事項を明示して行うものとする。

- ア 延長を要する期間
- イ 期間の延長を要する地域
- ウ 期間の延長を要する理由
- エ 期間の延長を要する地域ごとの戸数
- オ その他

(5) 報告事務手続

町本部は、障害物の除去を実施したときは、その状況を毎日「救助日報」（県計画第3章第8項第1節様式4号）により県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に報告するとともに次の諸記録を作成し、整備保管しておくものとする。

- ア 「障害物除去該当世帯調」（様式60号）
- イ 「障害物除去記録簿」（様式61号）
- ウ 除去工事その他関係書類
- エ 障害物除去対象世帯選考関係書類
- オ 「救助実施記録日計票」（様式19号）
- カ 「救助の種目別物資受払状況」（様式20号）

**8 低所得世帯等に対する住宅融資**

低所得世帯、母子世帯あるいは寡婦世帯で災害により住宅を失い又は破損等のため居住することができなくなったもので、住宅を補修し又は被災を免れた非住家を改造する等のため、資金を必要とする世帯に対して次の資金を融資するものとする。

- (1) 生活福祉資金の災害援護資金
- (2) 母子福祉資金の住宅資金
- (3) 寡婦福祉資金の住宅資金
- (4) 災害援護資金の貸付

各資金の貸付条件等は、本章第6項第10節「災害援護資金等貸与計画」の定めるところによるものとする。

**9 生活保護法による家屋修理**

災害救助法が適用されない災害時で、生活保護世帯が被災した場合は、生活保護法により、次の方法で家屋の修理をするものとする。

- (1) 家屋修理費等

厚生労働大臣が定める基準額の範囲内において必要最少限度の家屋の補修又は畳、建具、水道、配電設備その他現に居住する家屋の従属物の修理

- (2) 土砂等の除去費

家屋修理費の一環として(1)による基準の範囲内において土砂、毀物等の除去に要する器材の借料及び賃金職員等雇上費等

- (3) 屋根の雪下ろし費

降雪が甚だしく、屋上の雪下ろしをしなければ屋根が破損するおそれがある場合等は、厚生労働大臣が定める基準の範囲内において、雪下ろしに要する賃金職員等雇上費

## 1 0 社会福祉施設への入所

町は、災害により住宅を失い又は破損等により居住することができなくなった者のうち、要介護者等で社会福祉施設に入所させることが適当な者については、必要性の高い者から入所させるものとする。

町は、被災者の避難状況等を鑑み、町外の社会福祉施設への入所が必要であると判断した場合は、関係機関と連携して速やかに入所させるものとする。

## 1 1 公営住宅等の一時供給

町は、次の区分により公営住宅や空家等を利用した住生活の早期確保に努めるものとする。

### (1) 公営住宅

#### ア 対象者

入居者の選定にあたっては、公平を期するほか、高齢者、身体障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮する。

(ア) 震災のため住家が全壊、全焼又は流失したこと。

(イ) 居住する住家がないこと。

(ウ) 自己の資力では住宅を確保することができないこと。

#### イ 供給する公営住宅等の確保

(ア) 建設部は、既設の町営住宅等で提供可能なものを確保する。

(イ) 町内で確保できない場合、県に要請し、既設の県営住宅等の供給及び他市町村の公営住宅等のあっせんを求めるものとする。

### (2) 空家等

## 1 2 応急仮設住宅（みなし仮設を含む）の運営管理

町は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、孤独死、餓死等を防止するためのアフターケアのため、入居者情報の目的外使用及び第三者提供について、事前に同意をとるなど配慮するものとする。また、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。

## 1 3 民間賃貸住宅の借り上げによる提供

町は、応急仮設住宅を建設して確保することが困難な場合は、関係団体に協力を求め、民間賃貸住宅を借り上げて提供するものとする。

## 第7節 医療計画

関 係 機 関
健 康 福 祉 課 保 健 セ ン タ ー

### 1 計画の方針

災害により医療の機能が不足し、又は医療機構が混乱した場合には、り災者に対し応急的に医療を施し、もって人身の保全を図るものとする。

### 2 実施責任者

災害時において平常時の医療が不可能又は困難となったときの医療は、災害救助法を適用された場合の直接の実施は、同法に基づき町長（知事の補助執行者としての町長をいう。以下本節において同じ。）が、また同法が適用されない災害又は同法が適用されるまでの間等は、町独自の応急対策として町長が実施するものとする。ただし、町本部のみでの実施が不可能又は困難と認めたときは、県支部、県本部あるいは日本赤十字社及び岐阜県医師会その他がそれぞれの医療救護班（歯科医師や薬剤師で編成するチームを含む。以下本節において同じ。）を派遣する等の方法によって実施するものとする。

町においては、具体的には民生部健康福祉班が担当する。

（注） 災害時であっても、当該医療施設の管理者が平常の医療が可能又は一部が可能と判断したときは、可能な範囲の医療は本計画によらず平常時の医療制度、方法によることができる。ただし、実施責任者から災害時医療実施の要請があったときは、この限りではない。

### 3 医療救護班の編成

被災現地等における応急医療等の実施のため、町は、医療関係者をもって医療救護班を編成し、必要に応じて現地に出動し救助の実施に当たるものとする。

医療救護班の編成基準は、次によるものとし、災害の種類、規模、状況等に応じて適宜増員するものとする。

医 師	1名
薬 剤 師	1名
看護師、助産師又は保健師	1名
補 助 者	1名
（注） 運転士については必要に応じ編成に加える。	

歯科医師	2名
歯科衛生士	2名
補 助 者	1名
（注） 運転士については必要に応じ編成に加える。	

#### 4 救助対象者

医療救助は、次の者に対して実施するものとする。

##### (1) 医療救助

ア 医療を必要とする負傷又は疾病の状態にあるにかかわらず災害のため医療の途を失った者

イ 災害時における異常な状況でストレスによる情緒不安定等の症状が認められる者については、医学的な配慮の上から、これを医療救護の対象とする。

##### (2) 助産救助

災害発生時（災害発生前後7日以内）に分べんした者で災害のため助産の途を失った者（死産、流産も含む。）

#### 5 実施の方法

医療の実施は、災害の規模等によって一定できないが、おおむね次の方法によるものとする。

##### (1) 医療救護班の派遣による方法

被災現地において医療の必要があるときは、民生部健康福祉班は、医療救護班を現地に派遣して実施するものとする。

医療救護班は、現地（避難所又は災害現地）の近くの適当な施設を利用して診療に当たるものとするが、適当な施設がない場合にあっては天幕等により野外に現地救護所を開設するものとする。また、被災現地の医療施設を利用することが適当と認められるときは、施設所有者と協議して使用するものとする。

##### (2) 医療機関による方法

被災地又は隣接地域の医療機関（医療施設）によって、医療を実施することが適当なときは、民生部健康福祉班は当該医療機関の代表者と協議して平常時の取扱いに準じて実施するものとする。

この場合対象者は、医療券を提示して診療を受けるものとする。

（注） 1 医療機関中には、はり、あんま、きゅう師を含むものとする。

2 医療券には、西濃振興局長が町長の要請に基づき、生活保護法による医療券に「災害」と朱書して直接救助対象者に発するものとする。

なお、町長は、西濃振興局長に医療券の発行を要請するいとまのないときは、連絡票を発行し、直接救助対象者に交付するとともに、その旨を西濃振興局長に連絡するものとする。

##### (3) 移送、収容

ア 医療を要する者の状態が重傷病で施設（病院）へ収容する必要があるときは、救護病院等の後方支援病院に搬送、収容するものとする。

イ 患者の移送に当たって自動車等を必要とするときは、移送をしようとする者は、直ちに建設部に対して車両等の確保を要請するものとする。

ウ 早急に医療を施さなければならない場合で、空中輸送を必要とするときは、県支部総務班に

県防災ヘリコプター及び自衛隊等のヘリコプターの出動を要請する。

## 6 医薬品、衛生材料等の確保

医療救護班が行う医療救助のため必要な医薬品、衛生材料及び医療器具は、医療救護班を編成する医療関係者（医療機関）の手持品を繰り替え使用し、後日それを補てんし、又は代価を支払うものとする。

また、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶、困難な場合を想定し、確保体制の確立に努めるものとする。

ただし、手持品がなく、又は不足した場合は薬店より調達し、なお確保不可能又は困難なときは、民生部健康福祉班は県支部保健班に報告し県本部において「災害時における医療救護活動に必要な医薬品の供給等に関する協定書」等に基づき確保するものとする。

具体的な方法は、次のとおりとする。

### 災害時における医療救護活動に必要な医薬品等の供給に関する手引き

#### 1 医薬品の確保

町本部は、医薬品、医療器具、衛生材料等（以下「医薬品」という。）を確保するため次の事項を実施する。

ア 町本部は、病院等から医薬品等の調達の要請を受けた場合は、管内の病院、医薬品卸売業者、医薬品製造業者等と連絡をとり、医薬品等を確保する。

イ 町本部は、管内で医薬品等の調達ができないときは、別紙1により県災害対策支部（保健班）（以下「支部」という。）に調達を依頼する。

（別紙1）

#### 医薬品等調達要請書

	第	号		
	平成	年	月	日
発信時刻	午前・午後	持	分	

岐阜県災害対策本部長 様

町災害対策本部長

医薬品等の調達を下記のとおり申請する。  
記

1 医薬品等を必要とする病院等

- (1) 名称
- (2) 所在地
- (3) 代表者

2 必要とする医薬品等

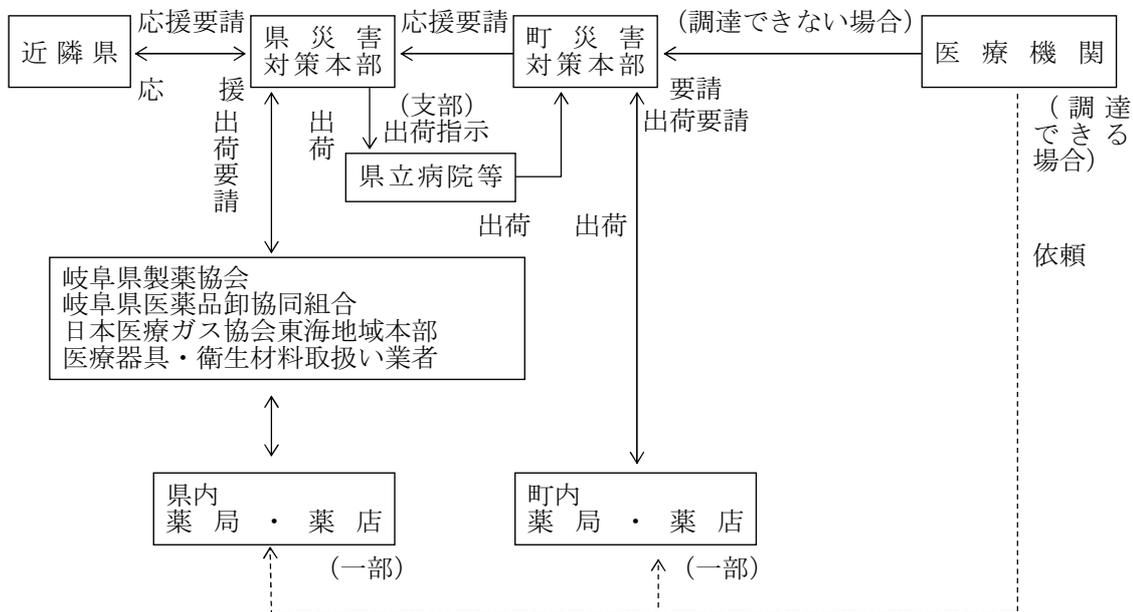
品名	規格等	数量	備考

3 輸送方法等

- (1) 場所
- (2) 輸送方法
- (3) 受領者

ア 所属                      イ 職名                      ウ 氏名

[医薬品等確保系統図]



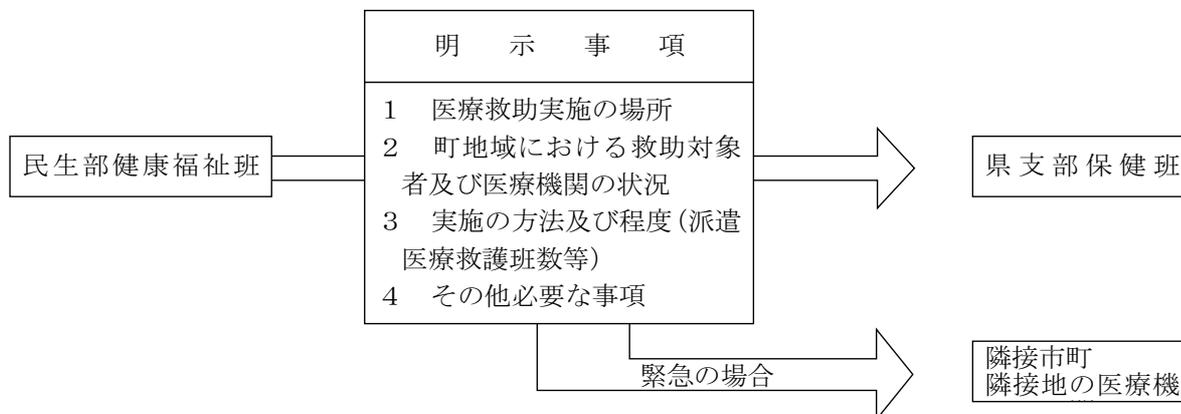
- (注) 1 確保要請等の手続等は 8 に定める手続に準ずる。  
2 医療機関における救助等に当たって医薬品等の確保ができない場合もこの手続に準ずる。

7 応援の要請

民生部健康福祉班は町本部において医療等救助の実施が不可能又は困難なとき、あるいは医薬品

等の確保ができないときは、次の方法によって応援斡旋等の要請をするものとする。

- (1) 民生部健康福祉班は、県支部保健班に要請する。ただし、緊急を要する場合でそれが困難なときは隣接市町の市町本部又は医療機関に対して応援の要請をするものとする。



- (2) 医薬品、衛生材料確保斡旋の要請は、次の事項を明示して行う。

- ア 品名（規格）数量
- イ 送付場所
- ウ 送付期限
- エ その他必要な事項

- (3) 重症病患者を他地区病院等へ移送救助を要請する場合は、次の事項を明示して行う。

- ア 患者数及び傷病程度の概要
- イ 希望施設名
- ウ 移送の時期、方法
- エ その他必要な事項

## 8 災害救助法による基準

災害救助法による医療救助の実施の範囲と程度は、おおむね次の基準によるものとする。

- (1) 医療の範囲

- ア 診療
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療及び施術
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看護

- (2) 助産の範囲

- ア 分べんの介助
- イ 分べん前及び分べん後の処置
- ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

- (3) 程度

医療、助産救助の程度は、生活保護法による医療、助産保護に定める程度のものとする。

(4) 期間

ア 医療救助の実施は、災害発生の日から14日以内

イ 助産救助の実施は、分べんの日から7日以内（災害の発生前後7日以内に分べんしたもの）

ウ 前記ア、イの期間で救助を打ち切ることができないときは、町本部は県支部保健班、県本部医療整備班経由県本部健康福祉政策班に実施期間延長の要請、連絡をするものとする。

エ 県本部健康福祉政策班は救助期間を打ち切ることが困難と認めたときは厚生労働大臣（社会援護局総務課）に対して期間の延長を申請し、その承認をまって延長するものとする。

オ 期間延長の要請、申請に当たっては、次の事項を明示して行う。

(ア) 延長を要する期間

(イ) 期間延長を要する地域

(ウ) 期間延長を要する理由

(エ) 救助を要する理由

(オ) その他

(5) 費用の基準

ア 医療救護班の費用

(ア) 救助費 使用した薬剤、治療材料及び医療器具消耗破損の実費（医療救護班が使用し、あるいは患者移送に要した借上料、燃料等は輸送費として別途に扱う。）

(イ) 事務費 医療救護班員の派遣旅費

イ 日本赤十字社救護班の費用

要した経費の実費（災害救助法第34条に基づく。）

ウ 医療機関による費用

国民健康保険の診療報酬の例による額以内（生活保護法医療扶助の基準）

エ 助産の費用

産院その他の医療機関による場合は、使用した衛生材料及び処置費等の実費、また助産師による場合は、当該地域における慣行料金の8割以内の額

(6) 費用の請求

医療救護班費用の請求は、県計画第3章第8項第7節様式1号により、また医療機関費用の請求（助産を含む。）は、災害用医療券（生活保護法による医療券に「災害」と朱書）に所要事項を記載し、関係機関を経由して県本部健康福祉政策班に提出する。

9 病院における対策

町内医療機関においては、次の対策をたてるとともに災害時の応急措置を実施するものとする。

(1) 患者の避難及び誘導移送

患者の条件（重軽傷の別、精神患者）等を考慮した避難順序及び予定場所等を決定する。移送に当たってはできる限り看護師等が付添うものとし、特に自動車を使用する場合は堅固な覆、毛

布等を準備し看護師が応急カバンを携帯して同乗する。

## (2) 応急治療

避難所において応急治療を実施する。施設その他の被害により治療できないときは、町本部等に連絡して適宜の処置を行うものとする。

## (3) 転送

施設の被害が甚大なため等により継続診療が長期間見込みがないときは、他の適当な施設に転送するようにするものとする。適当な施設がないときは町本部その他関係機関にその斡旋等を要請するものとする。

## (4) 給食

患者給食は、できる限り実施するものとする。ただし、施設の被害その他により不可能なときは、民生部が実施する被災者の炊出し給付を受ける等応急的な給食を実施するものとする。

## (5) 災害救助法患者の切替

災害救助法により医療給付されている患者については、法定期間経過後は打切となるので保険制度等への切替指導を行うものとする。

## 10 報告その他事務手続

災害救助法による医療救助を実施したときは、関係機関は、次の方法により報告しあるいは記録を作成保管するものとする。

### (1) 医療救護班出動報告

医療救護班を派遣した機関は、「医療救護班出動編成表」（様式64号）により編成及び出動の状況を町本部民生部経由県本部健康福祉政策班に提出するものとする。

### (2) 取扱患者台帳（診療記録表）

医療救護班が扱った患者については、「医療救護活動報告書」（様式65号）により活動状況を作成し保管しておくものとする。

## 11 災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣要請

町は、必要に応じて医療関係機関又は国非常本部等に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）等やドクターヘリ等の派遣を要請するものとする。

## 12 広域後方医療活動の要請

町は、必要に応じて広域後方医療関係機関（厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人地域医療機能推進機構）に対し、区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請するものとする。

## 13 広域搬送拠点の確保、運用

町は、予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調整の上、広域搬送拠点を確保、運営するとともに、広域搬送拠点から、非被災地方公共団体内の医療機関までの重症者等の輸送を実施するものとする。

## 第8節 り災者救出計画

関	係	機	関
総	務	課	
建	設	課	
大	垣	消	防
消	防	組	合
警	察	団	署

### 1 計画の方針

災害時において、生命、身体が危険な状態にある者の救出又は生死不明の状態にある者に対する必要な救助、捜索、保護を図る。

### 2 実施担当者

町本部における救出は、総務部が奉仕労力等により必要な器具を借り上げて当たるものとするが、実施に当たっては消防本部及び警察機関と連絡を密にし、相互協力して行うものとする。ただし、町本部において実施できないときは、県本部又は県支部若しくは隣接市町本部に応援を要請するものとする。

### 3 救出の対象者

り災者の救出は、次の状態にある者に対して行う。なお、本救出は、災害にかかった原因の種別あるいは住家の被害とは関係なく、必要に応じて実施するものとする。

#### (1) 災害のため、おおむね次のような生命、身体が危険な状態にある者

ア 火災の際に火中に取り残されたような場合

イ 水害の際に流出家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残されたような場合

ウ がけ崩れ等により生き埋めになったような場合

エ 登山者が多数遭難したような場合（一般的には登山者が遭難した場合は、原則として山岳クラブ等の団体が実施するもので、町本部は協力する。）

#### (2) 災害のため行方不明の状態にあり、かつ、諸般の状況から生存していると推定され、又は生命があるかどうか明らかでない者

### 4 発見者の通報

救出を要する状態にある者を発見した者は、直ちに救出に当たるとともに独自で救出できない場合にあっては、町本部及び消防本部又は警察官に通報しなければならない。

### 5 救出の方法

(1) 町本部における救出作業は総務部、消防部が消防本部と連携してその対策をたて、作業は消防部長（消防団長）又はその代理者が指揮するものとする。

(2) 救出の具体的な方法は、災害条件によってそれぞれ異なるが、救出に必要な労力（活動組織）あるいは機械器具等の確保は、次によるものとする。

#### ア 活動組織等

救出作業は消防部員（消防団員）を動員して行うものとするが、不足するときはその場に居合わせる活動可能な者の協力を得るものとする。なお、さらに不足し、あるいは特殊技術を必要とする作業のため技術者を要する場合は、救出指揮者は町本部にその旨連絡し応援を得るものとする。建設部は、「災害時応援協力に関する協定」に基づき、(社)揖斐建設業協会に応援を要請し、被災者の救出に当たるものとする。

#### イ 救出用資機材等

救出に必要とする機械器具及び資材は、現地等において確保（借上げ）するものとするが、確保できないときは、現地指揮者は町本部に連絡し総務部と協議して確保するものとする。

#### ウ 県防災ヘリコプターの要請

ヘリコプターによる空中輸送が必要な場合は、「岐阜県防災ヘリコプター応援協定」に基づき、県防災ヘリコプターを要請する等実情に即した方法により速やかに行う。

### (3) 地域住民による救急救助

自主防災組織等は、災害発生と同時にお互いに協力して、生き埋め等に関する情報の収集に努め、生き埋め者等の早期発見に努める。

また、負傷者等の救出及び搬送に努め、消防機関等の救急救助活動に協力する。

## 6 応援の要請

総務部は、町本部において救出作業ができないとき、又は機械器具等の借入れができないときは、消防本部に広域消防応援協定に基づく応援を要請するか、県支部総務班に内容を明示して応援等の要請をするものとする。

## 7 災害救助法による基準

災害救助法に基づき災者救出の実施基準その他は、次のとおりである。

### (1) 費用の範囲

救出のため支出する費用は、おおむね次の範囲とする。

#### ア 借上費

#### イ 修繕費

#### ウ 燃料費

### (2) 救出期間

災害発生の日から3日以内とする。ただし、災害発生の日から4日以上経過してもまだ救出を要するものが生じ、災害救助法による救出の必要があるときは、町本部は、法定の救出期間内に県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に期間延長の要請をするものとする。なお、延長の要請に当たっては、次の事項を明示するものとする。

#### ア 延長を要する予定期間

#### イ 期間の延長を要する地域

#### ウ 期間の延長を要する理由又はその状況

エ 救出を要する人数

(4) 事務手続

町本部は、救出に関し次の諸記録を作成し、整備保管しておくものとする。なお、町本部は救出期間中は、その状況を毎日「救助日報」(様式3号)により、県支部総務班を經由して県本部健康福祉政策班に電話等によって報告するものとする。

ア 「救助実施記録日計票」(様式19号)

イ 「り災者救出状況記録簿」(様式67号)

ウ 「救助の種目別物資受払状況」(様式20号)

## 第9節 学用品等支給計画

関 係 機 関
教 育 委 員 会

災害により教科書、文房具等を失った小中学校（特別支援学校を含む。）児童生徒に対する学用品の支給及び斡旋は、本計画の定めるところによるものとする。

### 1 支給の種別

学用品等の支給あるいは斡旋は、災害の程度によって次の種別に区分して扱うものとする。

#### (1) 災害救助法による支給

災害救助法適用地域で住家が床上浸水以上の被害を受けた世帯の児童生徒に対しては、災害救助法に定める「学用品の給与」によるものとする。

#### (2) 災害救助法適用災害時で住家が規定被害に達しなかった場合の斡旋

災害救助法は適用されたが、教科書を失った児童生徒の属する世帯の被害が床上浸水又は半壊に達しない場合は、経費は、本人の負担とする。調達の方法は、災害救助法適用分とあわせて調達するものとする。

#### (3) 他市町村に災害救助法が適用された場合の斡旋

同一時の災害において近隣市町村に災害救助法が適用されたが、町においては適用を受けなかった場合で、教科書をその災害のため失った者があり、支給の必要があるときは前項に準じ、一括斡旋するものとする。

#### (4) その他の場合の斡旋

県内で災害救助法の適用を受ける市町村がなかった程度の災害時にあつては、平常時における斡旋の方法によるものとする。

### 2 調達配給の実施者

教材、学用品の調達、配給は、次の区分に従って行うものとする。

#### (1) 災害救助法による場合

区 分	担 当
被災児童生徒等の調査	町本部教育部
被災教科書の調査	町本部教育部
教科書及び文房具の調達	県本部（健康福祉部、教育部調達）。ただし、県本部が指示したときは、県本部又は町本部
調達物資の輸送	県本部（町本部まで輸送）
教科書及び文房具の配給	町本部教育部

(2) 災害救助法適用時の非適用者に対する場合

1の(2)及び(3)の場合には(1)の災害救助法による場合に準ずるが、教科書のみについて斡旋するものとする。

(3) 災害救助法が適用されなかった場合

町本部において斡旋する。ただし、町本部限りで処理できないときは、県本部において調達斡旋をするが、輸送は、業者対町の平常の方法によるものとする。

### 3 被災児童生徒等及び教科書被害状況の調査報告

町本部は、被災した児童生徒等と災害によって失った教科書の状況を次の方法で調査し、報告するものとする。

(1) 被災児童生徒等の調査

教育部は、災害終了後速やかに児童生徒等（又は保護者）について、「被災児童生徒名簿」（様式68号）を作成するものとする。

(2) 被災教科書等調査集計

「被災児童生徒名簿」により被災教科書等を調査集計し、「被災教科書報告書」（様式69号）を作成するものとする。

(3) 被災教科書等の報告

「1 支給の種別」(1)～(4)による場合で、町本部において調達困難な場合は、前記「被災教科書報告書」を作成し、災害発生後5日以内に県支部教育班に3部提出するものとする。

### 4 教科書及び文房具の調達、輸送

教科書及び文房具の調達及び輸送は、県本部で行うが、災害救助法が適用されない場合及び災害救助法による学用品等の確保を県本部から指示されたときは、教育部は、町内又は近隣市町において確保するものとする。なお、町本部において調達する場合の学用品等の種別は、県本部からの指示条件に従い、おおむね次のとおりとするが、各学校の意見を聞き、できるだけ必要なものを調達するものとする。

(1) 教科書

被災教科書の報告数に基づき調達する。

(2) 文房具

ノート、鉛筆、用紙、定規、消ゴム、クレヨン、絵具、画筆、下敷等（町教育委員会で承認した学用品を含む。）を災害救助法適用時のみ調達する。

(3) 通学用品

雨具、カバン、履物等は災害救助法適用時のみ調達する。

なお、物資輸送に当たっての授受は、「学用品引継書」（様式70号）によって記録を残すものとする。

注 教科書の輸送は、販売取扱店から直接町本部へ送付することがある。この場合は、納品書を

県本部健康福祉政策班に提出するものとする。

## 5 学用品の割当及び配分

県本部の指示により、教育部において学用品の調達輸送を承知したときは、次の方法により児童、生徒別に割当てをし、支給するものとする。

### (1) 割当て

教育部は、県本部からの学用品支給基準（1人当たりの量）の通知を受けたときは、速やかに各児童、生徒別に「学用品の給与状況」（様式71号）により割当てをするものとする。

### (2) 支給

教科書その他の学用品は、教育部が支給するものとする。

### (3) 剰余物資の保管

学用品等を指示基準に従って配分した場合に剰余物資があったときは、県本部に対してその旨を報告するとともに、県本部からの指示があるまで厳重に保管しておくものとする。

## 6 災害救助法による学用品支給条件

災害救助法による教科書、文房具等学用品の費用の基準等の条件は、次によるものとする。

### (1) 支給対象者

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を亡失し、又はき損したため就学上支障のある小学校の児童及び中学校の生徒（特別支援学校の小学部の児童及び中学部の生徒を含む。以下同様とする。）に対して行う。

注1 支給対象者は、町本部における被災者台帳に登録されている児童生徒であること。

2 災害救助法が適用されなかったとき、及び住家の被害が対象基準に達しなかった者には、教科書についてのみ斡旋される。

### (2) 費用の基準

#### ア 教科書代

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出をし、又はその承認を受けて使用している教材を支給するための実費

#### イ 文房具及び通学用品等

小学校児童  
中学校生徒  
岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。

### (3) 支給期間

ア 教科書は災害発生の日から1箇月以内

イ 文房具及び通学用品等は、災害発生の日から15日以内。ただし、期間内に支給することが困難なときは、町本部は、県支部総務班を經由して県本部健康福祉政策班に期間の延長を要請するものとする。要請に当たっては次の事項を明示して行うものとする。

#### (ア) 延長の見込期間

#### (イ) 期間延長を要する地域

- (ウ) 期間延長を要する理由
- (エ) 延長を要する地域ごとの児童生徒数
- (オ) その他

## 7 その他の事務手続

教育部は、次の諸記録を作成し、整備保管するとともに学用品の保管、配給の状況を毎日「救助日報」（様式3号）により県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に報告するものとする。

- (1) 「被災児童生徒名簿」 (様式68号)
- (2) 「被災教科書報告書」 (様式69号)
- (3) 「学用品引継書」 (様式70号)
- (4) 「学用品の給与状況」 (様式71号)
- (5) 「救助実施記録日計票」 (様式19号)
- (6) 「救助の種目別物資受払状況」 (様式20号)

## 第10節 行方不明者の搜索、遺体埋火葬計画

関	係	機	関
総	務	課	
環	境	課	
消	防	団	

### 1 計画の方針

災害に際し、行方不明又は死亡者が発生したときは、搜索、遺体の処置、埋火葬の各段階において、警察署等関係機関との連絡を密にし、遅滞なく処置し、人心の安定を図るものとする。

### 2 遺体の搜索

行方不明の状態にある者で、周囲の状況からすでに死亡していると推定される者があるときの遺体の搜索は、次によるものとする。

#### (1) 搜索の方法

ア 総務部は遺体搜索の必要があるときは、消防部と協議してその対策をたて、その実施を消防部又は奉仕団に要請するものとする。

イ 搜索作業は、消防部長又はその代理者の指揮により実施する。なお、搜索作業の具体的な方法は災害条件等によってそれぞれ異なるが、おおむね本項第8節「り災者救出計画」に定める方法によって行うものとする。

#### (2) 応援の要請

ア 総務部は、災害条件あるいは遺体が他市町村へ流失したこと等により町本部においてその実施ができないときは、県支部総務班に応援の要請をするものとする。ただし、急を要する場合等で隣接市町に応援を求めることが適当なときは、直接隣接市町本部に応援を要請するものとする。

イ 応援の要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

- (ア) 遺体が埋没し、あるいは漂着していると思われる場所
- (イ) 遺体数及び死亡者の氏名、性別、年齢、容ぼう、身体的特徴、着衣、持物等
- (ウ) 応援を求めたい人数、舟艇、器具等
- (エ) その他必要な事項

#### (3) 災害救助法による場合の基準等

##### ア 搜索期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、期間内において搜索を打ち切ることができないときは、総務部は、県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に期間延長の申請をするものとする。

なお、申請に当たっては次の事項を明示して行う。

- (ア) 延長の見込期間
- (イ) 期間の延長を要する地域
- (ウ) 期間の延長を要する理由
- (エ) 期間を延長することによって捜索されるべき死体件数
- (オ) その他

#### イ 費用の範囲

死体捜索に要する費用として認められる範囲は、次のとおりである。

- (ア) 借上費
- (イ) 修繕費
- (ウ) 燃料費

#### ウ 報告及び事務手続

総務部は本救助を実施したときは、次の諸記録を整備保管するとともに、その状況を毎日「救助日報」（様式3号）により報告するものとする。

- (ア) 「死体捜索状況記録簿」 （様式72号）
- (イ) 「救助実施記録日計票」 （様式19号）
- (ウ) 「救助の種目別物資受払状況」 （様式20号）
- (エ) 「死体捜索機械器具修繕簿」 （様式73号）

### 3 遺体の見分、処置

- (1) 民生部は、災害時に事故死亡したと認められる遺体を発見し、あるいは承知したときは、速やかに遺体の所在地を管轄する警察署長に連絡し、その見分・検案をまって必要に応じ遺体の処置をするものとする。
- (2) 遺体は、遺体安置所において、医療班により洗浄、縫合、消毒等の処置をするものとするが、町本部において実施できないときは、県支部総務班に応援を要請する等によって実施するものとする。
- (3) 災害救助法による場合の基準等

災害救助法適用時の遺体処置の実施基準等は、次によるものとする。

#### ア 遺体処置を行う場合

遺体の処置は、災害により社会混乱を来し、その処置を必要とするときに行うものとし、災害救助の実施と一致することを原則とする。

#### イ 遺体処置の内容

遺体の処置は、その条件によってそれぞれ異なるが、おおむね次の内容について実施するものとする。

- (ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- (イ) 遺体の一時保存

(ウ) 検案

(エ) 資材等の確保

#### ウ 遺体処置期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、期間内において死体の処理を打ち切ることができないときは、町本部は、県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に期間延長の申請をするものとする。県本部健康福祉政策班は、申請等により、その必要を認めるときは、厚生労働大臣に期間延長の申請をし、その承認を得て延長するものとする。なお、要請、申請に当たっては、次の事項を明示して行う。

(ア) 延長の見込期間

(イ) 期間の延長を要する地域

(ウ) 期間の延長を要する理由

(エ) 期間を延長することによって処置されるべき遺体件数

(オ) その他

#### エ 費用の範囲及び限度

遺体の処置に要する費用として認められる範囲及び限度は、次のとおりである。

(ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。

(イ) 遺体の一時保存のための費用

既存建物利用の場合は、当該施設の借上実費

仮設の場合は、岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。

(ウ) 検案料

医療班が実施した場合は支出しないが、その他によった場合で費用を必要とするときは、当該地域の慣行料金の額以内とする。

#### オ 報告及び事務手続

町本部は、本救助を実施したときは、「救助実施記録日計票」（様式19号）、「救助の種目別物資受払簿」（様式20号）及び「死体の処理台帳」（様式74号）を作成し、整備保管するとともに、その状況を毎日県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に「救助日報」（様式3号）により報告するものとする。なお、遺体の処置を医療班が実施したときは、「医療救護活動報告書」（様式65号）によりその実施状況を報告するものとする。

## 4 遺体の埋火葬等

### (1) 実施者及び方法

埋葬の実施は、民生部において原則火葬に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行うものとする。なお、埋火葬の実施に当たっては次の点に留意を要する。

ア 事故死等による遺体については、警察機関から引継ぎを受けた後埋葬する。

イ 身元の判明しない遺体は、警察その他関係機関に連絡しその調査に当たる。

ウ 大規模な災害が発生し火葬場が破損し使用できない場合や、使用可能であっても火葬能力を大幅に上回る死亡者があった場合においては、町本部は岐阜県広域火葬計画に基づき、円滑な広域火葬を実施する。

エ 被災地以外に漂着した遺体等のうち身元が判明しないものの埋葬は、行旅死亡人としての取扱いによる。

## (2) 災害救助法による場合の基準等

災害救助法適用時における死体埋葬の実施基準等は、次によるものとする。

ア 埋葬は、次の場合に行うものとする。

(ア) 災害の混乱時に死亡した者であること。(災害の発生前に死亡した者で、葬祭の終わっていない者を含む。)

(イ) 災害のため次のような理由で埋葬を行うことが困難な場合であること。

a 緊急に避難を要するため時間的、労力的に埋葬を行うことが困難な場合

b 墓地又は火葬場等が浸水又は流出し、個人の力では埋葬を行うことが困難な場合

c 経済的機構の一時的混乱のため、遺族又は扶養義務者の資力の有無にかかわらず棺、骨つぼ等の入手困難な場合

d 埋葬すべき遺族がないか又はいても高齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難な場合

(ウ) 災害救助法適用地域の遺体が他市町村に漂着したような場合で漂着市町村が実施する場合にも行う。ただし、このような場合は、原則として遺族、縁故者又は被災地の市町村本部が引取るべきであるが、被災地域が社会的混乱のため引取りが困難なときに限って漂着地の市町村本部が実施する。なお、この場合の経費は、実施市町村本部が県本部に求償するものとする。

イ 埋葬期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、期間内において埋葬救助を打ち切ることができないときは、町本部は、県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に期間延長の申請をするものとする。なお、延長の申請に当たっては、次の事項を明示して行う。

(ア) 延長を要する期間

(イ) 期間の延長を要する地域

(ウ) 期間の延長を要する理由

(エ) 埋葬を要する死体件数

(オ) その他

ウ 費用の範囲及び限度

埋葬に要する費用の範囲及び限度は、次のとおりである。

(ア) 費用の範囲

棺、骨つぼ、火葬又は埋葬に要する経費で、埋葬の際の賃金職員等及び輸送に要する経費を含むものとするが、埋葬に当たっての供花代、酒代等は含まないものとする。

(イ) 費用の限度

埋葬費用の限度は、岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲以内とする。

なお、大人、小人の別は、満12歳に達したのものから大人として扱うものとする。

エ 報告及び事務手続

町本部は、埋葬救助を実施したときは、「救助実施記録日計票」(様式19号)、「救助の種目別物資受払状況」(様式20号)及び「埋葬台帳」(様式75号)を作成し、整備保管するとともにその状況を毎日県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に「救助日報」(様式3号)により報告するものとする。

## 第11節 防疫計画

関	係	機	関
健	康	福	祉
保	険	年	金
水		道	課
保	健	セ	ン
		タ	ー

### 1 計画の方針

被災地においては、生活環境の悪化、り災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件により感染症等の疾病が発生しやすく、また蔓延する危険性も高いため、的確かつ迅速な防疫活動を行うものとする。

### 2 実施担当者

災害時における被災地帯の防疫は、町本部が県支部保健班の指導、指示に基づいて実施するものとする。ただし、被害が甚大で、町本部限りで実施が不可能又は困難なときは、県支部保健班に応援の要請をし、県支部又は県支部管内の他市町村本部からの応援を得て実施するものとする。

### 3 防疫の実施組織

民生部は、防疫実施のため、防疫班を編成する。

防疫班の編成は、防疫実施の範囲、程度、規模等に応じて編成するが、班の規模は、おおむね次のとおりとする。

衛生技術者（班長）	1名
事務職員	1名
作業員	3名

### 4 防疫措置の指示命令等

感染症予防上必要がある場合は、県本部長に災害の規模、態様などに応じその範囲と実施方法などを報告し、次の事項について指示等を受けるものとする。

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第35条第1項（第35条第4項準用）の規定による当該職員選任の指示
- (2) 法第27条第2項の規定による消毒の施行に関する指示
- (3) 法第28条第2項の規定によるねずみ族昆虫等の駆除に関する指示
- (4) 法第29条第2項の規定による消毒の施行に関する指示
- (5) 法第31条第2項の規定による生活の用に供される水の供給の指示
- (6) 予防接種法第6条の規定による臨時予防接種に関する命令（町長に実施するのが適当な場合に限る。）

### 5 防疫の種別及び方法

防疫作業の直接的な実施又は協力は、次の区分によってそれぞれの機関が協力して行うものとする。

る。

作業区分	県機関	町機関	実施内容
検病調査	県支部保健班	衛生組織等関係機関	町本部は、県支部保健班が実施する検病検査に当たっては、的確な情報提供等の協力をする。
健康診断	県支部保健班	衛生組織等関係機関	検病調査の結果必要があるときは、法第17条及び第45条の規定による健康診断を実施する。
臨時予防接種	県本部保健医療班 県支部保健班	民生部	感染症予防上必要があるときは、県支部保健班が予防接種法第6条の規定による臨時予防接種を実施するが、県本部長から命令を受けた場合は、町本部において実施する。
清潔方法	県本部保健医療班 県支部保健班	民生部	町本部は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び本項第13節「清掃計画」の定める方法によって、ごみの処理、し尿の処理等を実施するものとするが、特に町内の道路、溝渠、公園等公共の場所を中心に行う。
消毒方法	県本部保健医療班 県支部保健班	民生部	町本部は、法第27条第2項の規定による知事の指示に基づき、法施行規則第14条に定めるところに従って防疫班によって実施する。内容については、6「消毒方法の基準」による。
ねずみ族昆虫等の駆除	県本部保健医療班 県支部保健班	民生部	町本部は、法第28条第2項の規定により知事が定めた地域内で知事の指示に基づき、ねずみ族昆虫等の駆除を実施する。実施に当たっては、法施行規則第15条の規定に定められたところによる。
生活用水の供給	県本部保健医療班 県支部保健班	水道部	町本部は、法第31条第2項の規定による知事の指示に基づき、生活用水の供給をする。実施に当たっては本項第4節「給水計画」の定める方法によって行う。
患者等に対する措置	県支部保健班	民生部	町本部は、県支部保健班が実施する感染症患者等の医療、移送に当たっては、的確な情報提供等の協力をする。
避難所の防疫指導等	県支部保健班 県本部保健医療班	民生部	町本部は、本項第2節「避難計画」により避難所を開設したときは、県本部又は県支部の防疫関係職員の指導を得て、施設管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て避難所の防疫活動を実施し、指導の徹底を期する。

また、町は、避難所運営マニュアルに基づく感染症予防対策を講ずるとともに、次の防疫活動を行うものとする。

- a 防疫用資機材の確保、便槽、家屋等の清潔及び消毒
- b ゴミ捨て場所への殺虫剤、殺そ剤の散布
- c 避難所における避難者の健康状態の調査、防疫活動の実施
- d 感染症予防法第35条第1項の規定による当該職員の選任
- e 臨時予防接種又は予防内服薬の投与
- f 感染症の発生状況及び防疫活動等の広報活動の実施

## 6 消毒方法の基準

### (1) 飲料水の消毒

ア 給水を井戸によっている場合における井戸の消毒は、水量の50分の1のかせい石灰を乳状にしたもの又は水量の500分の1のクロール石灰水（クロール石灰5分水95分）を投入し、充分かくはんした後12時間以上放置する。

イ 給水を水道法による水道によっている場合の消毒は、塩素消毒を強化し、給水せん水における遊離残存塩素0.2mg/l以上に保持すること。

ウ 給水を井戸又は水道以外による場合の消毒の基準は、イに準ずる。

### (2) 家屋内の消毒

泥水などで汚染された台所、炊事具及び食器戸棚などを中心にクレゾール水などの消毒薬を用いて拭浄し、床下には湿潤の程度に応じ、所要の石灰などを撒布する。

### (3) トイレの消毒

トイレは、石灰酸水（石灰酸3割、水7割）、クレゾール水若しくはホルマリン水をもって拭浄し、又はこれを散布し、便池にはかせい石灰末、石灰乳又はクロール石灰水を注ぎ、充分かくはんする。

### (4) 芥溜、溝渠の消毒

芥溜及びその周辺の土地には、石灰乳又はクロール石灰水を、水渠にはかせい石灰乳又はクロール石灰水を注ぎ、塵芥は焼却する。なお、かせい石灰末は、乾燥した場所の消毒に適當でないのでこの場合は石灰乳又はクロール石灰水を用いる。

### (5) 患者運搬用器などの消毒

病毒に汚染した物件などを運搬した器具は、使用の都度石灰酸水、クレゾール水、昇汞水若しくはホルマリン水で拭浄し、又はこれを散布する。

### (6) 薬剤

(2)から(4)の消毒に要する薬剤の必要量は、災害の条件によって異なるが、おおむね次の基準（水害時）により確保するものとする。ただし、町本部又は県支部保健班において確保することが困難な場合には、県本部薬務水道班において確保するものとする。

ア A級災害地（感染症流行のおそれのある地域が広汎にわたっている場合）

床上浸水（流失、全半壊家屋を含む。）	1戸当たり	クレゾール200g
床下浸水	1戸当たり	クレゾール50g

床上床下浸水家屋ともに 1戸当たり 普通石灰 6 kg

(注) 役名の種類は、地域の状況に応じ適宜変更して差支えない。

イ B級災害地（感染症流行のおそれのある相当広い地域が数箇所以上に及ぶ場合）

「ア」の基準のおよそ3分の2

ウ C級災害地（感染症流行のおそれのある地域が小さくかつ点在性である場合）

「ア」の基準のおよそ3分の1

#### (7) 器具等

消毒の実施地域、実施戸数、地理的条件等を勘案し、必要な噴霧器、運搬器具などを確保整備するものとする。

### 7 防疫活動上の留意事項

- (1) 多数の人々が利用する場所（避難所等）を優先して実施する。
- (2) 災害に伴う家屋並びにその周辺の清掃は、各個人が行うのを原則とし、災害の状況に応じ、民生部は、的確な指導及び指示を行う。
- (3) 食中毒症状を示す者が発生した場合、直ちに医師による診察を受けさせるとともに、保健所へ連絡する。

### 8 報告

災害時における防疫に関する報告は、次によるものとする。

#### (1) 被害状況の報告

町本部は、防疫を必要とする災害が発生したときは、「医療衛生施設被害状況等報告書」（様式27号）により、防疫に関する情報を県支部保健班を経由して、県本部保健医療班に毎日電話及び文書をもって報告するものとする。

#### (2) 災害防疫所要見込額の報告

町本部は、災害防疫に関する所要見込額を「災害防疫経費所要額調」（様式76号）により作成し、県支部保健班を経由して県本部保健医療班に提出するものとする。なお、その概要については、できる限り事前に電話をもって報告するものとする。

#### (3) 災害防疫完了報告

町本部は、災害防疫の完了したときは、完了の日から20日以内に「災害防疫業務完了報告書」（様式77号）を県支部保健班を経て県本部保健医療班に提出するものとする。

### 9 応援等の要請

町本部は、防疫を要する地域の規模等により、町本部のみでは実施不可能なときは、県支部保健班に次の事項を明示して、応援、斡旋等の要請を行うものとする。

- (1) 要請する作業内容
- (2) 要請する防疫班数、物資名、数量
- (3) 日時、場所等
- (4) その他必要な事項

## 10 記録の整備

町本部において、防疫に関し整備、保管すべき書類は、おおむね次のとおりである。

- (1) 災害状況及び災害防疫活動状況報告書（日報）
- (2) 防疫経費所要額調及び関係書類
- (3) 清潔方法及び消毒方法に関する書類
- (4) ねずみ族昆虫等の駆除に関する書類
- (5) 生活用水の供給に関する書類
- (6) 患者台帳
- (7) 防疫作業日誌

## 11 経費の清算

災害防疫に要した経費は、他の経費とは明確に区分し、災害防疫活動を終了した後できる限り速やかに清算するものとする。

## 第12節 清掃計画

関	係	機	関
環	境	課	

### 1 計画の方針

町は、国が定めた災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。

町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進等に努めるものとする。

また、町は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとし、災害廃棄物に関する情報をホームページ等において公開する等周知に努めるものとする。

### 2 実施担当者

災害時における被災地のし尿、ごみ、がれき等の災害で生じた廃棄物の収集処分は、大垣衛生施設組合、西濃環境整備組合、民間、特に清掃事業団体の協力の上、民生部が行うものとする。ただし、被害が甚大で町本部のみで実施できないときは、県支部総務班に応援を要請するものとする。

### 3 環境衛生班の編成

民生部は、災害廃棄物等の処理を行うため環境衛生班を編成する。

環境衛生班は、窓口担当と廃棄物処理担当（避難所・生活ごみ処理担当、し尿処理担当、仮置場・片付けごみ処理担当）に区分して編成するが、災害の程度、規模、状況等に応じて、班員及び装備の増減を図る。

災害時における廃棄物処理体制

担 当		業 務 内 容
窓口担当		<ul style="list-style-type: none"> <li>住民広報（ごみ・し尿の収集、仮設トイレ、仮置き場）</li> <li>家屋解体申請の受付</li> </ul>
廃棄物処理担当	避難所・生活ごみ処理	・避難所及び一般家庭から排出されるごみの収集運搬処理
	し尿処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮設トイレの設置、維持管理、撤去</li> <li>し尿の収集運搬</li> </ul>

	仮置き場・片付けごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮置場の設置、運営管理、撤去</li> <li>・災害廃棄物の収集</li> <li>・処理施設への運搬</li> <li>・災害廃棄物の処理</li> <li>・環境対策、モニタリング</li> </ul>
火葬・遺体安置所担当		<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺体安置所の設置、維持管理、撤去</li> </ul>

#### 4 清掃方法

清掃の実施については「池田町災害廃棄物処理計画」により、災害廃棄物等の迅速かつ適正な処理を行うものとする。また、「池田町業務継続計画（BCP）」により業務を遂行する。

##### (1) ごみの収集及び処理

ア 災害時におけるごみの収集は、民生部が被災地の状況を考慮し、緊急清掃を要する地区から順次実施し、衛生上速やかに処理を必要とするごみから優先的に行う。

イ 収集に当たっては、「池田町災害廃棄物対応マニュアル」により、災害廃棄物の分別収集の周知、徹底を図り、被災地域の住民に広報する。

ウ 町は、発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画に基づいて災害廃棄物処理実施計画を策定し、仮置き場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。

町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

なお、災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

集積したごみのうち、リサイクルできない可燃系の廃棄物は、西濃環境整備組合の処理施設においての焼却処理を原則とし、不燃物又は焼却できないごみは、埋立処分に付するものとする。

##### (2) し尿の収集及び処理

「池田町災害廃棄物対応マニュアル」により、避難所ごとの避難者数、トイレの使用可能状況等を確認し、トイレの確保、維持管理を行うものとする。

#### 5 清掃の事務

民生部は、災害時における清掃等の応急対策を完了した場合、次の報告をできる限り速やかに県支部総務班を経由し、県本部環境生活部廃棄物対策班に4部提出するものとする。

(1) 「廃棄物処理施設等被害状況報告」（様式78号）。ただし、復旧事業経費が80万円未満のときは、報告を要しない。

- (2) 「廃棄物処理事業報告」(様式79号)。ただし、復旧事業経費が40万円未満のときは、報告を要しない。

## 6 その他関連対策

清掃に関連した公衆衛生対策は、次によるものとする。

### (1) 死亡獣畜の処理

犬、ねこの死体処理は、民生部が行うものとする。

牛、馬、豚等の死体処理は、建設部が行うものとする。

### (2) 埋葬死体の処理

墓地の流失等により、流失した埋葬死体が町に漂着した場合の処理については、町が第11節「行方不明者の捜索・遺体埋火葬計画」に定める方法に準じて処理するものとする。

## 7 愛玩動物等の救援

### (1) 被災地域における動物の保護

民生部は、動物の保護に関し、県、獣医師会及び動物愛護ボランティア等が行う、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等への協力を行う。

### (2) 動物の適正な飼育体制の確保

飼い主とともに避難した愛玩動物の収容施設について、避難所の隣接地に確保するために努力する。

県及び関係団体等が行う飼い主とともに避難した愛玩動物の適正飼育の指導や、動物の愛護及び生活環境の保全への協力を行う。

### (3) 特定動物の逸走対策

特定動物(クマ、ワニ等の危険な動物)が飼育施設から逸走した場合、飼育者、県その他関係機関等と連携し必要な措置を講じる。

## 第13節 災害義援金品募集配分計画

関 係 機 関
健 康 福 祉 課 社 会 福 祉 協 議 会

### 1 計画の方針

住民及び他市町村から被災者に寄託された義援金品を、确实、迅速に被災者に配分するため、集積・引継ぎ・配分・管理等必要な措置を実施する。なお、配分にあたっては、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。

### 2 実施機関

町地域における義援金品の募集及び配分は、民生部が中心になり、各機関が共同し、あるいは協力して行うものとする。

### 3 募集

- (1) 義援物資の募集にあたっては、町本部は、関係機関等の協力を得ながら、受入を希望するもの及び受入を希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を各関係機関、報道機関を通じて一般に公表するものとする。また、需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。
- (2) 本町に被害が発生しなかった場合においても、必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとする。

### 4 受入れ・配分

#### (1) 受入れ

災害発生後、速やかに受入窓口を開設し、義援物資の受入れを行う。受入れに当たっては、「義援金品拋出者名簿」（様式85号）を作成し、あるいは「義援金品受領書」（様式87号）を発行し、それぞれ整備保管する。

#### (2) 引継ぎ・集積

受け入れた義援物資の引継ぎに当たっては、「義援金品引継書」（様式86号）を作成し、その授受の関係を明らかにしておく。

#### (3) 配分の基準

配分は、おおむね次の基準によって行うものとするが、特定物品及び配分先指定金品については、それぞれの目的に沿って効率的な配分を個々に検討して行うものとする。

#### ア 一般家庭用物資

全失世帯	1
半失世帯	1/2
床上浸水世帯	1/3

## イ 無指定金銭

死者（行方不明で死亡と認められる者を含む。）	1
重傷者	1 / 2
全失世帯	1
半失世帯	1 / 2
床上浸水世帯	1 / 3

- (注) 1 床上浸水10日以上の子帯にあつては、物資、金銭とも半失の基準によるものとする。  
2 必要に応じ、金銭で物資を購入して配分することがあるものとする。

### (4) 配分の時期

配分はできる限り受付け、又は引継ぎを受けた都度行うことを原則とするが、義援金品が、少量、少額時の配分は、世帯別配分を不可能にし、かつ、輸送あるいは労力等経費の浪費ともなるので一定量に達したときに行う等配分の時期には十分留意して行うものとする。ただし、腐敗、変質のおそれがある物質については、速やかに適宜の処理をするよう常に配慮して扱うものとする。

## 5 義援金の管理

義援金及び義援物資は、次の方法によりそれぞれの募集配分機関において管理するものとする。

### (1) 金銭の管理

現金は、銀行預金等確実な方法で保管管理するとともに現金出納簿を備え付け、出納の状況を記録し、経理するものとする。なお、現金に伴う利子収入は、義援金に含めて扱うものとする。

### (2) てん末の記録

義援金品の募集配分機関は義援金品受払簿を備え付け、受付から引継ぎ又は配分までの状況を記録するものとする。

## 6 費用

義援金品の募集又は配分を要する労力等は、できるだけ無料奉仕するものとするが、輸送その他に要する経費はそれぞれの実施機関において負担するものとする。ただし、実施機関における負担が不可能な場合には、義援金の一部をこの経費に充当して差し支えないものとするが、経費の証拠記録は整備保管しておくものとする。

## 第14節 その他り災者の保護計画

関 係 機 関
健 康 福 祉 課
住 民 課
保 険 年 金 課

### 1 計画の方針

本項第2節から第17節までに定める救助、保護計画のほか、り災者の保護計画は、次によるものとする。

### 2 在宅の要配慮者対策

大規模災害時には、平常時から在宅福祉サービス等の配慮を受けている者に加え、災害により家族や近隣の配慮を失って自宅に取り残されたり、あるいは生活に支障を生じるなどにより、新たな要配慮者が発生する。町本部は、これら要配慮者の対策を発災直後より、時間経過に沿って各段階におけるニーズに合わせて、的確に講じるものとする。

- (1) 発災直後には、町本部は、関係機関の協力を得て直ちに、在宅サービス利用者、ひとり暮らし高齢者、障がい者、難病患者等の名簿（避難行動要支援者名簿）や地図を利用するなどして居宅に取り残された要配慮者の迅速な発見に努めるものとする。
- (2) 要配慮者を発見した場合は、①避難所への移動、②施設緊急入所等の緊急入所、③居宅での生活が可能の場合には在宅福祉ニーズの把握等を実施するものとする。
- (3) 避難所に移動した要配慮者については、発災直後においては、町本部は、県本部、国を通じた応援職員等の協力を得つつ、遅くとも発災1週間後を目途に組織的・継続的な要配慮者特有の保健福祉サービスの提供が開始できるように努める。このため、災害発生後2～3日目より、すべての避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始するものとする。

### 3 要保護児童の措置

町本部は、災害地域において保育に欠ける児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条でいう児童をいう。以下本節で同じ。）があるとき又は保護者を死亡等により失った児童があるときは、速やかに次により保護するものとする。

- (1) 保育に欠ける児童があるときは、保育園に入所させ保育するものとする。ただし、保育園を設置しない地域にあつては、臨時保育園を開設して保育するものとする。
- (2) 保護者を失った児童があるときは、当該地域を所管する児童相談所に連絡して収容施設に収容保護するものとする。

なお、すでに収容している児童の保護者の属する世帯が災害により被害を受け、生活程度が著しく低下した世帯に対する費用の負担については、災害の状況により別に定めるところに従って減免することがあるものとする。

#### 4 被災者に対する国民健康保険等の給付

災害救助法による医療の救助は、国民健康保険その他各種制度に優先して給付されるが、同救助は医療機関の平常化（原則的に災害発生後14日以内）を待って平常医療制度に移行されるものである。したがって、災害によって被保険者証を紛失し又は使用不能となった者に対しては、町本部その他関係機関は、とりあえず医療機関と連絡をとり保険証のないまま給付ができるように努めるとともに、できる限り速やかに被保険者証の再交付をするものとする。

#### 5 災害弔慰金及び災害障害見舞金

##### (1) 災害弔慰金

町は、池田町災害弔慰金の支給に関する条例の定めるところにより、災害により死亡した住民の遺族に対し500万円を限度額とし災害弔慰金を支給する。

##### (2) 災害障害見舞金

町は、池田町災害弔慰金の支給に関する条例の定めるところにより、災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対し250万円を限度額として災害障害見舞金を支給する。

#### 6 被災者生活再建支援金の支給

自然災害により被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給の必要が生じたときは、町は、支援金支給のための事務を迅速に行うものとする。

町は、住宅被害の認定を行い、被災者への支援金の支給申請に必要なり災証明書等必要書類の発行、制度の説明、被災者からの申請書等の受付、県への書類送付等を行う。

## 第15節 要配慮者・避難行動要支援者対策

関 係 機 関
健 康 福 祉 課
保 険 年 金 課
社 会 福 祉 協 議 会

### 1 計画の方針

要配慮者・避難行動要支援者に対しては、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等様々な場面においてきめ細やかな施策を行う。

### 2 在宅の要配慮者・避難行動要支援者対策

#### (1) 避難行動要支援者の迅速な発見と対応

ア 町は、災害発生直後、関係機関の協力を得て、在宅保健福祉サービス利用者、ひとり暮らし老人、障がい者、子ども、難病患者等の名簿(避難行動要支援者名簿)や地図等を利用するなどして居宅に取り残された避難行動要支援者の迅速な発見に努める。

イ 避難行動要支援者を発見した場合は、

(ア) 避難所への移動

(イ) 施設緊急入所等の緊急措置

(ウ) 居宅での生活が可能な場合には在宅保健福祉サービスのニーズの把握等を実施する。

#### (2) 避難行動要支援者の避難誘導

町、消防機関、警察は連携して、予め定めた避難計画に従い、地域住民が避難行動要支援者とともに避難するよう配慮する。

住民は、地域の避難行動要支援者の避難誘導について、自主防災組織の避難行動要支援者担当班を中心に地域ぐるみで協力支援する。

町は、避難行動要支援者を支援するため、できるだけきめ細やかな対策を講ずる。

#### (3) 避難所における対応

避難所等においては、要配慮者の健康保持のため必要な活動を実施する。

特に、高齢者、障がい者等の要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、手話通訳者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

また、避難所において要配慮者専用スペースの確保を図るものとする。

#### (4) 福祉避難所の開設

災害により特に避難所において長期避難が必要な事態となった場合で、一般の避難者との生活が困難な介護を必要とする者に対しては、状況に応じて福祉避難所を開設し、必要なスタッフを確保するものとする。

(5) 要配慮者向け仮設住宅の提供、優先入居

応急仮設住宅への収容にあたっては、要配慮者の優先的入居を行う等、十分配慮するとともに、ファックス、伝言板、障がい者仕様トイレ等必要な設備を整備するものとする。

また、要配慮者向けの応急仮設住宅の設置等に努める。

### 3 社会福祉施設の対策

社会福祉施設においては、要配慮者を災害から守るため、次のような対策を講じる。

(1) 入所者の保護

ア 迅速な避難

イ 臨時休園等の措置

ウ 負傷者等の救出、応急手当等

エ 施設及び設備の確保

オ 施設職員等の確保

カ 食料や生活必需物資の確保

キ 健康管理、メンタルケア

(2) 被災者の受入れ(福祉避難所)

被災を免れた施設又は被災地に隣接する地域の施設においては、入所者の処遇を確保した後、余裕スペース等を活用して、一定程度の被災者の受入れを行う。

なお、余裕スペース等の活用による被災者の受入れについては、要介護者等配慮の必要性の高い者を優先する。

### 4 外国人対策

避難所等で必要な場合は、(財)県国際交流センター等の協力を得て通訳ボランティアを手配する。

(1) 負傷者の応急手当等の際の通訳

(2) 町が実施する各種応急対策の内容の説明

(3) その他被災外国人の意思の伝達

(4) 正確な情報の伝達

テレビ・ラジオ等の外国語放送による正確な情報を伝達するなど、外国人に対し、避難所や物資支給等の必要な情報が欠如、混乱することがないように努めるものとする。

## 第16節 愛玩動物等の救援

関	係	機	関
環	境	課	

### 1 計画の方針

災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物）等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。

このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、町及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行うものとする。

### 2 実施内容

町は、被災した飼育動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずるものとする。

また、日頃から実践的な訓練等を通じて、管理体制の整備に努めるものとする。

#### (1) 被災地域における動物の保護

町は、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行うものとする。

#### (2) 動物の適正な飼養体制の確保

町は、飼い主とともに避難した愛玩動物について、収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めるものとする。

## 第7項 応急教育対策計画

関 係 機 関
教 育 委 員 会

### 1 計画の方針

災害時における児童生徒等の生命の安全を確保するとともに、平常時と同様に教育活動が行えるよう努めるものとする。

### 2 休校措置

大災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったとき、各学校長等は教育部長と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。なお、休校措置を決定したときは、直ちに休校の旨を電話等によって各家庭まで徹底するものとするが、防災行政無線が使用できないときは別に定める連絡系統によって徹底するものとする。

### 3 下校時の引率

児童生徒登校後休校を決定し帰宅させるときは、中学校生徒においては下校に当たっての注意事項を十分に徹底し、また小学校児童については保護者への引き渡しにより帰宅させるものとする。

### 4 教育活動の早期再開

#### (1) 学校施設等の確保

授業実施のための校舎等施設の確保は、おおむね次の方法によるものとする。

#### ア 被害程度別応急教育予定場所

災害の規模及び被害の程度によって次の施設を利用するものとする。

#### (ア) 応急的な修理で使用できる程度の場合

当該施設の応急処置をして使用する。

#### (イ) 学校の一部校舎等が使用できない程度の場合

特別教室、屋内体育施設等を利用し、なお不足するときは二部授業等の方法による。

#### (ウ) 校舎等の全部又は大部分が使用できない程度の場合

公民館等公共施設あるいは隣接学校の校舎等を利用する。

#### (エ) 特定の地区が全体的に被害を受けた場合

住民避難先の最寄の学校、被災を免れた公民館等公共的施設を利用する。なお、利用すべき施設がないときはプレハブによる応急仮校舎の建設をする。

上記施設の決定に当たっては、関係の機関が協議し、その決定事項を教職員及び住民に徹底するものとする。

#### イ 施設の応急復旧

教育部は、災害終了後できる限り速やかに被災校舎等を維持保全のため又は授業実施のため必

要な範囲において応急処置を行うものとする。ただし、処置（応急復旧）をする場合にあつては、被害の状況をできる限り詳細に記録しておくため写真の撮影保存に留意するものとする。

#### ウ 清掃等の実施

学校その他文教施設の管理者は、学校が浸水した場合等にあつては直ちに清掃を行い、衛生管理と施設の保全の万全を期するものとする。

#### エ 施設利用の応援要請

隣接学校等他市町村の公共的施設を利用して授業を行う場合には、県支部教育班に対して施設利用の応援を要請するものとする。

要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

- (ア) 応援を求める学校名
- (イ) 予定施設名又は施設種別
- (ウ) 授業予定人員及び室数
- (エ) 予定期間
- (オ) その他の条件

なお、要請に当たっては、教育部長は、本部長と協議して決定するものとする。

### (2) 教育職員の対策

災害に伴い教育職員に欠員が生じたときは、次の方法によって補うものとする。

#### ア 応援要請

町において解決できないときは、教育部は県支部教育班に教職員派遣の応援要請をするものとする。教育職員派遣の応援要請に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

- (ア) 応援を求める学校名
- (イ) 授業予定場所
- (ウ) 派遣要請をする人員（必要に応じその内訳）
- (エ) 派遣予定期間
- (オ) 派遣職員の宿舎その他の条件

なお、応援の要請に当たっては、教育部長は、本部長と協議して決定するものとする。

### (3) 応急教育実施上の留意事項

ア 災害時の授業に当たっては、教科書、学用品等の損失状況を考慮し、損失児童生徒が負担にならないように留意する。

イ 教育の場が公民館等学校以外の施設によるときは、授業の方法、児童生徒等の保健等に留意する。

ウ 通学道路その他の被害状況に応じ、通学等に当たっての危険防止を指導し徹底する。

エ 学校が避難所に利用される場合には、収容者あるいは児童生徒等に対し、それぞれに支障にならないように充分徹底する。

オ 授業が不可能な事態が予想されるときは、勉学の方法、量等を周知徹底する。

カ 授業の不可能が長期にわたるときは、学校等と児童生徒等との連絡の方法、組織（子供会等）の整備工夫をしておく。

## 5 児童生徒に対する援助

### (1) 教材、学用品の調達及び配給

災害により教科書、文房具等の教材、学用品を失った児童生徒に対する支給及び斡旋は、本章第6項第9節「学用品等支給計画」の定めるところによるものとする。

### (2) 就学援助

町教育委員会は、世帯が被災し、就学が困難となった生徒等に対し、就学奨励のための必要な援助を行う。

### (3) 転出、転入の手続

町教育委員会は、被災した生徒等の転出、転入について、状況に応じ、速やかかつ弾力的な措置をとる。また、転入学に関する他市町村の対応等の情報及び手続等の広報に努めるとともに、窓口を設け問い合わせに対応することとする。

## 6 被災児童生徒等の調査報告

町本部は、施設責任者の協力を得て、「災害により被災した児童生徒数調」（様式80号）に定める事項につき速やかに調査し、県支部教育班に報告するものとする。

## 7 学校保健対策計画

災害時における学校給食及び児童生徒等の保健対策は、この計画によるものとする。

### (1) 被害状況等の調査報告

給食関係の被害状況の掌握と災害に伴う準要保護児童生徒給食補助の国庫負担のため次の事項を調査し、報告するものとする。

#### ア 学校給食用物資の被害状況調

学校給食センターは、学校給食用物資の被害を教育部に報告し、教育部はこれを集計して県支部教育班へ報告するものとする。

#### イ 児童生徒等被災状況調

各小中学校等は、児童生徒等の属する世帯の被害状況を調査し、教育部に報告し、教育部はこれを集計して県支部教育班へ報告するものとする。

### (2) 給食の実施

ア 災害により被害があっても、できる限り継続して実施するものとする。

#### イ 施設の管理

給食用施設、設備が浸水した場合等にあつては、汚染された台所、炊事場、炊事具及び食器、戸棚等を中心にクレゾール水などの消毒薬を用いて拭浄し、床下には湿潤の程度に応じて所要の石灰などを散布する等衛生管理に配慮するものとする。

ウ 学校等が避難所として使用されるときは、給食施設は、り災者用炊出し施設に利用されることが多いが、学校給食とり災者炊出しとの調整に留意するものとする。また、他の避難所のり

災者炊出しとの調整にも留意するものとする。

#### エ 従事者の保健

調理及び配分等給食従事者に対しては、健康診断を実施し、下痢状態にある者は従業を禁止し、検便を行うものとする。なお、従事者の身体、衣服の清潔保持に努めるとともに、特に調理者の手洗いを励行させるものとする。

#### オ 飲料水の確保

災害時における学校の飲料水は、水道、井戸水いずれについても当分の間煮沸したものを使用するものとする。なお、浸水した井戸については、井戸ざらいを行い、クロール、石灰等を用いて十分消毒を行うものとする。

#### カ 食品衛生

災害時における給食は、感染症、食中毒等の発生防止のため調理の方法、材料等に十分注意するとともに、食事前は必ず手洗いを励行させるものとする。

#### キ 被害物資対策

町本部は、県本部から指示があるまでの間、被害を受けた給食用原材品を保管しておくものとする。

### (3) 児童生徒等の保護

各学校長等は、洪水等の災害時にあっては児童生徒等の保健指導を強化し、感染症の発生のおそれのあるときは、臨時に児童生徒等の健康診断を行い、患者の早期発見と早期処置に努めるものとする。なお、児童生徒等に感染症が集団発生したときは、町本部、県支部保健班、学校医等と緊密に連絡をとり、防疫措置に万全を期するものとする。防疫の実施は、本章第6項第12節「防疫計画」の定めるところによる。

### (4) 心の健康管理

町教育委員会は、被災した生徒等及び救援活動に携わった教職員に対し、メンタルケアを必要とする場合、相談事業や研修会等を実施する。

### (5) 児童生徒等の安全措置

各学校長等は、平素の避難訓練に基づき、迅速に児童生徒等を避難させ、その掌握を確実にする等、それぞれの災害の質に応じた救急処置及び安全措置を講ずるものとする。

#### ア 登下校

地域やその時の状況判断により町本部等との連携を密にしながら登下校の可否を決めるものとする。

緊急下校の際は、通学路の安全を確保し、できるだけ家庭との連絡をとりながら、小集団で下校するなどを指示し、児童生徒の安全を確保するものとする。

#### イ 救急処置

災害が発生した場合には、速やかに適切な救急処置を行うものとする。

#### ウ 死傷者等の報告

災害による児童生徒等の死者、行方不明者又は負傷者のある場合には、町本部、教育委員会及び教育振興事務所へ速やかに報告するものとする。

## 8 文化財の対策

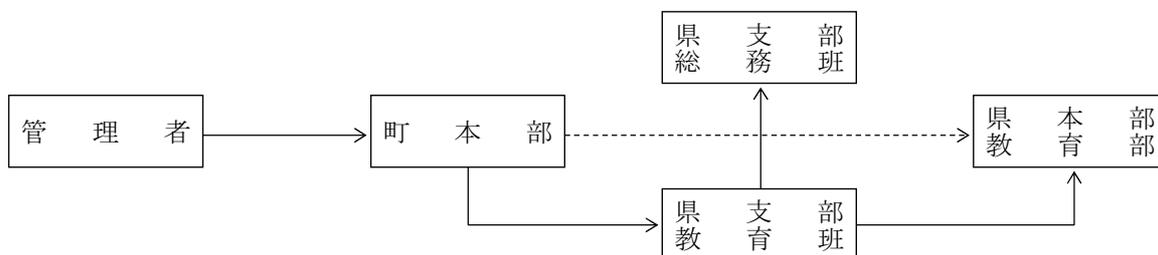
### (1) 所有者又は管理者への指導

被災文化財については、県文化財保護審議会委員、池田町文化財審議会委員の意見を参考にし、文化財的価値を維持するよう被害文化財個々についてその対策を所有者又は管理者に指示し、指導するものとする。

本町の文化財の現況は、資料編に掲載のとおりである。

### (2) 被害報告

文化財、公民館その他社会教育施設等に被害が発生したときはその管理者は、次の系統により被害の状況を県支部教育班へ報告するものとする。



## 第8項 公共施設の応急対策

関	係	機	関
建	設	課	
公共施設を管理する課			

災害発生時、各公共施設の管理者は、各々が管理する公共施設の緊急点検を行い、これらの被害状況等の把握に努め、二次災害の防止や被災者の生活確保を最優先した施設復旧を行う。

### 1 実施内容

#### (1) 道路施設の応急対策

##### ア 応急対策

建設部は、災害発生後速やかに、管理する道路の被害状況を調査し、災害の発生地域や被害状況を勘案したうえで、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努める。

##### イ 応援要請

建設部は、啓開作業を実施するにあたり、路上の障害物の除去が必要な場合には、警察機関、消防機関、自衛隊、建設業者等の協力を得て実施する。

#### (2) 河川施設の応急対策

建設部は、災害発生後直ちに施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努める。堤防施設等に被害を認めた場合は、その被害状況に応じた適切な応急対策に努める。

#### (3) 土砂災害防止施設の応急対策

##### ア 土砂災害危険箇所の点検、状況把握

建設部は、県と協力して土砂災害危険箇所のパトロールを行い、がけ崩れ、地すべり等の発生の有無、土砂災害防止施設の被害状況を把握する。また、がけ崩れ、地すべり等が発生した危険箇所の住民に対して、警戒避難体制をとるよう通知する。

##### イ 応急対策

建設部は、被害が拡大しないようクラック、滑落のある箇所についてビニールシートで覆う等応急処置を行う。被害が拡大する恐れがある箇所には、観測機器の設置に努める。なお、異常が発生した場合には、避難勧告が迅速に発令できるよう情報伝達を図る。

#### (4) 治山施設の応急対策

##### ア 応急対策

建設部は、林地崩壊、治山施設の被害状況の早期把握に努めるとともに、二次災害発生の恐れのある箇所の把握に努める。人家、公共施設等への二次災害の恐れが高く緊急に復旧を要する場合は、必要に応じて災害復旧に先立ち、応急復旧工事を実施する。

##### イ 応援要請

建設部は、応急復旧のため建設業協会、建設業者、森林組合等に対して応急資材の確保、出動

を求める等必要な措置をとる。

#### ウ 応急資材の確保

建設部は、生産設備や道路の不通等を想定して、地域で確保できる簡易な資材（木材等）の活用を考慮する。

#### (5) 公共建築物の応急対策

町は、公共施設について、災害対策の拠点施設や避難施設などの利用が想定されることから、施設及び施設機能の点検を実施し、被害状況の把握に努め、できる限り応急復旧による機能確保に努める。

## 第9項 産業応急対策

関	係	機	関
産	業	課	
池	田	温	泉

災害時における産業の応急対策を迅速に行うため、適切な措置をとる。

### 1 実施内容

#### (1) 商工業の応急対策

##### ア 物価安定計画

建設部は、災害発生に伴って物価が高騰し、又は高騰が予想されるときは、速やかに県及び関係団体と物価安定について協議し、消費の物価安定を資する。

##### イ 災害融資計画

建設部は、被災商工者のうち事業資金の融資を希望する者のために、県の融資計画に定める一般金融、県費預託、保証助成の斡旋を行う。

##### ウ 復旧資材等の調達

建設部は、復旧資材の確保、斡旋について町本部から要請のあったときは、町内で適当な業者(団体)等に協力を依頼する。なお、町内において確保が不可能なときは、県本部に対して確保、斡旋の要請をする。

#### (2) 観光客等の応急対策

##### ア 体制の整備

観光施設や運動施設等には、不特定多数の人が集まるため、災害発生時パニック等の混乱が予想される。そのため、観光施設等の経営者又は管理者は、施設利用者の安全を図るため責任者を定めておくほか、平常時から救助その他の組織を整備するとともに、各施設ごとに具体的な計画を策定しておく。

##### イ 応急対策

観光施設等の経営者又は管理者は、気象の状況その他災害条件を把握し、施設利用者に徹底するとともに、緊急時における避難予定先、経路誘導の方法を徹底しておく。

##### ウ 応援の要請

観光施設等の経営者又は管理者は、災害時における応急対策の実施ができないときは、速やかに町本部又は警察官に応援の要請をする。この場合に要する経費は、観光施設等経営者の負担とする。

##### エ 風評被害対策

町は、災害時の観光への風評被害を最小限に止め、観光客の早期回復を図るため、必要な対策を実施するものとする。

### (3) 農作物の応急対策

#### ア 代作用種子の確保

農業経営者は、災害時における代作用種子を災害に備えて平常時から備蓄しておくとするが、なおかつ不足し確保できないときは、建設部は、県に確保、斡旋の要請をする。

#### イ 病虫害防除対策

##### a 病虫害防除指導の徹底

建設部は、災害によって病虫害の発生が予想される時又は発生したときは、病虫害発生予察情報に基づき、県、植物防疫協会、農業協同組合、農業共済組合等と協力して病虫害防除の指導、徹底に当たる。なお、病虫害発生予想情報は、県本部農政部において発し、県支部病虫害防除班に通知され、町本部へ伝達される。

##### b 農薬の確保

農業協同組合、農業経営者は災害用農薬を確保しておくが、災害時に農薬が不足して確保できないときは、建設部は県に確保、斡旋の要請をする。

##### c 防除器機具の整備

緊急防除に当たって機具が不足し、建設部が確保できないときは、県に応援の要請をする。

#### ウ 肥料等の確保

建設部は、災害のため必要な肥料等が確保できないときは、県に確保、斡旋の要請をする。

### (4) 畜産の応急対策

#### ア 実施の組織

畜産関係の災害応急対策の実施は、建設部が行うほか次の組織による。

##### (ア) 建設部における協力組織

建設部は、次の協力機関（以下「関係機関」という。）の協力を得て災害応急対策に当たる。

##### a 畜産振興会

##### b 農業協同組合

##### c 獣医師会西濃支部

##### (イ) 死亡家畜処理班の編成

災害時の死亡家畜の処理は、関係機関の協力を得て速やかに実施する。

##### (ロ) 家畜診療班及び家畜防疫班の編成

建設部は、災害時における家畜の診療、畜舎の消毒及び緊急予防注射等の家畜感染症予防に当たるため、家畜診療班及び家畜防疫班を編成する。なお、必要に応じて関係機関の協力を求める。

#### イ 応急対策

家畜の応急対策は、次により実施する。

##### (ア) 家畜の避難

建設部は、水害等による災害の発生が予想され、又は発生したときは、避難場所について県支部家畜保健衛生班と連絡をとり、家畜を避難させる必要があると認めるときは、家畜飼育者に避難させるよう指導するとともに、必要に応じ関係機関の協力を求める。

(イ) 死亡家畜の処理

建設部は、関係機関の協力を得て処理する。

(ウ) 家畜の診療

建設部は、災害のため家畜飼育者が平常時の方法により家畜の診療を受けることができないときは、診療に当たる。なお、町において実施ができないときは、県に要請する。

(エ) 家畜の防疫

畜舎等の消毒、緊急予防注射は、関係機関の協力を得て実施する。

(オ) 飼料等の確保

建設部は、避難家畜に対する飼料、薬等が現地において確保できないときは、県に確保、斡旋の要請をする。

(カ) 青刈飼料等の対策

建設部は、飼料作物、牧草等が風水害により被害を受け全壊又は回復の見込が少ない場合は、速やかに再播措置について指導する。一部の被害で回復の見込がある場合は、速効性の肥料を施用し、生育の促進を行うよう指導する。なお、災害時において飼料作物、牧草等の種子及び肥料を確保することができないときは、県に確保、斡旋の要請をする。

(キ) 畜産生産物の流通対策

建設部は、被災地域内において畜産農家の生産物が災害に伴う交通途絶などにより搬送ができないときは、関係機関に対して搬送の協力を要請する。

(5) 林地、林産物等の応急対策

ア 林地の対策

建設部は、災害により発生した林地被害の復旧工事について、特に先行して施行する必要があるもの、又は公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置し難いものである場合、県にその緊急復旧を要請する。

イ 造林木の対策

(ア) 倒木対策

建設部は、災害により倒木したもののうち倒木起しにより成立可能なものについて、森林組合等と協力して、できる限り速やかに根踏み、倒木起しを実施するよう指導する。

(イ) 資材等の調達

建設部は、災害に備えて、町あるいは森林組合等において倒木復旧に必要な木起し機、縄等を常備しておくように努めるが、災害発生時にそれら資機材が不足するときは、県に確保、斡旋を要請する。

ウ 苗木等の対策

(ア) 苗木種子の確保

建設部は、災害により苗木、種子の確保が困難なときは、県に確保、斡旋を要請する。

(イ) 病虫害の防除

建設部は、森林組合と協力して長雨、冠没水等の災害による苗木への赤枯病、ペスタロチャ病等の防除について指導の徹底を図る。

エ 一般林産物及び施設の対策

(ア) 被害木の処理

建設部は、森林組合等と協力して被害木の早期伐出について督励指導するとともに被害木搬出等のため労務、輸送の確保に努める。

(イ) 浸水製材施設の処理

建設部は、浸水等により製材施設が被害を受けたときは、森林組合、木材協同組合等関係機関と協力して、速やかに清掃処理を行い、製材能率の早期復旧を図るようその指導徹底に当たる。

(6) 干害応急対策

ア 応急対策

建設部は、干ばつ被害の発生が予想されるときは、被害を防止するため、農業用水の無効放流と漏水の防止及び節水協力の要請等適切な対策を講ずる。

イ 応急対策用ポンプ

建設部は、干ばつ地帯の干害応急対策用ポンプが不足するときは、東海農政局が保有する農業用応急ポンプを利用してその対策に当たる。

ウ 干ばつ被害の報告

水田及び一般畑については、連続干天日数(日雨量5 ミリメートル未満を含む。)が20日以上又は30 日間の総雨量が100mm以下、果樹園については、連続干天日数が25日以上又は30日間の総雨量が60mm 以下、及び干ばつ被害が発生したときは、次の方法で即報する。

(ア) 建設部は、「干害被害報告書」(様式88号)により県に提出する。

(イ) 被害の状況を取りまとめ、応急対策の実施について万全を期すとともに、速やかにその概要を県に報告する。

## 第10項 ライフライン施設の応急対策

関	係	機	関
総	務	課	
水	道	課	

電気、上下水道等のライフライン施設に被害が発生すると、被災町民の生活に大きな混乱を生じるだけでなく、その後の復旧活動や経済活動にも支障を来す。また医療活動を実施するうえにおいては、これらの提供は不可欠であり優先的に供給する必要があるため、事業者間の広域的な支援体制の実施、復旧予定時期の目安明示による民心の安定、防災関係機関や医療機関への優先的復旧などを図る。

### 1 実施内容

#### (1) 水道施設

##### ア 緊急要員確保

水道部は、緊急要員確保と情報連絡体制を整備する。

##### イ 被害状況調査及び復旧計画の策定

水道部は、水道施設の被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに送・配水システムを考慮した復旧計画を作成する。

##### ウ 復旧資機材業者及び工事業者への協力要請

水道部は、復旧用資機材の確保、復旧工事の実施について、業者に協力を要請するとともに、大垣市給水区域については協定に基づき、大垣市指定管工事協同組合に対して水道施設の応急復旧の応援を要請する。

##### エ 応急復旧の目標期間の設定

《目標期間》

ア 3 日まで：給水拠点による給水（1 人1 日3 割）

イ 10 日まで：幹線付近の仮設給水栓（1 人1 日20 割）

ウ 21 日まで：支線上の仮設給水栓（1 人1 日100 割）

エ 28 日まで：仮配管による各戸給水や共用栓（1 人1 日250 割）

##### オ 県への応援要請

町本部は、水道部による応急復旧が困難な場合は、「岐阜県水道災害相互応援協定」に基づき県を通じて他の水道事業者に対し応援を要請する。

##### カ 重要施設への優先的復旧

水道部は、防災関係機関、医療機関について優先的に復旧する。

## (2) 下水道施設

水道部は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。

### ア 緊急要員の確保

水道部は、緊急要員確保と情報連絡体制を整備する。

### イ 被害状況調査及び復旧計画の策定

水道部は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、下水道施設の被害状況調査を速やかに実施し、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

### ウ 復旧用資機材業者及び工事業者への協力要請

水道部は、復旧用資機材の確保、復旧工事の実施について、建設業者に対して応援を要請する。

### エ 県への応援要請

町本部は、水道部による応急復旧が困難な場合は、「岐阜県下水道災害協定」に基づき県を通じて他の下水道事業者に対し応援を要請する。

## (3) 電気施設

### 町の応急対策

#### (ア) 連絡調整

総務部は、災害発生時には中部電力株式会社から被害状況、関連施設の運営状況等の情報を収集し、町本部に報告する。町総務部広報担当及び情報提供担当は、関係機関、報道機関等への正確・迅速な情報伝達に努める。

#### (イ) 応援要請

町本部は、二次災害防止と応急復旧への協力を中部電力株式会社及び電気工事関連団体に要請するとともに、町民への広報に努める。

## (4) 鉄道施設

### 町の応急対策

#### (ア) 連絡調整

総務部は、災害発生時には関係鉄道事業者から被害状況、列車等の運行状況及び関連施設の運営状況等の情報を収集する。町総務部広報担当及び情報提供担当は、関係機関、報道機関等への正確・迅速な情報伝達に努める。

#### (イ) 応援要請

総務部は、二次災害防止と応急復旧への協力を鉄道事業者及び関連団体に要請するとと

もに、住民への広報に努める。また、バス代行輸送体制に関する現地情報を集約し、鉄道事業者及び道路管理者と連携し、生活交通を確保する。

(5) 電話（通信）施設

町の応急対策

(ア) 連絡調整

町本部は、災害発生時には電気通信事業者から被害状況、関連施設の運営状況等の情報を収集する。町総務部広報担当及び情報提供担当は、関係機関、報道機関等への正確・迅速な情報伝達に努める。

(イ) 応援要請

町本部は、二次災害防止と応急復旧への協力を電気通信事業者及び関連団体に要請するとともに、住民への広報に努める。

(6) 放送施設

町の応急対策

町本部は、災害発生時には放送事業者から被害状況、関連施設の運営状況等の情報を収集する。町総務部広報担当及び情報提供担当は、関係機関、報道機関等への正確・迅速な情報伝達に努める。